

平成18年6月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成18年6月15日（木曜日）

議事日程第1号

平成18年6月15日（木曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 全議案上程
- 第5 議案第50号 八峰町総合振興計画審議会条例制定について
- 第6 議案第51号 八峰町合併町村振興基金条例制定について
- 第7 議案第52号 八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 第8 議案第53号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第54号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第55号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第56号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務規程の一部変更について
- 第12 議案第57号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第13 議案第58号 八峰町過疎地域自立促進計画について
- 第14 議案第59号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第15 議案第60号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第16 議案第61号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第17 発議第8号 予算特別委員会の設置について
- 第18 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第19 議案第62号 平成18年度八峰町一般会計予算

- 第20 議案第63号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
 第21 議案第64号 平成18年度八峰町老人保健特別会計予算
 第22 議案第65号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
 第23 議案第66号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算
 第24 議案第67号 平成18年度八峰町基川財産区特別会計予算
 第25 議案第68号 平成18年度八峰町土地取得特別会計予算
 第26 議案第69号 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算
 第27 議案第70号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
 第28 議案第71号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
 第29 議案第72号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
 第30 議案第73号 平成18年度八峰町営診療所特別会計予算

出席議員（16人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 松岡清悦 | 2番 大山義昭 | 3番 石塚正一 |
| 4番 今井一政 | 5番 佐藤克實 | 6番 丸山あつ子 |
| 7番 門脇直樹 | 8番 菊地 薫 | 9番 福司憲友 |
| 10番 鈴木一彦 | 11番 柴田正高 | 12番 芦崎達美 |
| 13番 木藤 實 | 14番 見上政子 | 15番 須藤正人 |
| 16番 阿部栄悦 | | |

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

- | | | | |
|------------|-------|------------|------|
| 町 長 | 加藤和夫 | 教 育 長 | 千葉良一 |
| 総務課長 | 皆川鉄也 | 収入役室長 | 金谷 茂 |
| 企画財政課長 | 須藤徳雄 | 管財課長 | 木村 学 |
| 税務課長 | 佐々木 充 | 産業振興課長 | 武田 武 |
| 八森町民サービス課長 | 小林孝一 | 峰浜町民サービス課長 | 嶋津宣美 |
| 福祉課長 | 佐藤 弘 | 保健衛生課長 | 金平嘉孝 |
| 農業振興課長 | 米森昭一 | 建設課長 | 辻 正英 |
| 上下水道課長 | 高宮建一 | 農業委員会事務局長 | 松森尚文 |

学校教育課長	伊 勢 均	生涯学習課長	齊 藤 英市郎
学校給食センター所長	加賀谷 敏 一	峰浜公民館長	福 司 和 明
子ども園園長	小 林 康 範		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡 田 辰 雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	---------	-----	--------

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成18年6月八峰町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し、意見を求めていますので、その結果の報告を議会運営委員長に求めます。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） 報告いたします。

議長の諮問に応じ、去る6月9日、委員全員並びに議長同席のもと議会運営委員会を開催し、平成18年6月八峰町定例議会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本会議の会期については、本日より6月23日までの9日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしております日程表及び議事日程表のとおりと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月23日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日まで

の9日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、加藤町長の行政報告並びに予算編成方針を行います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。

平成18年6月八峰議会定例会の開会にあたり、提出諸議案の説明に先だち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、2件の事故報告をさせていただきます。

合併間もない4月11日、八森の佐々木春美さんが海へ釣りに出かけたまま帰宅しないと家族から連絡が入り、捜索の結果、青森県境付近で車は確認されたものの本人は発見できず、夜も遅かったことから二次災害の危険性を考慮し、現地に担当職員を待機させ、当日の捜索は打ち切ったところであります。

明日早朝より再度捜索したところ、残念ながら波打ち際で死亡が確認されたところであります。本人のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族の方々にも哀悼の意を表すものであります。

また、6月3日には、農作業に出かけるため滝の間駅から北側に約250メートルの線路を横断中の滝ノ間の菊地リヨさんの手押し車がレールに引っかかり、これを後ろ向きのまま取り外そうとしているのを運転士が発見し、急ブレーキをかけたが間に合わず普通列車に跳ねられ、病院に搬送されましたが1時間半後に死亡が確認されたところであります。

たび重なる訃報に心を痛めているところでありますが、改めてご家族初め親族の方々にご冥福と心からの弔意を表すものであります。このような悲惨な事故が二度と起こらぬよう、そして遭わないよう、さらなる注意を喚起してまいります。

次に、防災訓練についてであります。5月26日、日本海中部地震を教訓に制定された県民防災の日にあわせ、峰浜地区においては石川集落で初期消火・火災防御訓練を、八森地区においては岩館集落での避難・初期消火訓練や防潮門閉鎖訓練を、それぞれ地元消防分団員初め多くの地区住民のご協力をいただき実施されたところであります。有事の際にはこういった訓練が必ず役立つものであり、早朝から出動された消防団初め参加された住民の皆様に感謝申し上げますとともに、ご指導いただきました八峰消防署や警察署等関係の方々に厚くお礼申し上げます。

次に、火災発生についてであります。防災訓練の2日後の5月28日に残念ながら原

野火災が発生し、峰浜水沢字下カッチキ台地内の保安林約18アール(8年生松約200本)を焼損しました。幸い人家や人身に事故はありませんでしたが、新町での無火災記録はなくなりました。これを契機に、改めて防火思想の普及に努めてまいります。

次に、悠久の森白神フェスティバルについてであります。3月1日から4月30日までの期間で公募しておりました「第6回白神の詩コンテスト」は、今回も全国30都道府県から273点の作品が寄せられました。

大賞等の審査については、5月8日、八森庁舎において一次審査を行い、その後5月26日、東京において、今年も松尾一彦さんとトワ・エ・モワの芥川澄夫さんに審査をお願いし、大賞作品1点と優秀作品2点を選考していただきました。

今年の大賞であります。岐阜県岐阜市在住の青木咲子さんの作品「森には少年が住んでいる」であります。全体の選考結果につきましては、6月9日に各報道機関等に対し、プレス発表をしております。

今後のイベントの予定ですが、8月27日にコンテスト表彰式や発表会、やすらぎコンサートなどを御所の台ふれあいパーク特設ステージで開催することにしております。今回は、松尾一彦さん、芥川澄夫さん、K O K I Aさん、白鳥マイカさんなど、多彩なゲストを予定しております。また、今年度も白神八峰商工会や活性化イベント実行委員会などと連携し、これまで以上に盛り上がるイベントになるよう実行委員会を組織し、準備を進めておりますので、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

次に、東京八森会総会についてであります。去る5月28日、新宿ワシントンホテルにおいて第44回東京八森会総会が開催されました。この総会には、町から私と担当課長、議会から阿部議長と須藤副議長、商工会から職員等4名、あわせて8名が出席し、八峰町の近況をお知らせしながら出席者との懇親を深めてまいりました。

総会には、会員、関係者など約120名と、例年より少ない参加者数ではありましたが1年ぶりの再会を喜び合うなど、終始、なごやかな雰囲気につつまれておりました。

また、関東峰浜ふるさと会から米森会長ほか1名が参加し、交流を深めておりました。

両会の統合につきましては、会の自主性を尊重することとしておりますので、よりよい関係を存続しながら、将来的な統合も視野に入れながらさらに連携を深めていただければと考えております。

次に、戸籍関係事務についてであります。3月27日合併により新たに八峰町としてスタートし町名を変更したことに伴い、八森庁舎、峰浜庁舎及び塙川出張所にあるすべ

ての戸籍簿並びに戸籍簿附表の本籍の住所変更を行いました。

また、八峰町に本籍を有し、かつ町外に住所を設定している方すべてについては、住民基本台帳法第9条第2項の規定に従い、本籍地の住所が変更になった旨をそれぞれの住所地の区市町村長に通知いたしました。この通知は4月27日付で行いましたが、対象となった区市町村数は494となっております。

さらに、岩館、東八森郵便局で行っているワンストップサービスや能代市の斎場利用に関しましても、新町の八峰町住民が引き続き利用できるよう協定書を取り交わしました。

次に、全町一斉清掃についてであります。4月16日、あいにくの雨模様にもかかわらず、早朝より全町民参加のもと実施いたしました。八森地区においては側溝の泥上げを行い、また峰浜地区においてはクリーンアップを実施したところであります。休日ではありましたが、参加いただいた町民の皆様には心より感謝を申し上げるところでございます。

集積されたゴミの量は膨大で、燃えるゴミが277袋、重量991キログラム、燃えないゴミが291袋、約3,000キログラムでありました。

このほかに、産業廃棄物であるタイヤや家電リサイクル法指定となっているテレビ、洗濯機、冷蔵庫等もありました。街並みにゴミのない快適な環境をつくるためには、一人一人のモラルとマナーが必要であることは言うまでもありません。今後ともゴミの減量化はもとより、不法投棄防止策の強化に努めてまいります。

次に、子ども園についてであります。4月5日に入園式等を行い、新入園児45名をお迎えしたところであります。入所児童数は4月1日現在、5つの子ども園で203名の園児数となっております。

また、先日の藤里町の事件に関連し、子ども園では園児の送り迎えは保護者が行っておりますが、「子どもの安全確保について」5月19日に保護者の方々に周知を図ったところであります。

次に、農林水産物直売施設についてであります。ハタハタ館に隣接して整備いたしました農林水産物直売施設「ぶりこ」は、運営組合を3月13日に設立し、展示方法や商品の表示などの実践研修を経て、4月27日オープンいたしました。オープン当日は雨天にもかかわらずたくさんのお客さんが訪れ大盛況でありましたが、オープン後におきましても、山村広場桜まつりやゴールデンウィークを迎えたことから滑り出しは順調で、

はちもり観光市との競合などを心配しておりましたが、お客さんの動きを見ると、産直施設とはちもり観光市のルートができあがり相乗効果が表れたものと思っております。

また、「おらほの館」については、これまで順調な経営を続けてまいりましたが、5月20日に入館者が開設以来70万人突破を記録いたしました。

次に、これまで開催した各種のイベントについてであります。4月8日に「ぶなっこランド」で、県森づくり推進課と共催でキノコの植菌体験を行っております。当日は、雨交じりの天候ではありましたが、募集定員の50人が参加し、シイタケとナメコの植菌作業に心地よい汗を流しております。

山村広場桜まつりは、4月15日から30日までの16日間開催いたしました。期間中の入込客数は6,000人余りで、キャラクターショーや各種イベントを催した最終日の30日は、桜は満開を迎え好天に恵まれたこともあって、駐車場が満杯となる5,000人の入込みがありました。今年は、桜の開花が遅く、ゴールデンウィーク中も満開であったことと、産直施設「ぶりこ」の開店もあって、山村広場は桜まつり終了後も観桜会や子供連れの観光客で賑わっております。

また、5月28日には「二ツ森自然観察会」を開催いたしました。都市部などから20人の参加があり、雪渓を踏みしめながら新緑と見頃のミネザクラなどの自然景観を満喫しておりました。

このようなイベント事業により、地域の自然環境や地域生産物をPRしながら、さらに地域産業への波及と活性化を推進してまいりたいと考えております。

次に、観光事業の経営状況についてであります。まず、ハタハタの里観光事業株式会社の平成17年度（第12期）の決算状況等についてご報告いたします。

去る5月26日の株主総会でその内容について説明し、承認されておりますが、損益では、引続き光熱水費・人件費等の抑制などの経営努力と合理化を徹底した結果、当期純利益は37万円の黒字となっております。

また、株式会社ポンポコ山の第9期の決算状況につきましては、5月30日に株主総会を開催し承認されておりますが、今期は灯油の高騰などの影響が大きく、当期純利益で215万円の赤字となり、経費の縮減とともに経営の見直しも検討しなければならないものと考えております。

日本経済に明るい兆しが見えかけてきているとはいえ、まだまだ先行き不透明でありますので、今後ともより一層の営業強化と経営の合理化を推進し、黒字経営を目指すと

ともに、来訪者のニーズに応じたサービスを提供し、お客様に親しまれる施設となるよう努力してまいります。

次に、八森中学校体育館ステージ屋根崩落事故のその後の状況を申し上げます。

仮復旧につきましては、被災後、即時除排雪を行い、残材の処理、ステージの間仕切り工事等を実施しております。

本復旧工事費につきましては、18年度暫定予算に計上し、確認申請や工事発注の作業を進めてまいりました。そして、5月19日に入札を執行し、8月21日の完成に向けて工事が進められております。工事期間中は、生徒の安全対策に万全を期すとともに、内部足場組立を行う7月20日以降は若干の規制を受けますが、A・B両アリーナはいずれも使用可能であります。

次に、学級編制についてであります。新年度の入学児童・生徒については、八森小学校19名、観海小学校12名、岩館小学校7名、水沢小学校17名、岩子小学校3名、埜川小学校13名の小学校合計71名。峰浜中学校38名、八森中学校29名の中学校合計67名であります。

また、岩館小学校の2・3年と4・5年、岩子小学校の3・4年と5・6年は複式学級となり、八森中学校、峰浜中学校とも1年生は1学級となっております。

特殊学級については、観海小学校が学級継続、そして新たに八森小学校に難聴の特殊学級が新設されております。

これにより、学級数は小学校が33学級、中学校が10学級となっております。

また、特殊学級の配置が認められなかった埜川小学校、峰浜中学校並びに八森中学校には、学校生活サポート事業を活用し、それぞれ非常勤職員を配置したところであります。

次に、児童・生徒の安全確保対策について申し上げます。

北秋田市の小学生の自転車による死亡事故や藤里町の小学生が立て続けに亡くなるという痛ましい事態を受け、管内の学校長に対し、今一度、児童生徒の交通事故防止や登下校・通学路等の安全対策、不審者への対応や危険回避の方法、校外生活での注意事項等について指導の徹底をお願いするとともに、町内小学校全児童生徒に防犯ブザーを所持させております。

また、自治会長を初め婦人会、老人クラブ等各種団体に子供の安全確保について協力依頼をするとともに、防災無線で住民の方々にも協力を依頼したところであります。

次に、岩館小学校の学級閉鎖について報告します。

去る5月29日、岩館小学校長より、2・3年生児童13名中、8名がインフルエンザ様疾患の可能性があるとの届出であり、欠席児童8名中、3名がインフルエンザと診断され、学校全体の蔓延を防止するため、5月29日と30日の2日間、学級閉鎖といたしました。

次に、平成18年度奨学生採用状況について申し上げます。

去る4月21日の奨学生選考委員会の答申を受け、申込者11名、全員の採用を決定しております。内訳は、大学生6名、専修学校生等4名、高校生1名となっております。

次に、児童・生徒の活躍状況について申し上げます。

春の小学校の大運動会は、八森地区が5月14日、峰浜地区が5月21日、28日、保護者はもとより地域住民の参加のもとに盛大に開催されました。グラウンド狭しと元気に走り回る子供たちの姿は、とても印象的でした。

また、去る5月27日、北部地区球技大会に代わって開催された第1回八峰町学童野球大会は、好天のもと熱戦が繰り広げられ、八森白滝スポーツ少年団が見事初優勝を遂げました。心からお祝い申し上げますとともに、今大会を主催いたしました八峰町野球連盟には、そのご労苦に対し衷心より感謝申し上げます。

また、中学校の春季総合体育大会では、各部とも選手たちは大健闘し、特に野球では八森中学校が、軟式テニスでは峰浜中学校女子が団体・個人で見事全県大会出場を果たしました。

全県大会でも健闘いたしましたが、今一步及びませんでした。夏季大会に向けて、さらなる精進と活躍を期待するものであります。

次に、社会教育関係についてであります。少子高齢化が著しい本町においても、生涯学習を初めとする社会教育の重要性は一層高まっております。

今回の町村合併を期に、公民館を八森地区、峰浜地区の2館体制とし、地域に密着した公民館活動を展開してまいります。

事業を実施するに当たり、5月25日開催された教育委員会において、社会教育委員を初め体育指導委員、生涯学習奨励員の委嘱並びに文化財保護審議会委員の任命同意をいただいております。これらの方々を先頭に各種事業を展開し、八峰町の社会教育を推進してまいり所存であります。

また、高齢者の生涯学習の一環として、旧峰浜村が実施してまいりました「ことぶき

大学」の開講式が、去る6月12日、峰栄館で総勢280名の学生が参加して賑々しく行われました。なお、これまで八森地区で開催されていないこともあり、今後一本化した開催も含め八森地区の方々と協議してまいります。

次に、峰浜地区文化交流センター(峰栄館)は、冷暖房設備が老朽化し、去る5月2日入札を実施し、6月26日完成目指し工事が進められております。

以上であります。

次に、予算編成方針について説明いたします。

平成18年度の予算編成の基本方針と、その主な施策について私の所信を申し上げます。

我が国の経済は、企業収益の改善や設備投資の増加による企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、世界経済の着実な回復に伴って、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれています。しかし、在庫調整の動きや原油価格の動向が内外経済に与える影響は大きく、今後とも予断を許さない状況であり、依然として厳しい経済環境となっています。

国においては、平成18年度予算について、いわゆる「骨太の方針2005」を踏まえ、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしています。

他方、現下の地方財政は、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により借入金残高が急増しており、平成17年度末においては、借入金総額が205兆円に達する見込みとなるなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況の中で、地方自治体が国民の要請に応じてその機能を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方の創造性・自律性を高め、積極的な施策の展開が可能となるよう自主財源の充実確保を図っていく必要があります。

本町の財政状況においても、国が進める三位一体改革により国庫補助負担金の廃止や縮減、地方交付税及び臨時財政対策債の削減などが見込まれ、歳出においては、社会福祉関係費の自然増のほか少子高齢化社会への対応、合併に伴う社会資本の整備などにより行政需要はますます増大していくことは必至であります。

このことから、本町の平成18年度の予算編成に当たっては、新町まちづくり計画の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のため、合併による効率性など合

併効果を徹底的に追求するとともに、事務事業の全般的な見直しを実施し、限られた財源を最大限活用して効率的な財政運営を図ることを基本方針に、上下水道など居住環境の整備、ハタハタ館の改修、町道の改良、水沢小学校プールの建設、統合小学校建設に向けた設計の着手など、旧町村において継続や懸案となっていた事業及び合併関連事業に重点的に配分する予算といたしました。

また、物件費や町単独補助金を5%カットするなど、これまで以上に経常経費の圧縮に努めましたが、なお不足する財源を補うため、財政調整基金と減債基金からあわせて1億9,100万円の繰入れをした結果、一般会計総額は前年度旧町村合計額と比べて3.9%増の57億2,700万円となっております。

それでは、項目ごとに重要施策について順次ご説明いたします。

行政改革の推進について申し上げます。

町村合併は無事終了したものの、依然として国の押し進める財政再建政策は地方財政に大きな影響を及ぼし、厳しい財政運営がしばらくの間は続くものと予想されます。新町における財政事情や諸課題をご理解いただいた上で、行財政改革をどのように推進すべきか等広く意見を求めるため、(仮称)八峰町行政改革懇談会を早急に立ち上げたいと考えております。人件費や補助金も含め、事務事業の見直しなどご議論いただければと存じます。

自治振興関係については、町村合併以前より、地域住民生活の利便性確保のため旧町村単位に様々な施策が展開されてまいりました。その中から引き続き必要なものについてはそのまま継続し、また、調整の必要のあるものについては調整を行いながら、地域コミュニティの増進を確保したところであります。詳しくは、街灯・会館・下水道・防犯灯などの修理や補修工事に対する補助制度の導入などであり、さらには、行政協力員会議や自治会長会議を開催し、町民の融和を図りつつ要望や意見等を取りまとめ、町政推進に役立ててまいりたいと思います。

役場庁舎建設計画について申し上げます。

町村合併は両町村の庁舎の狭隘や老朽化・規模等を考慮し、分庁方式が採用され、町民には不便・不安を与えないよう最大限の努力をいたしておりますが、1町で2庁舎を抱えるという不合理性は否めない事実であります。決裁文書のやりとり、職員との諸連絡、町民との融和等々を考慮する時、早期の庁舎建設は当面の重要課題と受け止め、まずは職員によるプロジェクトチームを立ち上げ検討してまいります。具体化なり次第、

議員の皆様にもご報告申し上げたいと存じます。

交通安全対策につきましては、国道101号線や広域基幹農道の主要路線を抱え、従来にも増した安全対策が必要と考えます。昨年11月14日、旧八森町で交通死亡事故が発生して以来、管内では212日間交通死亡事故ゼロが続いております。平成18年5月末現在、秋田県が実施いたしております飲酒運転追放運動では、飲酒運転検挙者数2名、酒気帯び運転検挙者数3名の計5名で、全県25自治体中18位と不名誉な結果が出ております。交通弱者と言われる高齢者の事故も各地で多発しており、交通指導隊員を中心とした関係機関、団体が一丸となって事故防止対策に努力してまいります。

防犯対策について申し上げます。

いつどこでどのような事故が発生するかわからない昨今であります。藤里町の例を見ますように、我が町・我が村ではあり得ないことと思いがちな事件が近隣町村で発生しており、他人事とは思えない事件であります。自分たちの地域の安全は自分たちで守っていくという、自主防衛意識の高揚が肝要な時代と認識いたしております。防犯指導員・防犯協会共々、安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

消防防災関係について申し上げます。

新町発足に伴い、新しく八峰町消防団が誕生いたしました。本団に15分団を加え、団長以下総数276名の団員数であります。町民の尊い生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりに努力していただけるものと思っております。町といたしましては、団旗や団服の更改や消火栓5カ所、貯水槽4カ所の施設整備初め消防力強化をさらに推進するとともに、防災意識向上の啓蒙普及に努めてまいります。

八峰町総合振興計画・過疎自立促進計画の策定について申し上げます。

市町村は基本構想を定め、これに即して行政運営を行うようにしなければならないと地方自治法で定められており、旧町村においても、それぞれ総合計画を策定し、行政運営を行ってきたところであります。現在、本町においては、新町建設計画を基本にまちづくりを進めておりますが、早急に総合計画を策定する必要があります。このことから総合振興計画審議会を設け、今後10年間の基本構想と5年間の前期基本計画を策定したいと考えております。あわせて本町は、これまでの旧町村時代と同様に町全体が過疎地域に指定されたことから、過疎地域自立促進特別措置法の定めるところにより、早急に過疎自立促進計画を策定する必要があります。このことから、平成18年3月27日から平成22年3月31日までの計画を策定することとし、それぞれの所要額を計上いたしました。

地籍調査事業について申し上げます。

地籍調査事業は、八峰町においても旧町村の計画地区を継続して調査を行うこととしております。今年度の八森地区は、八森字家の向・滝の間・茶の沢・長坂の各一部で19ヘクタール、943筆となっております。峰浜地区につきましては、峰浜石川字長坂台の全部、右京堂・小林の一部、44ヘクタール、493筆となっております。なお、調査における境界表示につきましては旧八森町に準じて行うこととしているため、地籍調査事業で境界杭等を設置いたします。

また、6月中には調査関係者への説明会を開催して、現地調査に入る予定といたしております。

福祉関係について申し上げます。

今年度は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画の初年度となっております。国の三位一体改革と介護保険法の改正により、老人福祉事業に対する補助金の打ち切りや制度移行など大幅な見直しが行われたところであります。これまでの補助事業として実施しておりましたデイサービス、配食サービス、ヘルパー派遣事業及び在宅介護支援センターの運営など、町の高齢者対策・事業の根本を揺るがすものであります。これらを踏まえ、法に基づく地域支援事業として区分されております介護予防、包括的支援、任意で行う3事業に振り分けたほか、移送サービス、軽度生活援助、施術費の支給等の町単独事業も織り交ぜ高齢者サービスの継続を図ったところであります。

次に、障害者福祉であります。障害者自立支援法の施行により身体障害・知的障害・精神障害の種類や年齢による福祉内容が決められていましたが、3障害が一つになった施策が必要となってまいりました。

このため、障害者福祉計画を今年度中に策定し、対応してまいりたいと思っております。

また、支援費等にかかわるサービス程度を判定する審議会を設置することが市町村に義務づけられております。

児童福祉事業では、放課後児童健全育成事業を初め育児助成金の支給、児童手当の支給はゼロ歳から小学3年生までが支給対象でありましたが、ゼロ歳から小学6年生までと支給対象が拡大されております。

保健衛生関係について申し上げます。

健康保持・増進のため各種事業については、各種の健康診査事業を行い、疾病の早期

発見に努めるとともに、そのデータを十分活用しながら、がん・心臓病・脳血管疾患など生活習慣病の予防に努めてまいります。

また、健康教育や健康相談などを通じて、食生活の改善、運動の推奨及び心の健康づくりなど1次予防事業を積極的に行い、健康づくりを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、新たに5歳児健診を取り入れるとともに、妊婦検診・乳幼児健診を引き続き実施し、育児相談・離乳食指導で未来ある乳幼児のすこやかな成長とその保護者の子育てを支援してまいります。

生活環境関係について申し上げます。

一般ごみの収集につきましては、缶類、紙類、ビン類、ペットボトル等分別の対象とし、これまでと同様資源のリサイクルを推進してまいります。また、白神山系、日本海といった、恵まれた素晴らしい環境にある八峰町の街並みにごみが散乱するようなことがあってはなりません。個人個人のモラル、マナーが肝要であることはもちろんのことではありますが、行政サイドとしてもきれいな街並み、快適なまちづくりを推進するための努力をいとわない決意でございます。

八森地区大間の廃棄物処分場についてですが、閉鎖・廃止手続きを進めるべく、今年度においてその所要額を計上しておりますので、特段のご理解をお願い申し上げます。県とも連絡を密にしながら、周辺地域に悪影響を及ぼすことのないよう確かな調査設計、工事を行い、廃止手続きを進めてまいります。

次に、八森保健センター・診療所について申し上げます。

3月に完成した八森保健センターについてであります。4月19日から保健師を中心に乳幼児健診・健康相談・健康教室等、積極的な事業を展開しております。保健センターが健康づくりの拠点として地域住民の皆様に利活用され、そして親しみと安らぎを覚える施設となるよう、保健師を中心とした体制で進めてまいります。

6月1日からは臨時職員を常駐させ、センターを常時開放するとともに、保健師との連絡を密にし、健康相談等、即時に対応すべく体制を整えております。

八森診療所についてですが、5月17日に能代市の医療法人秋田医仁会理事長瀬川泰彦氏と行政財産使用貸借権設定の契約を結んでおります。「八峰町ハタハタの町診療所」として、6月17日にオープンすることとなりました。

診療科目については、内科・胃腸科・脳神経外科・整形外科で、月曜日・水曜日・金曜日・土曜日の週4日の診療体制となっており、地域住民の健康保持、地域医療の充実

に中心的な役割を果たしてくれることを望んでやまないものであります。と同時に、今後も地域に密着した医療施設として親しまれ、地域住民の皆様に欠かせない施設となるよう互いに協力体制を取りながら進めてまいります。

なお、八森診療所開設に伴い岩館診療所は廃止して、これまで行ってきた毎週水曜日の診療日にあわせ、岩館地区から車による送迎を行い、八森診療所で診療することにしております。

子ども園関係について申し上げます。

4月1日現在の保育園児数についてであります。岩館子ども園18名、観海子ども園48名、八森子ども41名、沢目子ども園58名、埴川子ども園38名、合計203名となっております。そのうち47名(23.2%)が3歳未満児となっております。保育園の定員は265名となっており、定員に対する入所率は76.6%であります。

また、年度途中の乳幼児の入所申し込みに対応できるよう乳幼児等に配慮した保育体制を図るとともに、冬場のストーブによる乾燥状態を考慮し、本年度は午睡部屋に加湿器を設置して環境整備に努め、保護者が安心して預けられる子ども園として保育サービスの充実を図ってまいります。

なお、昨年改正された県の子育てに係る経済的支援策の「すこやか子育て支援事業」であります。ゼロ歳児に対して月1万円の支給、保育所等の入所者については保育料の助成及び第3子以降の保育料の無料等、子育て家庭の経済的負担の軽減を引き続き図ってまいります。

都市住民との山村交流事業について申し上げます。

都市生活者においては、農山漁村の風景やそこに暮らす人々の生活文化に触れたり、農林漁業の体験を楽しむといった新しい旅行形態が注目されてきております。本町においては、「夕映の館・ソバ打ち体験館」でのグリーンツーリズム、「漁火の館」でのブルーツーリズム、また、ぶなっこランドでは白神山地のエコツーリズムが既に展開されておりますが、今後さらに「ふれあい農園」や「手這い坂の桃源郷」、「水沢山ブナの森公園」などを加えた体験交流施設等のネットワーク化を図り、都市住民の方々に、当町の特徴である海、山、里を活用したグリーン、ブルー、エコツーリズムを提供し、農林漁業の振興と地域の活性化を推進してまいります。

林業の振興について申し上げます。

木材市況の低迷で森林管理が行き届かず、森林の荒廃が懸念されておりますが、水土

保全緊急間伐実施事業や森林環境保全整備事業により民有林及び分収造林等の間伐を推進するとともに、森林整備地域活動交付金により保育管理を促進してまいります。

また、松くい虫対策といたしましては、農林水産大臣命令により保安林などの高度公益機能森林250ヘクタールに関しましては防除が徹底されることとなりますが、それ以外の地域においても引き続き枯れ松や被害松の伐採くん蒸処理を行ない、被害の拡大防止に努めてまいります。

林業の基盤整備事業では、既設林道、作業道の維持管理を行なうとともに、林道事業では、母谷線の開設事業と県営林道の米代線、北水沢山線、峰浜線の整備を継続して実施してまいります。

また、作業道におきましては、県営の高能率生産団地路網整備事業での鍬台道地内の泊沢団地基幹作業道と、かねてから地域住民から要望のありました大持沢線の開設事業を実施してまいります。

町有林につきましては、鍬台道地内と三井生命から寄贈を受けた真瀬沢地内の間伐事業を行ない、適切な育林管理に努めてまいります。

水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施しております種苗放流事業につきましては、今年度も引き続きヒラメ、トラフグ、アワビ及び内水面ではアユの放流事業を行ない、資源の増殖を図ってまいります。

また、燃油価格の高騰と魚価の低迷や漁獲量の変動から漁業者の経営安定を支援するため漁獲共済加入者掛金の助成を行なうとともに、秋田県漁業協同組合の経営強化のため組織再編に係る利子補給についても継続して支援してまいります。

漁港建設事業につきましては、漁業関係者との調整を図りながら、県営水産基盤整備事業で八森漁港及び岩館漁港の整備を推進し、漁港・漁場・漁村の総合的な基盤整備から水産業の活性化を図ってまいります。

商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興に欠かせない融資斡旋制度の通称「まるブナ」につきましては、秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関とタイアップして引き続き利子補給及び信用保証補給を行なうなど、町内企業を支援してまいります。

また、白神八峰商工会へは、ジャパンプランド事業の成果や地域の企業の交流から商品開発や販路拡大などの地場産業育成支援プロジェクト事業等の活動に対し、支援して

まいります。

活性化イベント支援事業について申し上げます。

電源立地地域対策交付金事業として実施する「悠久の森白神フェスティバル」も、回を重ね今年度で6回目の開催となります。今年度も、好評の「白神の詩コンテスト」や「やすらぎコンサート」、「屋台村」などを昨年引き続き開催するほか、各種団体と連携し、実行委員会組織の強化と内容の充実を図ることとし、その所要額を計上いたしました。また、第6回ポンポコ山音楽祭についても昨年引き続き開催することとし、その所要額を計上いたしました。

観光の振興について申し上げます。

世界自然遺産「白神山地」や五能線のリゾート白神の運行など、当町の観光客は増加傾向にありますが、今後、地域に滞留させるための方策を観光関係機関、団体と協議してまいります。

観光宣伝に関しましては、観光パンフレットの作成を進めており、当町の四季の自然、味覚、観光スポット、イベントなどの情報発信や来訪者のニーズにこたえた観光ルートなどを紹介するとともに、農林漁業、商工業及び観光関係者が連携した体験型観光の確立を図ってまいります。

また、能代山本広域市町村圏組合では首都圏からの修学旅行の招致活動を行っておりますが、広域観光のネットワークづくりから、当町の地域資源と人材を活用した体験活動メニューを構築し、当町を含む「あきた白神地域」の魅力に浸っていただくため、受け入れ体制の整備とインストラクターなどの人材育成に努めてまいります。

次に、ハタハタ館など観光施設等の運営について申し上げます。

「ハタハタ館」や「ふるさと交流センター」の運営につきましては、経営の改善と合理化を進めておりますが、秋田県内においては依然として景気の低迷が続いており、経営は厳しい環境下にあります。このため、両施設とも町が提示した年間管理委託料をもとに事業計画を設定し、目標達成に向けて経営努力を重ねておりますが、灯油の高騰などコストの増大と施設の老朽化が課題となっております。今年度は、観光施設の利活用計画を抜本的に見直し、周辺施設との連携を図りながら必要な改修をしなければならないものと考えておりますが、ハタハタ館については、建設中の「あきた白神体験活動センター」と連結されることから、今年度からの継続事業で温泉棟の新設、レストラン・厨房の増築、旧浴室から宿泊室への改造などを主な内容とした改修事業を実施したいと

考え、その所要額を計上いたしました。

農業振興の諸施策について申し上げます。

まず、平成18年度の米の生産調整と産地づくり交付金について申し上げます。

現行の「米の生産調整」と「産地づくり交付金」は、平成14年度に決定された「米政策改革大綱」に基づき「水田農業構造改革対策」として平成16年度から実施されてきましたが、18年度が最終年となります。

本町においては、地域水田農業の将来方向を示した「地域水田農業ビジョン」の推進と生産調整参加者に交付する産地づくり交付金の活用方法を定めた「産地づくり計画」の活用により、生産調整の的確な実施や担い手の育成などの構造改革の取り組みをさらに推進してまいります。

事業の推進主体は地域水田農業推進協議会ではありますが、対策期間が残り1年間であることから合併に関する事務事業の一元化協議の結果を踏まえて、18年度においては旧八森町と旧峰浜村の協議会を統合することなく、それぞれの2つの協議会で、それぞれの計画に基づいて業務を進めてまいります。

平成18年度の実績について申し上げますが、先に申し上げたとおり八森地区と峰浜地区では違いがあります。

まず、八森地区について申し上げます。18年産米の生産目標数量は1,028トンと、昨年より27トン減少しました。県からの配分数量をもとに、水稻作付率を65.01%として、各農家の水田台帳面積に応じて面積と数量を配分いたしましたところではあります。

次に、峰浜地区について申し上げます。18年産米の生産目標数量は5,988トンと、国から秋田県への配分が減少する中で、わずかですが昨年より24トン増加しました。県からの配分をもとに、水稻作付率を65.3%として、各農家の水田台帳面積に応じて面積と数量を配分いたしましたところではあります。

次に、平成18年度の産地づくり助成金の活用計画について申し上げますが、これについても八森地区と峰浜地区で違いがあります。

八森地区では、「大豆等振興作物に対する助成」や「利用権設定に伴う賃借料への一部助成」などに対し、約489万円の助成を計画しております。

峰浜地区では、「大豆等重点振興作物に対する助成」や「農作業集積や利用権設定に伴う賃借料に対する助成」などに対し、1億1,989万円の助成を計画しております。

作物の生産振興について申し上げます。

全国的な米消費の減少や過剰生産などにより、本町の基幹作目である稲作を取り巻く環境は依然として厳しく、畑作や施設園芸などとの複合経営の確立がさらに重要になっております。

今年度は、複合経営への取り組みの支援、農業経営の安定の支援とあわせて、担い手の育成・支援を狙いとして、次の事業を実施して農産物の生産振興を図ってまいります。

補助事業では、担い手である組織経営体と個別経営体の機械・施設等の導入を支援する「目指せ“元気な担い手”農業夢プラン応援事業」、市場出荷した農産物の価格が著しく下落した場合に価格補償する「園芸作物価格補償事業」、中山間地域の農地保全活動や営農活動を支援する「中山間地域等直接支払交付金事業」を実施してまいります。

町単事業では、食の安全・安心に対応した減農薬・減化学肥料の生産方式を支援する「特別栽培農産物等生産振興事業」、今年度からの新規事業として、育苗ハウスも含めたパイプハウス等の共済加入掛金を助成する「園芸施設共済加入促進事業」を実施してまいります。これら事業に要する経費について予算を計上したところであります。

担い手の育成・確保の取り組みについて申し上げます。

今年度、県の「フロンティア農業者育成事業」を活用して、1人の農業後継者が秋田県農業試験場において2年間の農業研修を行っており、関係予算を計上したところであります。意欲ある農業後継者を育成するという観点から、このような研修事業の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

近年の国や県の各種支援策を見ると、認定農業者等の担い手を対象としたものが主流となっており、担い手の育成・確保が重要な課題となっております。

そのため、町では認定基準等を定めた「基本構想」を地域の実態に即したものにするとともに、認定基準もこれまでより低く設定するなど改正手続きを行っております。新たな「基本構想」に基づき、より多くの認定農業者の確保を図ってまいります。

また、平成19年度から実施される「品目横断的経営安定対策」では、助成対象者が一定の要件を満たす認定農業者と集落営農組織に限定しております。国の支援を受けるためには、認定農業者になるか、集落営農に加入するか、農家みずからの判断が迫られている状況にあります。できるだけ多くの農業者が助成対象者となれるよう、認定農業者の育成と集落営農の組織化を18年度農業施策の最重点事項と捉えて支援活動を展開してまいります。

農地及び農業施設等の基盤整備について申し上げます。

今年度は、「中渡地区担い手育成基盤整備事業」と「沼田地区農業水利施設保全対策事業」の2つの県営事業を実施します。このうち、平成13年度から19年度までを事業期間とする中渡地区基盤整備事業では、今年度、幹線水路工事及び整地仕上工事などを実施いたします。また、沼田地区保全対策事業は、今年度の新規事業で、18年度で完了するものであります。それぞれの県営事業負担金に係る所要額を計上しております。

サル害対策について申し上げます。

サル害の被害範囲は八森地区のほぼ全域に拡大しております。

八森地区においては、発信機による行動調査と被害調査を実施するとともに、ゴム弾・花火弾による追い上げやボランティアによる追い上げを実施しながら、サルの農地への侵入を防止し、出没の多い地域においては捕獲檻を設置して奥山放獣をするなどの対策を講じて、農作物への被害軽減に努めてまいります。

峰浜地区においては、八森地区ほど被害が拡大していないことから、地域の皆様のご協力を得ながらロケット花火や爆竹による追い払いを中心に、これ以上被害が拡大しないよう努めてまいります。

新年度においては、鳥獣被害防止対策推進事業により設置後の維持管理が比較的簡単にできる簡易柵の設置や追い上げ活動を継続するとともに、被害農家の方々にはロケット花火や爆竹の無償配付、サル害防止ネットの貸出しをしてまいります。

啓発活動といたしましては、食べ物となる農作物や果樹等の適切な管理や不用な作物を放置しないよう呼びかけるとともに、サル害防止資料を配布し、啓発を行ってまいります。

また、町が実施する事業に加え、犬を活用してサルの追い上げを行う「モンキードッグ事業」と、田畑に隣接している森林の除間伐を行いサルが出没しにくい環境をつくる「森林整備事業」を秋田県が事業主体となって行う計画であります。より有効な対策を模索するため、それぞれ役割を担ってサル害対策の取り組みを実施してまいります。

また、昨年度秋田県が行ったニホンザル保護管理計画の策定にあたっては、捕殺を含めたより有効な対策を強く要望したところですが、被害対策より保護対策を優先した計画であると受け止めております。被害者の要望とは全くかけ離れた結果となったことから、今後、保護管理計画に被害者の要望する対策が明記されるよう、さらに関係行政機関に強く要望してまいります。

生活道路関係について申し上げます。

地域住民の交通安全と快適な生活環境整備を図るため、町道の改良事業関係及び維持関係事業を推進してまいります。

最初に維持関係事業についてであります。昨年に引き続き町道小入川岩館線の側溝改良工事を実施するとともに、町道坂形線、町道カッチキ台線それぞれの側溝改良工事を実施します。

また、町道磯村2号線につきましては、舗装工事を実施します。さらに、視距を確保し安全な通行に努めるために小型除雪ロータリー用草刈装置を購入することとしています。

改良関係事業についてであります。平成16年度から施工しております町道水沢大久保岱線改良工事は、平成18年度で完成すべく工事を実施していきます。

今後も改良工事を予定しております町道3路線につきましては、路線調査業務委託を実施していく考えであることなど、それぞれその所要額を計上しております。

町営住宅関係について申し上げます。

八森特環下水道事業の磯村・八森地区の供用開始に伴い、夕風第2団地の下水道切り替え工事を「町営住宅ストック総合改善事業」を導入して実施することとし、その所要額を計上しております。

県営事業であります急傾斜地崩壊対策事業について申し上げます。

秋田県では、平成18年度において平成17年度に引き続き釜の上地区及び門の沢地区で工事が実施される予定となり、その工事の負担金として2カ所分あわせて400万円を計上しております。

教育委員会関係について申し上げます。

予算編成に当たり、学校関係予算につきましては、合併を機に各学校の特色を生かしながら経常経費については積算基礎を統一するなど均一化を図るとともに、施設の整備については、現状を把握して合併前の旧両町村の年度別主要事業計画を尊重しながら、予算措置を講じたところであります。

また、社会教育関係予算につきましては、旧八森町と旧峰浜村のそれぞれの長所を生かしながら事業調整を行い予算編成したところであります。

まず、学校関係予算について申し上げます。

八森地区の統合小学校建設関連予算につきましては、当初予定していた建設用地が不適となったため、新たに現校舎敷地内のボーリング調査費並びに21年開校に向けて実施

設計委託料を計上しております。

水沢小学校のプールは建設後35年を経過し、老朽化が進み、漏水事故が多発するなど修繕費がかさむため、新たに現学校敷地内に建設するものであります。

さらに、建設後18年を経過している埴川小学校の体育館屋根塗装工事や八森中学校校舎照明制御盤改修工事、及び岩館小学校漏水防止工事を実施いたします。

また、ソフト面では、県費全額補助事業として観海小学校が地域ふれあいルーム整備促進事業を実施するとともに、八森中学校では豊かな体験活動推進事業を実施いたします。

通学援助対策といたしましては、従来どおり岩館・東八森地区中学生への定期券、向数券の補助並びに峰浜中学校スクールバス運行委託を引き続き実施いたします。

また、現在、当町には2人のALTが在住し活動していますが、7月と8月にそれぞれ契約切れとなり退職するため、新たに8月より、先に県教委に配置を依頼しておりました男性ALT1名を確保したところであります。氏名、ベーカー・アレクサンダー・ジョセフ、住所はアメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市、年齢24歳です。本町との国際交流を初め小中学生への英会話教育に大いなる期待を寄せるものであります。

学校給食事業では、旧峰浜地区で使用している学校給食配送車1台を買い替えするとともに、老朽化で損傷の激しいコンテナ5台を買い替えするとともに、今後年次計画で更新してまいります。

次に、社会教育関係予算について申し上げます。

今年度は合併に伴い、社会教育指針となります今後5カ年間の社会教育中期計画書を作成するとともに、小学校社会科副読本を作成いたします。

スポーツ少年団本部事業は、合併前の実施状況を勘案しながら調整を行い、今年度は小学校6年生がキャンプ大会、小学生4・5年生がスケート教室を実施致します。

また、生涯学習講座は、八森地区がヨガ講座を初め7講座、峰浜地区が山野草講座を初め6講座の計13講座を予定しております。

ことぶき大学は、行政報告でも申し上げますが、今年度は峰浜地区を主体に実施いたします。

史料調査活動については、峰浜地区の高野々村文書の解読並びに歴史講演会を予定しております。

次に、体育施設管理費といたしましては、広域球場芝管理委託料を初め各種委託料、

並びに峰浜土床体育館の電気料等の光熱水費が主なものです。

国民健康保険特別会計について申し上げます。

一般被保険者数は、昨年と比較した場合100人以上の減少となっておりますが、前期高齢者は毎年50名くらい増えており、療養給付費増加の一因と考えられます。

退職被保険者等は毎年増加をしており、それに伴う療養給付費は大幅に増加しております。

また、被保険者の課税標準額が大幅に落ち込んでいる状況であります。

このことから、保険税の大幅な引き上げも心配されましたが、繰越金や基金の活用を図り、一般被保険者1人当たり5万8,211円、退職被保険者等1人当たり5万7,034円と大幅な引き上げを避けられたところであり、歳入歳出予算額を9億5,597万2,000円としたところであります。本議会に保険税の改正案を提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

老人保健特別会計について申し上げます。

平成13年10月老人保健法の改正以来、被保険者数及び医療費が減少してきたところですが、平成17年度実績では医療費が多少伸びておりますが、本年度は平成16年度実績をベースとして歳入歳出総額を12億7,458万1,000円といたしました。

介護保険特別会計について申し上げます。

介護保険法の改正が行われ、介護予防事業を取り入れた大幅な改正となったところがあります。

今年度から平成20年度までの老人保健福祉計画・介護保険事業計画をもとに事業を実施してまいります。

保険料の基準月額を4,100円と定め、階層区分を5段階から6段階にするとともに、税制改正による老年者控除の廃止や公的年金控除額の引き下げによる影響を考慮し、激変緩和措置をとることといたしました。

従来 of 保険給付費に地域支援事業費を加え、歳入歳出総額を7億4,721万9,000円といたしました。

簡易水道特別会計について申し上げます。

これまでも水道事業の使命であります「安全、安心で衛生的な生活水の安定的供給」に努力しておるところですが、今年度は、14年度から進めてまいりました「八森地区簡易水道再編推進事業」の最終年度であり、補助関連事業費約1億5,000万円の予

定で、旧浄水場の施設整備と第2取水場の整備を計画しております。

その実施設計業務については5月19日に発注したところであり、工事は8月頃の発注を見込んでおります。工事などの完成により、さらなる安定給水が図られるものと期待しております。

また、検満メーター器172個の交換業務も5月17日に発注しております。

その他、観海地区簡水の施設改良及び埜地区簡水の滅菌室改築の検討にも着手したいと考えております。

あわせて、八森地区と峰浜地区の上下水道使用料金の方向性についても取り組んでまいりますので、議員各位のご指導方よろしくお願い申し上げます。なお、歳入歳出総額は3億1,656万2,000円であります。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

「町民生活の更なる快適さを求めて・そして自然にやさしく」を基本理念に推進してまいりました下水道事業であります。八森、沢目両処理区とも今年度をもって管渠工事が完了する見込みであり、施工箇所は、八森処理区は本館地区、蝦夷倉地区、沢目処理区については畑谷地区となっており、施工延長は約2,200メートルで7月中旬の発注で作業を進めております。

また、舗装の本復旧工事、マンホールポンプ設置工事も計画しており、約3億800万円の補助関連事業費を予定しております。

その他、秋田県から、八森、沢目両浄化センター増設時期について検討するよう指導がありましたので、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、歳入歳出総額は、6億2,123万4,000円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

峰浜地区で3カ所目となります埜地区農業集落排水事業は、5月22日付けで採択になっております。今年度は、全体実施設計業務を実施してまいります。なお、歳入歳出総額は、9,812万1,000円となっております。

次に、漁業集落排水事業特別会計について申し上げます。

今春、一部地域で供用開始されましたが、今年度は管渠工事約2,140メートルと、舗装の本復旧工事、処理場外構工事、マンホールポンプ設置工事を、補助関連事業費約1億9,000万円で予定しております。管渠工事は岩館地区と小入川地区の施工であり、漁港周辺については6月14日に発注しております。なお、歳入歳出総額は、2億3,063万9,

000円となっております。

工事全般についてであります。関係地区住民の方々には、交通規制、バスの迂回、重機騒音など大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、今しばらくのご辛抱と、ご理解ご協力をお願いするものであります。

以上、主要施策と事業概要について申し上げましたが、予算執行にあたりましては、全職員とともに、年々厳しさを増す財政事情を十分認識し、町民の生活基盤や福祉向上と産業振興、さらには地域の活性化に効果的に作用するよう、なお一層努力しなければならないと考えております。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成18年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） 続いて議長報告であります。議長報告につきましては、別表報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

ただいまより、10分ほど休憩いたします。

午前11時 5分 休 憩

.....
午前11時14分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

日程第4、全議案の上程を行います。

朗読願います。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君） おはようございます。

平成18年6月八峰町議会定例会に上程いたします24議案を朗読させていただきます。

議案第50号 八峰町総合振興計画審議会条例制定について

議案第51号 八峰町合併町村振興基金条例制定について

議案第52号 八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について

議案第53号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第54号 八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第55号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第56号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務規程規約の一部変更について
- 議案第57号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第58号 八峰町過疎地域自立促進計画について
- 議案第59号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 議案第60号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 議案第61号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 議案第62号 平成18年度八峰町一般会計予算
- 議案第63号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議案第64号 平成18年度八峰町老人保健特別会計予算
- 議案第65号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 議案第66号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 議案第67号 平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算
- 議案第68号 平成18年度八峰町土地取得特別会計予算
- 議案第69号 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第70号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第71号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第72号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第73号 平成18年度八峰町営診療所特別会計予算

以上24議案であります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、縷々説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（阿部栄悦君） 日程第5、議案第50号、八峰町総合振興計画審議会条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

- 企画財政課長（須藤徳雄君）

議案第50号

八峰町総合振興計画審議会条例制定について

八峰町総合振興計画審議会条例を別紙のとおり制定する。

平成18年 6 月15日 提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございますが、地方自治法では市町村は議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して総合的かつ計画的な行政運営を行うようにしなければならないと、市町村のまちづくりの最も基本的な指針となる基本構想の策定を義務づけております。

本町においては、同法に従い、本年度、八峰町総合振興計画を策定することとしておりますが、本条例は計画を策定するための審議会設置のための条例であります。

次のページをお開き願います。

八峰町総合振興計画審議会条例でございます。

第1条、設置といたしまして、八峰町の総合振興計画に関する必要事項を調査、審議するため、八峰町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置するとしております。

第2条には、任務についてを定めております。

第3条では、組織としております。審議会は、委員40人以内で組織するとしております。

第4条には、任期を定めております。

第5条には、会長及び副会長を定めております。

第6条には、会議を定めております。

第7条には、幹事及び書記を定めております。

委任といたしまして、第8条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

附則として、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。
12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） この3条の、審議会は、委員は40人以内となっているが、必ずしもこの40人でなくても25人でも30人でもよいのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） そのとおりでありまして、40人以内と定めるとしておりますので、40人以内、20名でも30名でも、ということで、ちなみに新年度の予算では、

今回は総合振興計画の前のまちづくり計画もございますので、それを基本とすることから40名以内、20名ということでまず予算化はしております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この審議会の人員構成なんですけれども、今まで発展計画など、いろんな審議会があったんですけれども、委嘱される方の人選が大体偏ってしまったんですね。ここにもちよっと民間諸団体の長又はその団体長から推薦されるとなっておりますけれども、そうすれば、ほとんど団体の長がみんな別の審議会等にも顔出します。同じ人がいろんな審議会のメンバーになって、その人の顔が大体限定されたような委員会の構成になっておったわけです。ですから、今回の人員の人選にあたりましては、なるべく多くの広い視野に立って人選を進めていただきたいと思いますという要望をいたしたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 人選については、偏りのないよう人選に努めたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん、よろしいですか。

○11番（柴田正高君） はい。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（阿部栄悦君） 日程第6、議案第51号、八峰町合併町村振興基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君）

議案第51号

八峰町合併町村振興基金条例制定について

八峰町合併町村振興基金条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございますが、本基金であります、合併市町村における地域住民の連帯強化または合併関係市町村の区域における地域振興等のために設けることができる基金ということになっております。

八峰町の場合は、毎年1億430万円ずつ、10年間で10億4,300万円の上限ということで積み立てることができるものであります。この基金の積立財源につきましては、毎年度、合併特例債を95%充当できるものとされております。

では、次のページをお開き願います。

八峰町合併町村振興基金条例であります。

第1条に設置でございます。地域における住民の連帯の強化及び旧町村単位での地域振興に資するため、八峰町合併町村振興基金（以下「基金」という。）を設置するとしております。

第2条には、積立てでございます。毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしております。

第3条には、管理をうたっております。

第4条は、運用益金の処理についてうたっております。

第5条には、処分としております。処分ができるものでございますが、第1号といたしまして、地域住民の一体感の醸成に資すると認められる事業の財源に充てるとき。第2号といたしまして、旧町村単位の地域の振興に資すると認められる事業の財源に充てる。第3号につきましては、これはペイオフの関係のものをうたっております。第4号といたしまして、その他町長が特に必要と認めたときとしております。

第6条には、繰替運用についてうたっております。

そして第7条には、委任をうたっております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 第5条の（1）（2）、もう少し、漠然とした書き方になっていきますけれども、もう少し詳しく、地域住民の一体感の醸成というのが、どういうのが可能なかどうか。それから、地域の振興に資すると認められる事業というのは、どういふ場合があるのか、事例を上げて説明してほしい。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 実を申しますと、この基金については、本来は果実運用型という基金でございます。つまり基金の利息で運用していくと、事業を進めていくというようなものでございますが、昨今の低金利化に伴いまして、そういう利子が生まれてこないような状況となっております。ということから、調べてみましたら全国の自治体でこのように「処分」というものを設けているところがございまして、今回、八峰町でも「処分」というものをひとつ5条として付け加えました。

ところで、第1号の「地域住民の一体化」、これについては両町村住民が交流するようなイベント等が考えられるものではないかなというふうに考えております。また、「旧町村単位」というものは、それぞれの地域でいろいろ行っております地域文化の振興であったり、コミュニティ活動、そういうものに対して財源として充てることができるのではないかなと思ひまして、その他さまざまこれから考えられると思ひますけれども、広くこういうふうにならうとたっておきますと取り崩す際に財源として充てられるということで、このような表現にした訳でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。11番。

○11番（柴田正高君） そうすれば、先ほどの町長の行政報告や予算編成方針にありました悠久の森フェスティバルやポンポコ山の夏祭りなど、そういうようなものも対象になるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 悠久の森につきましては、先ず、最初に電源地域の方の補助金を充てたいと。その残につきましては、それからポンポコ山の事業につきましては、合併の時の交付金がございまして、県の交付金をまず充てたいなというふうにご存じます。

それで、県の方の補助金についても5年間で終了ということになりますので、それ以降については、ポンポコ山であったり悠久については、この基金の取り崩しというものが充てられるということになると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 3条についてお伺いをいたします。

2行目から「ただし、必要に応じ確実かつ有利な有価証券に代えることができる」というふうにあります。こういう低金利の時代ですので、当然例えば国債を買うだとか、そういう有利な、特に事業益、運用益でなくて有利な活用するとなれば、そういうことも考えられるということで、こういう条項が入ったと思うわけですが、必要だという判断を誰がするのか。それから、代えることができるのは、町長が自分で判断して自分で代えることができるのか、その辺の手続きについてお伺いします。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） この有利な有価証券等の判断につきましては、これは財政と、そしてまた収入役室と協議をしながら、最終的には町長の判断というか決定になると思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第52号、八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君）

議案第52号

八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について

八峰町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の制定により、八峰町障害程度区分認定審査会を設置し委員定数を定める必要があるためでございます。

自立支援法においては、合議体を構成する委員の定数は5人を標準として市町村が定めなければならないと規定されております。その関係から今回条例を提案するものでございます。

委員会の審査の定数であります。次のページであります。第1条、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する八峰町障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、5人以内とする。

委任規定、第2条であります。この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、町長が別に定めるということであります。

その別に定めるものでございますが、八峰町障害程度区分認定審査会規則というものを設けまして、委員は医療機関の方から、それからまた社会福祉関係者から、それからまた障害施設の関係者等から委員の方を選んでまいりたいなどこのように思っております。

この自立支援法によりまして、この10月から程度区分を設けなければならないと、5区分の予定をしておるものでございます。そしてまた、調査項目は106項目ということになりまして、専門の方から調査をお願いしたいと思っております。調査のほかに医師の意見書が必要だということで、介護保険と似たような審議会になります。そして一次審査、機械審査であります。それを受けて、それから二次審査ということで障害程度区分認定審査会の方にかかるということになってまいりますので、この条例を上程したところでありまして、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第53号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第53号

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年八峰町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。国家公務員の育児を行う職員に対する早出遅出勤務の対象範囲が拡大されたことと、これに準じて八峰町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を、改正をしたいということであります。

条文につきましては、次のページをごらんになっていただきたいと思います。

八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するということであります。

第8条の2中「小学校就学の始期に達するまでの子のある」ということを「次に掲げる」に改めまして、「当該子」を「その子」に改め、同条第1項に次の各号を加えるものであります。

（1）としましては、これは前から使われております小学校就学の始期に達するまでの子のある職員。それで（2）が追加される部分であります。小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるものというぐあいの改正であります。

附則としまして、この条例の施行は、18年の7月1日とするということであります。

皆さんの方に条例の新旧対照表並びに資料の総務課資料ということでお渡ししておりますので、参考にごらんになっていただければと思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この職員が早出、遅出の勤務の体系については、総務課の方にちょっとお尋ねしたいんですけれども、放課後児童クラブの利用するときに、子供さんを持っている職員の方が迎えに行けるような、そういうふうな時間帯で、早出遅出ということで、それを、放課後児童クラブを利用する場合に、ということで説明を受けまして、それで国の方からは4月から、県の方からは7月からこれを実施しているということで、やはりこれは子育て支援としては非常にいいことだと思うんです。働きながら子育てをして、それで放課後児童クラブ、学童の方に子供を迎えに行くという、こういう体制を働きやすい条件でつくるということは非常にいいことなんですけど、果たして八森の場合はどうでしょうか。峰浜の場合は学校の中に学童を設けているんですけれども、八森の場合は、今、県の方から5人以上は補助が出ているんですけれども、10人に満たないということで規約にもありますけれども、規則にもありますが、何かの折りにこの10人に満たないということで町長がこれを費用対効果、間に合わないので打ち切るということを発表されます。これは、やはり国も県も学童保育所を利用して働く人たちを応援している制度、こういう制度が折角あるのに八森ではこういうふうな答弁が返ってくるということは非常に残念です。今後の一般質問のこともありますので、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 峰浜は問題なく、八森地区ということですので、お答えしますけれども、いずれ今回の場合も、今までと同様に継続するということは、これは予算上あげていますので、これはご理解願いたいと。

ただ、今までの経過の中で、我々よりもむしろ監査の方からですね、もうやめた方がいいんじゃないかという指摘をされてきたということなんです。この辺をですね、わかかってほしいと思います。今年度の場合もちょっと今まで同様にやるようにあげていますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番さん、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第54号、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長(皆川鉄也君)

議案第54号

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定について

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年八峰町条例第37号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町総合振興計画審議会の設置、並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の制定及び介護保険法(平成9年法律第123号)の改正により、委員を設置し報酬及び費用弁償を支給する必要があるため、本条例を制定するものであります。

条項につきましては、次のページをごらんになっていただきたいと思います。

八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということで、八峰町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということでもあります。

別表の第1、緑化推進委員会委員、その他特別職の委員を、下の方の緑化推進委員会

委員の下に、先ほど議案第50号並びに52号で可決ご決定をいただきましたそれぞれの審議会の委員の費用弁償等についての日額等を定めるものであります。このように改めたいということでございます。これは、公布の日から施行するということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第55号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君）

議案第55号

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

八峰町国民健康保険税条例（平成18年八峰町条例第65号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、旧八森町及び旧峰浜村の区域によって相違のある課税額等を統一するとともに、八峰町国民健康保険事業の運営上被保険者負担の見直しが必要なため改正するものであります。

次のページをごらんいただきたいと思います。

それで、ここに八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例となっています。中身についてはですね、先の全員協議会の際に皆さんにお配りしてあります、右上の方に

「税の資料」と書いたものがお手元にあると思いますので、そちらの方でご説明申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そこに八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例要旨としています。改正理由については、先ほど提案理由の中で述べましたので省略させていただきます。

改正の内容でございます。

1つはですね、国民健康保険税の課税額の見直しであります。①として、国民健康保険の被保険に係る所得割額の改正。これは条例本文の第5条第1項の改正の関係でございます。その下に改正後、改正前となっています。旧八森町の区域「100分の5.6」、旧峰浜村の区域が「100分の7.6」となっているものを「100分の8.2」に改めようとするものであります。

②国民健康保険の被保険に係る資産割額の改正、これは第6条の改正でございます。同じく改正前、旧八森の区域が「100分の36」、旧峰浜村の区域が「100分の20」、これを改正後「100分の31」に改めるものでございます。

③国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の改正、第7条関係でございますけれども、改正前、旧八森の区域が「2万1,000円」、旧峰浜村の区域が「2万3,000円」、これを改正後「2万4,000円」にしようとするものでございます。

それから④国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の改正、これは第7条の2の改正でございます。改正前、旧八森の区域が「2万円」、旧峰浜村の区域が「2万5,000円」、これを改正後「2万2,000円」にしようとするものでございます。

それから⑤介護納付金課税被保険者に係る所得割額の改正、これは第8条の改正でございますが、改正前、旧八森町の区域が「100分の1.9」、旧峰浜村の区域が「100分の1.4」に、それを改正後「100分の2.2」に改正するものです。

それから次のページ、⑥でございます。介護納付金課税被保険者に係る資産割額の改正、これは第9条の改正でございます。改正前、旧八森の区域が「100分の6」、旧峰浜村の区域が「100分の5.8」、それを「100分の7.0」にしようとするものでございます。

それから⑦介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の改正、これは第9条の改正でございます。改正前、旧八森の区域が「8,900円」、旧峰浜村の区域が「6,000円」、それを改正後「1万200円」にしようとするものでございます。

それから⑧介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の改正、これは第9条の3の関係でございます。改正前、旧八森町の区域が「5,700円」、旧峰浜村の区域が「4,3

00円」、これを改正後「8,000円」にしようとするものでございます。

それから、第2点目、国民健康保険税の減額の見直し、これはいわゆる低所得者に対する減額ということでございます。課税額が見直しになった関係で、減額の額を見直しとなっております。

⑨ 7割減額に該当する場合の被保険者均等割額の減額の改正でございます。これは第15条第1項第1号のアの改正でございます。改正前、旧八森町の区域が「1万4,700円」、旧峰浜村の区域が「1万6,100円」、これを改正後「1万6,800円」となるものでございます。

⑩ 7割減額に該当する場合の世帯別平等割額の減額の改正です。これは第15条第1項第1号イの改正でございます。改正前、旧八森町の区域が「1万4,000円」、旧峰浜村の区域が「1万7,500円」、これは改正後は「1万5,400円」となります。

⑪ 7割減額に該当する場合の介護均等割額の減額の改正です。これは第15条第1項第1号ウの関係でございます。改正前、旧八森町の区域が「5,950円」、旧峰浜村の区域が「4,200円」、それが改正後「7,350円」となります。

それから⑫ 7割減額に該当する場合の介護世帯別平等割額の減額の改正、これは第15条第1項第1号エの関係でございます。改正前、旧八森村の区域が「3,990円」、旧峰浜村の区域が「3,010円」が、改正後は「5,600円」となります。

次のページをお願いします。

⑬、今度は5割減額に該当する場合の被保険者均等割額の減額の改正でございます。これは第15条第1項第2号アの改正でございます。改正前、旧八森町の区域が「1万500円」、旧峰浜村の区域が「1万1,500円」、これが改正後「1万2,000円」となります。

⑭ 5割減額に該当する場合の世帯別平等割額の減額の改正、これは第15条第1項第2号イの改正でございます。改正前、旧八森町の区域が「1万円」、旧峰浜村の区域が「1万2,500円」、これが改正後「1万1,000円」になります。

⑮ 5割減額に該当する場合の介護均等割額の減額の改正でございます。これは第15条第1項第2号ウの改正でございます。改正前、旧八森町の区域が「4,250円」、旧峰浜村の区域が「3,000円」が、改正後「5,250円」となります。

⑯ 5割減額に該当する場合の介護世帯別平等割額の減額の改正、これは第15条第1項第2号エの関係でございます。旧八森町の区域が「2,850円」、旧峰浜村の区域が「2,150円」を、改正後は「4,000円」にしようとするものです。

⑰ 2 割減額に該当する場合の被保険者均等割額の減額の改正、これは第15条第1項第3号のア関係でございます。改正前、旧八森町の区域が「4,200円」、旧峰浜村の区域が「4,600円」、改正後は「4,800円」となります。

⑱ 2 割減額に該当する場合の世帯別平等割額の減額の改正、これは第15条第1項第3号イの関係でございます。旧八森町の区域が「4,000円」、旧峰浜村の区域が「5,000円」、改正後は「4,400円」となります。

⑲ 2 割減額に該当する場合の介護均等割額の減額の改正、第15条第2項第3号ウの関係でございます。改正前は、旧八森町の区域が「1,700円」、旧峰浜村の区域が「1,200円」、改正後は「2,100円」となります。

⑳ 2 割減額に該当する場合の介護世帯別平等割額の減額です。これは第15条第1項第3号イですけれども、改正前、旧八森町の区域が「1,120円」、旧峰浜村の区域が「860円」、これが改正後は「1,600円」となります。

それで、改正条文の方に戻りまして附則でございますけれども、1項、この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用すると。

適用区分として、2項で、改正後の八峰町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 教育民生委員長ですので教育民生の中で説明は受けました。受けましたけれども、説明を聞いただけですので、また今質問の方に参加したいと思いません。

5割減免、介護保険7割減免、介護保険が特にそうなんですけれども、峰浜地区の方では倍に上がってますよね。これが例えば一番最後の2割減免で、改正前が、世帯別ですね、860円が1,600円とか、峰浜地区の特に倍に上がっているんですけれども、そうでなくとも滞納率が峰浜地区の場合非常に多いということを経験した場合に、このような介護保険のアップ、これで果たして住民の皆さんに影響がないのかということと、それから2割減免は、到底2割減免は申告しなくてはいけないということになっていきますよね。

5割・7割は自動的に減免になっていくんですけれども、2割減免がかなりの人数が、200人、これは介護保険の、国保の場合でも200人ぐらいの人が2割減免の対象になってますけれども、それが申告しなくてはいけないということで申告どのぐらい受けているのかというふうなことを聞きましたら、そんなに申告はしていないということで、これはどうしてなのかなとちょっと私も考えたんですけれども、各家々に「2割減免になりましたので、あなたの納税はこのぐらいです。2割減免になっていますので、こういう金額です」ということを通知するんでしょうけれども、果たして納税組合に入っている人たちが役場に行って減免の手続きをするのが大変だから、面倒くさいからからいいや、いいや、前のでいいやということで、そういうふうな状態になっているとしたら、それもちょっと問題だと思うし、それが果たして納税組合の方で管轄して、それで納税組合の方に知らせないままこの2割減免というのを家々にだけ通知しているんでないかなというふうな、そういうことがちょっと私も考えてしまいましたけれども、そのことについてちょっと教えていただきたいと思います。

それと、基金、今年予算の中に入ってますけれども、この国保基金の基準はどのようなことを基準にして基金を備えているんでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） まず、2割減免の関係の周知の方法ということなんですけれども、大変失礼ですけれども私ちょっと実務的に初めてなもので、もし先生がおっしゃるような内容であれば、いずれ周知の方法等は課内で検討してまいりたいとそう思っております。

それから最初の問題の介護保険給付金アップの……すいませんけれども、もう一度要点をお願いしたいんですけれども。

○議長（阿部栄悦君） 14番。

○14番（見上政子君） 再質問にならないですね。

○議長（阿部栄悦君） ええ。

○14番（見上政子君） 私がお尋ねをしたのは、改正後と改正前の平等割・均等割いろいろありますよね。特に老人の一人暮らし、高齢者夫婦の場合、やっぱり平等割・均等割がアップするということは、年金が天引きされますのでね、これが非常に影響を受けると思うんですけれども、これが峰浜地区の場合とか、改正前と改正後では倍になって

いるところが、2割減免、5割減免もそうですし、ありますよね。これが果たして天引きされた時点で本当にショックを受けないかどうか、本当にこれでいいのかどうか、その辺についてお伺いしたつもりですが。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木充君） 減免の関係の額が上がるということは、課税額に対して7割・5割・2割という掛け算をします。ですから、所得、該当する人方は減額する額が上がるということですので、不利益にはならないと思います。

○議長（阿部栄悦君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 基金の基準は何かということであります。

基準そのものは、ございません。ただ、国・県の指導によりまして、おおむね2カ月ぐらいをもっておった方がいいだろうということで、これ我々国保の担当者からずっと言われてものでございまして、そういうことでは安定する今後運営ができるんじゃないかと。ただ、1年目だけを考えた国保税であってはならないと。やっぱり来年、再来年のことも考えた中で運用していただければということ。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 先ほど滞納が増えるんでないかということで、ちょっと基金の減額の金額のところで勘違いしてしまったようですけれども、申しわけないんですが、現にやはり国保の滞納が非常に増えてますよね。峰浜地区、八森もそうですけれども、世帯数もこれに該当する保険者の扶養家族、大変なことだと思うんですけれども、この資格証明を発行されている中に就学、小学校・中学校・高校、そういうふうな人たちも資格証明を発行されることによって影響を受けている世帯があるのではないかと思うんですが、その辺もしつかんでおりましたらお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤 弘君） 資格証明等発行しておりますし、短期保険証の方も発行しております。老人を抱えている場合は資格証明は出しておりません。今の小・中学生というようなこととお話ありましたが、そのようなことは把握しておりません。出ておりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案どおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、1時までの間に食事を済ませてください。

午後 0時 5分 休 憩

午後 1時 0分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第56号、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第56号

秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体に協議のうえ、次のとおり秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合同約（平成14年指令市町村-563）の一部を別紙のとおり変更する。

平成18年8月28日をもって山本郡南部地区消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合及び二ツ井藤里地区行政組合が解散すること、同年3月1日から能代山本広域市町村圏組合の共同処理する事務を変更すること、同月20日から琴丘町、山本町及び八竜町を廃し、その区域をもって能代市が設置されること、並びに同月27日から八森町及び峰浜村を廃し、その区域をもって八峰町が設置されることに伴い、同年2月28日をもって山本郡南部地区消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合及び二ツ井藤里地区行政

組合を秋田県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から脱退させ、同年3月1日から組合は能代山本広域市町村圏組合の秋田県市町村総合事務組合同規約（平成14年指令市町村－563）別表第2第2項下欄第7号に掲げる事務を共同処理することとし、同月19日をもって琴丘町、山本町、八竜町及び山本郡南部三ヶ町衛生処理事業一部事務組合を組合から脱退させるとともに、同月20日から三種町として組合に加入させ、同日をもって能代市及び二ツ井町を組合から脱退させるとともに、同月21日から能代市として組合に加入させ、並びに同月26日をもって八森町及び峰浜村を組合から脱退させるとともに、同月27日から八峰町として組合に加入させることとし、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併に伴い脱退及び加入並びに名称を変更する団体が生じたこと及び共同処理する事務に係る地方公共団体に変更が生じたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約別表第1及び第2を改める必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第57号、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

当局の説明を求めます。皆川総務課長。

○総務課長（皆川鉄也君）

議案第57号

秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、次のとおり秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

平成18年3月19日をもって、秋田県市町村会館管理組合から琴丘町、山本町及び八竜町を脱退させるとともに、同年3月20日から三種町を同組合に加入させること、同月3月20日をもって、秋田県市町村会館管理組合から能代市及び二ツ井町を脱退させるとともに、同年3月21日から能代市を同組合に加入させること、並びに同年3月26日をもって秋田県市町村会館管理組合から八森町及び峰浜村を脱退させるとともに、同年3月27日から八峰町を同組合に加入させること。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、同組合から能代市、琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜及び峰浜村を脱退させ、能代市、三種町及び八峰町を加入させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

- 議長（阿部栄悦君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第58号、八峰町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長

- 企画財政課長（須藤徳雄君）

議案第58号

八峰町過疎地域自立促進計画について

八峰町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定める。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の定めるところにより、議会の議決を必要とするためでございます。

過疎地域自立促進計画につきましては、6月7日開催の議会全員協議会において概要を説明しておりますが、改めて別冊によりまして、概要をご説明したいと思います。冊子の1ページの方をお開き願います。1ページの方には、第一として基本的な事項（1）八峰町の概要をここに載せております。自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要から過疎の状況ということで人口の動向、これまでの対策等について載せております。3ページの方の（3）に現在の課題を載せております。この課題につきましては、新町建設計画と同様に6つの柱で載せております。①として豊かな自然と共生するまちづくり、②として快適で安全な暮らしを支えるまちづくり、4ページの方に笑顔がこぼれる安らぎのまちづくり、そして下の方に④として自然と人が創る活力ある産業づくり、5ページの方には、⑤として、彩り豊かな文化と人づくり、そして、6ページの方に⑥として、健全な行財政運営のまちづくり、というふうに乗せております。それから、7ページから10ページまでは、人口及び産業の推移と動向ということで、文言とそれから表の方を載せております。11ページから14ページまでは、八峰町の行財政の状況ということでここにも文言、そして表と、それから八峰町行政機構図を載せております。15ページの方は、（4）として地域の自立促進の基本方針を載せております。この基本方針につきましても同じように6つの柱に分けて載せております。そして16ページの下の方、この計画は平成18年3月27日から平成22年3月31日までとする、ということで平成17年度から平成21年度までの計画となっております。17ページからは、2として産業の振興であります。現状と問題点、その対策、そして具体的な計画というふうにより22ページまで載せております。23ページの方、ここは3として交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということでこれにつきましても、現状と問題点、その対策そして具体的な計画というものを26ページ

まで載せております。27ページからは、4として生活環境の整備であります。これにつきましても、それぞれ31ページまで載せております。以下、5として高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6として医療の確保、7として教育の振興、8として地域文化の振興等、9として集落の整備、10としてその他地域の自立促進に関し必要な事項というものを、それぞれ現状と問題点、それからその対策・計画というふうに記載しております。本計画でございますけれども、この策定にあたりましては、旧町村の過疎計画と新町建設計画をもとに策定したものでございまして、策定の段階では、県とも協議を重ね、この計画・内容につきましては、異存のない旨、回答をいただいております。なお、具体的な計画につきましては、過疎債の借り入れの関係で、平成21年度までに着手が難しいものについても計上いたしております。また、今後新たな事業が出て来た場合は、この計画の変更その都度、また議会の方へ提案して議決をいただくというふうになると思います。以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 八峰町の過疎地域自立促進計画ですが、今度の八峰町の予算編成方針にもあるように、「白神の自然と人との創るやすらぎのまち」とあるように、いつになったら人口減少を防いで、少子高齢化対策も含めてこの八峰町をよりよい町にするかという促進計画だと思うんです。それにそぐわず役場職員、八森地区の役場職員が町内から転出しているようですが、本家本元の職員がこうやって転出しているんじゃないか、促進計画やっている意味がないんじゃないですか。町長どう考えてます。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、課題として確かに人口減少をくい止める、あるいは少子高齢化対策など、幅広く対策しながら、当町の人口増に向かわなければならない。そういう方向性については、おっしゃるとおりでございます。具体的な問題として、そういうふうに頑張っている最中、役場職員が町外へ転出するのは、問題ではないかというご指摘でございますが、できれば私としても、職員が町において一生懸命頑張ってもらいたいという願いはありますけれど、ただ居住権の自由の問題もありますので、町にいなければ役場職員にあらざという、そういう事にはならない面もございますので、そこらへんはなかなか苦しいわけです。が、できるだけ地域事情を理解してもらい職員にもできるだ

け八峰町で生活するように、お願いはしてまいりたいなと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今の町長の説明を聞くと、確かに居住権の自由もあるかもしれませんが、転出している人が、利便性とか確かにプライベートでやむをえない事情がある方もいると思いますが、そういう利便性はとか、そこのいいところだけで転出しているのであれば、何のためにこういう計画を立てるのか、いずれこういう人たちが将来、課長なったとき、こういう計画に参加することができるんですか。あくまでもそれは転出する人の言い分であって、現にやむを得ない事情があって、転出したいにもかかわらず、地域の事情とか考えたり、自分の気持ちをこらして親のことを考えたりして我慢して町内にいる人もいるわけですよ。それについて、どう考えますか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 確かに個々人にいろんな状況があると思います。私も一人一人の事情について把握は現在しておりませんが、いずれこういう話もあったよという事で、いつかの機会に職員のみなさんにも話をしたいし、あるいはまた、いろんな会話を通じながら職員の考え方等についても、これから把握していかなければならないと思っています。いずれ地域の人を含めて役場職員が一体となって新しい町づくりをしていかなければならない訳ですので、こういった声もあると言うようなことを充分お知らせしていきたいなと思いますのでご了解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 大変具体的で分かりやすく、この通りできたらいいなと思うような計画になっていますけれど、たとえばバスの購入事業3台とか、JRの方に時刻の変更要求していくとか、放課後児童の施設の充実をしていくとか、具体的で大変いいんですけれども、29ページの消防施設、どこに入るのかあれですけども、災害時の避難場所、避難通路、そういうものが明記されていないんですけど、計画を早期に策定し、災害の予防から応急処置とか復旧等の防災災害の確立に努めますというふうな、すごい抽象的なんですけど、ほかの項目についてはかなり具体的に動力ポンプとか消防設備の充実とかのってるわりには、この防災計画に対する計画がすごい抽象的だなと思います。33ページの③の保健及び福祉向上の増資を図るための対策のところ、秋田県の場合自殺率がまだまだワースト、全国の中ではワーストワンクラスに入っているんですけど、自殺予防とか精神衛生

面の町民に対する学習とか向上とか、そういうところも項目の中にあってもいいんでないかなと思います。項目でわからないんですが、一式一式とあるのはどういう意味なのかとと思っているんですが、同じ次のページ34ページにある幼保一体施設整備事業統合保育所一式、その下にも一式一式とありますが、どういう意味なのか教えてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 計画の中で、抽象的なもの具体的なものというふうのってご指摘ありましたけれども、そのとおりにここには抽象的的なものたくさんございます。全て具体的なものでいくと非常に計画的なものというか、計画が固定化されてしまうというものもあるわけございまして、そういうことで抽象的なものも含まれております。非難の途につきましては八峰町地域防災計画その中に盛られるものと思っておりますので、その文言的には載せなかったというものでございます。

また、自殺対策等につきましてはご指摘のとおり文言のところには入っておりませんでした。今後これについては、県と協議しながらのせるかどうかあわんや又、文言の訂正がございまして、その際は議会に提出するというふうになると思います。

それから、一式一式というものは現在規模がまだ固まっていないようなものについては一式というふうのせております。ですから例えば統合保育所一式というものについては、どういう規模でどういうものとまだ具体化されてませんので、一式としているわけでございます。以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第59号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とし

ます。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君）

議案第59号

八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成18年度八峰町一般会計から250,000千円以内を繰り入れる。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第60号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第60号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、これにつきましても議案第59号と同じ内容ですので、朗読して提案したいと思います。

議案第60号

八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成18年度八峰町一般会計から40,000千円以内を繰り入れる。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第61号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高宮上下水道課長。

○上下水道課長（高宮建一君） 議案第61号についても朗読をもって提案したいと思っておりますので、よろしく願います。

議案第61号

八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成18年度八峰町一般会計から60,000千円以内を繰り入れる。

平成18年6月15日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

どうかよろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第8号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第8号

平成18年6月15日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	〃	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございますが、平成18年度八峰町一般会計及び各特別会計予算等を集中的に審議するためのものがございます。

次のページをお開きください。

予算特別委員会の設置について

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

記

1、名 称 予算特別委員会

2、設置の根拠 地方自治法第110条第及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。

3、目 的 次の議案について審議することを目的とします。

議案第62号 平成18年度八峰町一般会計予算

議案第63号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第64号 平成18年度八峰町老人保健特別会計予算

議案第65号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第66号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第67号 平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算

議案第68号 平成18年度八峰町土地取得特別会計予算

議案第69号 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算

議案第70号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算

議案第71号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算

議案第72号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第73号 平成18年度八峰町営診療所特別会計予算

4、設置の期間 平成18年6月15日から同年6月23日まで

5、委員の定数 15名、議長を除く15名ということでございます。

次のページをお開きください。

予算審議に関する予算特別委員会 分科会（各常任委員会）所管事項でございます。

ここに総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会と3つに分かれております。それぞれの所管事項についてご審議を願うというものでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八

峰町委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、8番菊地 薫君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さ、15番須藤正人君、以上15名を指名します。

暫時の間、休憩します。

午後 1時34分 休 憩

午後 1時37分 再 開

○議長(阿部栄悦君)

日程第18、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には、8番菊地 薫君、副委員長には、6番丸山あつさんが互選されました。

日程第19、議案第62号、平成18年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、平成18年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20、議案第63号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第21、議案第64号、平成18年度八峰町老人保健特別会計予算、日程第22、議案第65号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第23、議案第66号……。

休憩いたします。

午後 1時39分 休 憩

午後 1時41分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

議案の朗読を続けます。

議案第65号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第66号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算、議案第67号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算、議案第68号、平成18年度八峰町土地取得特別会計予算、議案第69号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算、議案第70号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第71号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第72号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第73号、平成18年度八峰町営診療所特別会計予算、以上を一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して予算特別委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は全部終了しました。

なお、予算特別委員会の審査については、6月議会定例会日割表のように行っていたきたいと思います。

議会本会議は、6月21日午前10時より開催し、一般質問を行います。

これにて散会します。御苦労さまでした。

午後 1時45分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

〃 署名議員 門 脇 直 樹

〃 署名議員 菊 地 薫

〃 署名議員 福 司 憲 友

平成18年第1回八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成18年6月21日（水曜日）

議事日程第2号

平成18年6月21日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	教育長	千葉良一
総務課長	皆川鉄也	収入役室長	金谷 茂
企画財政課長	須藤徳雄	管財課長	木村 学
税務課長	佐々木 充	産業振興課長	武田 武
八森町民サービス課長	小林孝一	峰浜町民サービス課長	嶋津宣美
福祉課長	佐藤 弘	保健衛生課長	金平嘉孝
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻 正英
上下水道課長	高宮建一	農業委員会事務局長	松森尚文
学校教育課長	伊勢 均	生涯学習課長	齊藤英市郎
学校給食センター所長	加賀谷敏一	峰浜公民館長	福司和明
子ども園園長	小林康範		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、15日の本会議に引き続いて本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、11番議員。

○11番（柴田正高君） 八峰町最初の定例議会の1番バッターとして、財政コスト縮減の観点から、3点質問いたします。

質問に入る前に、峰浜議会の一般質問の通告書の書式と八峰町の書式の違いがございまして、八峰町の通告書の枠に質問のすべてを書き込むことができませんでしたので、通告にない質問もいたします。

また、町長個人に関する部分もございます。この部分に関しましては、答えられる範囲で結構ですので、よろしくご答弁をお願いいたします。

申すまでもなく合併の最大目的は、行政の効率化、財政の効率化であります。財政の効率化とは、すなわちコストの縮減であります。そこで初めに、町長給与についてお尋ねいたします。

町長給与について、先の臨時議会において国家公務員の給与改定に伴い、一般職の給与引き下げに関する条例案が可決されました。県の三役給与も一般職給与と同率の4.8%引き下げのための関係条例の改定案を6月定例県議会に提案しております。合併前は山本郡内の首長の給与は横並びの83万4,000円でしたが、単独立町の藤里町が昨年秋に4万2,000円を引き下げ79万2,000円となり、横並びではなくなっております。さらに今回、藤里町では10.1%を引き下げ71万2,000円とするよう6月定例議会に提案

しております。もともと特別職の給与、報酬は、勤務に対する対価給であり、その職責、職能に対する責任給であり、一般職の生活給とは基本的に異なるものであります。しかしながら、その職責等を論ずることもなく、何らの変化もないのに横並びというのはおかしいと私は思っております。町長は、この横並びについてどのように感じておられたのか伺います。民間会社では、隣の会社の社長も、またその隣の会社の社長も給与が同じというのはあり得ないことであります。その点においては、私たち議員も同じようではありますが、旧峰浜の議員さんたちは合併により、月額6,000円の引き下げとなっております。しかし今後、私たちの給与も適正なのかどうか議員間で話し合いが必要と感じております。町長の場合、職員の給与が引き下げられたのに、その上に立つ者として自立の給与はそのまま据え置きでよいのか疑問に思うわけでありまして。私は、八峰町の特別職の給与も県の特別職に倣って引き下げを行うことを提案いたします。トップに立つ者として、率先して自らの給与引き下げの申し出を行い、職員に範を示すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、町長公用車についてお尋ねいたします。

各自治体には大概、首長や議長専用の公用車がございます。しかも、そのほとんどが黒塗りの最高級車であります。私は、以前より首長の公用車が、なぜ黒塗りの最高級車でなければならないのか疑問に思っておりました。そこで、なぜ首長公用車は黒塗りの最高級車なのか、その説明を求めます。

次に、合併前の八森の事例で結構ですので、公用車での移動回数の多いのは、町内か町外か、また、県境を越えての移動はあったのか、ありましたら回数ほどのくらいで、最も遠いところはどこだったのか、調査の上ご報告願います。

ところで、町長も自家用車をお持ちだと思いますが、それは最高級車ですか。それとも普通車でございましょうか。車種はどんな車種にお乗りですか。もし普通車でしたら、そのことによりまして車内が狭いとかパワーが足りないなど不都合を感じることはございましたら、お答えいただきたいと思っております。

日ごろ公務に忙殺される町長にとりまして、移動中の車内だけが一息つける場なのかもしれないかもしれませんが、公用車での移動は、大概町長一人の場合がほとんどだと思います。最近の1500ccから2000ccクラスまでの車種でしたら、車内もかなり広くなり、ゆったりとし、高級感もあります。私は、コスト削減を図る観点から、今利用の高級車からセダン車への借り換えを提案いたします。

また、借り換えを行った場合、リース代、燃料代、保険料などを含めて、どのくらいのコスト縮減となるのか、調査の上ご報告をお願いいたします。

私は以前、峰浜議会において公用車利用とタクシーを年間契約で利用した場合の金額の違いを質問いたしました。そのときの答弁で、公用車の走行距離にタクシーのキロ当たりの料金を乗じて、公用車を利用した方が人件費、燃料代、保険料などを加えても325万円も安いというおかしな答弁をいただきました。皆さんもご存じのように、タクシーの場合はお客さんを乗せたときにだけ料金が発生するわけでありまして。公用車の走行距離にタクシー料金を乗じて金額をはじき出すというのは、おかしな話であります。タクシーを公用車の代わりに年間契約して利用した方が安いというのは、他の自治体のデータからも明らかであります。したがって、首長に立候補される方の中には、首長公用車の廃止を公約の一つに掲げ、当選なさる方もございます。県内にも湯沢市長や大潟村村長がそうであったと記憶しております。だからといって私は何も公用車を廃止してタクシー利用に切り替えなさいというつもりは毛頭ございません。合併により行動範囲も広くなり、また、一日に回数を数カ所を掛け持ちで回る場合もあると思います。そういう場合、タクシーではすぐに対応できない場合もございます。そういう点からも公用車は必要と思っております。

先日の町長の18年度の予算編成方針に当たっての挨拶の中でも、限られた財源を最高限活用し、効率的な財政運営を図ることを基本方針とした、こう述べておられました。限られた財源であります。町長自身の周りから見直しをして、コスト縮減を図るべきだと思います。公用車の車種の変更の考えはあるのかどうか、町長の答弁を求めます。

3つ目といたしまして、庁舎建設の時期等についてお尋ねいたします。

町の組織機構は、分庁方式を取り入れ、課が峰浜庁舎、八森庁舎に分かれており、住民の方々は合併前に比べて不便な思いをいたしております。職員の方々も同じ思いでおられることと思います。事務効率もわるいと思います。また、両庁舎に町民サービス課を配するなど、財政上の無駄も生じております。議員も会議の場所がファガスであったり役場の会議室であったりと戸惑いを感じております。このほかにもいろいろな面で弊害が生じていると思います。これらの問題点を解決するには、庁舎建設を行い、組織機構を一本化するしかありません。町長もその必要性は十分認識されまして、予算編成方針の中で庁舎建設は重要課題と受け止め、職員によるプロジェクトチームを立ち上げると述べておられます。そのプロジェクトチームで叩き台をつくり、その後、住民も参加し

ていただいて建設委員会、名称はどうなるのかわかりませんが、設け、そこでの話し合いの結果が議会に示されることになるのだろうとこう思いますが、建設時期や場所などについて町長の頭の中にもし構想ができておられるのであれば、ご披露を、おおよそその目途で結構です。庁舎を建設し、組織機構を一本化することが、ひいては職員の削減につながり、財政の縮減につながっていくことになります。合併して大きくコスト削減となったのは、議員数減による議会費と特別職の減によるものと、アルバイト廃止による人件費だけであります。今回の18年度予算を見ても、旧町村合算比較で3.9%、額にして2億1,667万2,000円の増となり、合併の目的とする財政コストの縮減とはかけ離れたものとなっております。今後、町長には前例にとらわれることなく英断をもって行財政の合理化に努めるとともに、そこから財源を生み出す努力をしていただきたいと思います。我が町は多額の地方債残高を抱えております。次代の子孫に負担を課すことのないようにしなければなりません。主に旧町村においての継続事業ではありますが、18年度予算においても上下水道などの住環境の整備やハタハタ館の大規模改修、水沢小学校プール建設、統合小学校の設計等に多額の予算を計上しておりますが、その事業費のほとんどが起債によるものであります。地方分権の時代を迎え、町でも公共事業等を抜本的に見直し、その目的が妥当かどうか、その事業でどれほどの経済・社会的効果をもたらすのか、他事業との重複はないか、関連性はどうか、また、継続事業であっても緊急性、財政事情からの期間の延長ができないかなど、必要な公共事業と不必要な事業を明確に区別して優先順位を決める評価制度を導入し、設定工事費単価コスト引き下げ、事業財源の捻出方法など、一段と効率的な事務事業を推進する努力が必要と思います。そういう意味で私は、これから立ち上げようとしている八峰町行政改革懇談会に大いに期待しております。この懇談会の委員の人選については、できるだけ町民の声が反映されるよう広い視野で行っていただくことを要望いたします。冒頭に述べました合併の最大目的である行政の効率化、財政の効率化に対する町長の考えを伺います。

最後に、仕事があって役人が増えるのではなく、役人のために仕事が増えるというイギリスの学者パーキンソンの言葉を紹介して質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おはようございます。

八峰町1番目の一般質問に対してお答えをいたします。

まず最初に、町長の給与引き下げを行うようにとのご質問でございますが、今般の一般職の給料表引き下げについては、経過措置がございます。それによると、実質は据え置きでありまして、期間は職員により多少異なりますが、四、五年と見込んでおります。その間、給料が変わりなく昇給もしないこととなります。

また、特別職の報酬は、これまでも一般職の改定は一要素ではありますが、引き上げ・引き下げに必ずしも連動しているのが実態でございます。それに現在の特別職の報酬は、常勤・非常勤も含め合併協議会において決定し、今スタートしたばかりであります。私は、これまで旧八森町において一般職の改定とは関係なく、三役の期末手当を減額するなどのやった経過もございましたので、今後、財政状況等も勘案しながら、来年度以降に向けて検討してまいりたいと思います。

次に、町長用公用車についてであります。現在使用している町長用の公用車は、私が八森町長に就任前の平成8年11月からリースしているもので、約9年半使用していません。現在のリース料は、月額3万9,165円で、保険料は年額3万9,660円となっております。市町村長の公用車の色については黒が多いようで、あまり派手な色はどうかということだろうと思います。黒というと高級車というイメージがあるかもしれませんが、今は一般の人でも乗っている人はたくさんおります。私の自家用車は2500ccの普通車でございますが、町長車も同じ普通車でございます。より経済的な車がよいのはもちろんであります。それとあわせて安全性もまた重要であります。実際使用してみて高級車に乗っているという意識よりも、時間に追われて走り回ったり、車中で書類に目を通したり、電話連絡したりする時間も多くなりますし、ときにはおにぎりを食べながら移動することもあります。安心感を持ちながら仕事をさせていただいているといった方が実感でございます。

公用車がどんな車種で、何ccが適当か基準はありませんが、当面は新しく借り替える方が経費増になりますので、現在の公用車の方が経年によりリース料、保険料とも安くなっておりますので、今しばらく使用を継続していきながら、今後、借り替える等する場合には、安全性や経済性等総合的に考えてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、庁舎建設の時期についてであります。分庁方式を採用し、約3カ月が経過しましたが、予算編成方針の際にも申し上げたとおり、1町で2庁舎を抱えることによる

行政組織の複雑化、決裁文書のやり取りや職員との諸連絡などにかかる時間的ロス、その他さまざまな問題を解消するためにも、また、町財政の面からも庁舎建設費が合併特例債の対象となる合併後10年以内に新庁舎を建設すべきものと考えております。このことから、まずは職員によるプロジェクトチームを立ち上げて、早期に立ち上げて検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） ただいまの町長のお答えに対し、11番議員、再質問はありませんか。11番柴田正高君。
- 11番（柴田正高君） 初めの町長給与についてでございますけれども、私の質問の中に横並びについて町長がどう感じているのかという質問がございました。その質問のお答えは今ございませんでしたけれども、今一度お尋ねいたします。

それから、本来、特別職の給与、または議員の給与というのは、審議会の場で議論され、それが議会に答申され、議会で決するものでございますけれども、町長自らの申し出によって審議会なるものは開かれる場合もございますので、町長の今の現在の給与が自分の職能、職責、こういう点に合っているのかどうか、勤務に対する評価です。それが今の自分の仕事と比して適正なのかどうか、今一度考えていただきたいと思います。

次に公用車ですが、黒塗りの最高級車に乗っているというのは、私の感覚では霞ヶ関の先生方、それから大会社の重役さん、筋者の方々であります。まさか町長もその筋者と同類とは思いませんけれども、町民から選ばれたという意識を常に持っていただきまして、我々、それこそ一般町民から見れば黒塗りの最高級車というのは権力の象徴みたいにしか映らないわけでございます。今後、乗り換えるとしたら、借り替えるとしたセダンにという今、町長のご答弁がございましたので、それもそう長くない期間に借り替えをお願いいたしたいと思います。

それと、今の黒塗りの公用車につきましてのリース料、保険料等は、今ご答弁いただきましたけれども、2000ccクラスの普通車に借り替えた場合の料金とかかる経費、ここにつきましては今答弁にございませんでしたので、今一度お答えいただきたいと思ます。

それから、庁舎の建設でございますけれども、そんなに長くないスパンで庁舎建設に着手する、そのために早急に職員によるプロジェクトチームを立ち上げるということだろうと思います。おそらく町長の頭の中には、今の任期中には新庁舎に、でという思い

があるんだろうと思いますので、そのことも再度お尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1つ目の給与の関係ですけれども、従来、山本郡の町村会であるとか、そういうところで町村長同士の話し合いもした経過がございます。しかし、最近はいろいろな違いが出てまいりまして、必ずしも横並びでない状況が出てきました。町村会そのものも、もうなくなりましたので、すべては自分の判断になっていくだろうと。そういう面では、それぞれの財政事情なり、あるいはトップの考え方によってそういうものが決まっていくだろうというふうに思いますので、やっぱり今、私の、旧八森の場合も俸給そのもの、あるいは手当ですね、手当、期末手当を自発的にカットしたり、あるいはまた、管理職の皆さん方にも2%カットなどをお願いした経過もございましたけれども、そういうものは、ときどきの財政状況を見ながら、やっぱり自分みずから切り込んでいくことだというふうに考えています。

それと、はたして職責に合っている給料なのかといわれますと、大方妥当なのかなとは思っていますけれども、ただ、これからですね、報酬審議会もございますし、あるいはまた、場合によったらまた報酬審議会等の機関もございますので、そういったところで議論してみるのもまた一つの方法かと思っておりますので、この後そういうところでもまたやってみたいなというふうに思います。

それから、公用車の関係ですけれども、筋者が乗る車というふうなことですけれども、別にそういう意識で私も乗っているわけではございませんけれども、私も今の車、どちらかといえば車は走ればいい方式の方ですから、今の車を10年乗っています。だから公用車そのものについても乗れるだけ、かえて経年すると安くなるのでという方向でいった方がいいんじゃないかなと今のところは思っています。

ただ、参考まで、今買い換えるとしたら、いろんな車種がございますから一概に言われませんが、私と同じような2500ccクラスであれば、大体月額8万8,000円、リース料ですね。今のような車でしたらであれば、当初は13万円以上してましたので、それからむければ非常に今の段階では安く済みますので、当面これは乗れるだけ乗るというふうな前提に立って先ほど申し上げたように、借り替えるときはまたその時点でどういうものが適当なのか、いろいろ考えながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから新庁舎の関係については、任期中かという話もありますけれども、いずれ任期

中に私もこだわっているわけではございませんので、これから今、検討する緒につくばかりでございます。後ほどの一般質問で庁舎は急ぐなというそういう質問をなさる方もおるようでございますので、いろいろ意見が分かれる場面が出てくると思いますので、そういったものを想定しながら一つの方向性を出すには、やっぱりそれ相当の時間と、それからいろんな議論が必要じゃないかと思っておりますので、そういうものを踏まえながら、まず私自身としては前向きに、合併後10年以内にはやっぱり新庁舎を建てるという方向で頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員。はい、11番議員、柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 公用車につきましては、大分今の車が年数も経って、リース料も相当安くなっているようです。年数が経てば経つほど燃費もわるくなっていくわけです。それこそあのクラスだと、リッター当たりどのくらいでしょうかね、私の思うところ五、六キロぐらいじゃないかなと思うわけです。新しい1500cc、1800ccだと大体リッター当たり12キロぐらいは走るんじゃないかと。やっぱりそういう観点からも、ただリース料だけ比較して今の方がコストが安い、そういうのではないと思っておりますので、どうかその燃費の面も考慮に入れまして、今一度ご検討いただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 町長。

○町長（加藤和夫君） ご意見は承っておきます。やっぱり車を選ぶ際にはいろいろな条件がございます、外見だけでなく今言った燃費の問題もあるし、あるいはまた安全性という面からもまたいろいろ検討しなきゃならない問題もいろいろありますので、今の意見を参考にしながら、この後、買い換えの際にはですね、検討してみたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、よろしいですね。

○11番（柴田正高君） はい、どうもありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、1番議員の一般質問を許します。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 皆さん、おはようございます。1番松岡清悦です。通告に従いまして質問をいたします。

少子化対策について、お尋ねをいたします。

少子化対策、すなわち若い人たちが安心してこの町に住み、子供を産み育てることができる環境づくり、これに尽きると思っております。日本国内各地で少子高齢化対策が叫ばれて久しくなります。高齢化対策に関しては、さまざまな事業が行われてまいりました。

介護保険や老人保健制度の創設、各種施設の整備、また、生きがい対策等いろいろな形で実施されております。百点満点とはいかないまでも、おおよそ評価できると思っております。

一方、少子化対策についてはどうでしょうか。大きく3つに分けて当局の考え方をお尋ねしてまいります。

その中の大きな1番として、働く場の確保であります。

町内にも長男で跡取りなのに町内に住めない若者がたくさんおります。親御さんに聞くと、家さ帰ってきたいけども働く場がない、こういう意見を私のみならず皆さんお聞きのことだと思えます。おそらく町長も頭の痛い問題ではないかなというふうに考えております。ひところ企業誘致を叫ばれて、当町にもさまざまな誘致企業ができたときもありました。しかし、日本国内の景気の低迷により、なかなか進出してくる企業がなくなり、最近ではぱたっと企業誘致の話が出なくなりました。私はことし還暦で、全国に散らばっている同級生と会いました。還暦ですので、同級生たちは、近々ほとんどの友だちが定年になります。まさに団塊の世代であります。全国に200人以上の同級生がおりますが、その中でも大きく占めるのが関東圏に住む同級生であります。先日、電話でお話をいたしました。そしたらたまたま二、三日中に秋田県からの要請で企業誘致のための中央地区の組織がつくられるという話を聞きました。秋田県が中央地区に住む、いわゆる企業に顔の効く、あるいはそうしたところに話の通る、そういう人材をある程度集めて組織して、県の企業誘致に頑張ってもらおうという組織らしいです。東京八森会もいろんな形で議論をしてまいりました。当然、峰浜地区にも関東ふるさと会みたいなものがあると聞いております。私も何回か出席をしてまいりました。行けばいろんな友達と会い、「今どうしてらったか」、「八森どうなってらったか」、いろんな話をしてきましたが、そろそろこの組織もふるさとのために企業の誘致に一助になってほしいという思いは私だけでしょうか。町長の企業誘致に対する意気込みを、お伺いをいたします。

また、県で組織する、私名称は知りませんが、このサポーターのような組織との今後の八峰町との関わりもお尋ねをいたします。

また、首都圏に八峰町の事務所とまではいかなくても、例えば退職した人の自宅を事務所にして中央地区のいろんな企業を回れる人材を探して企業誘致のために八峰町のための働いていただくという方法も考えられると思うのですが、町長の考え方をお尋ねいたします。

次に、基幹産業に就く若者たちの対策を、お尋ねをいたします。

八峰町の基幹産業は農林漁業、それに商工業、私は今回の合併で今まであまり自分の中で勉強していなかった農業のことをいろいろ勉強させていただきました。予算書の中でも農に対する若者たちに対する支援のさまざまな事業が盛り込まれております。その中には、後継者育成の事業もいっぱいあります。そうした中で、じゃあ果たして林業とか漁業とか商工業に就く若者に対する支援はどうなっているんだ。まったくないわけではありませんが、私は少し寂しい思いをしました。今、林業も漁業も商工業もそうです。みな後継者不足。何でかという、そうした産業に魅力を感じないからだという説もありますが、とにかく若者が職に就いてもらわないことには地域産業の振興も後継者の育成もないわけで、この辺に対する支援策、あるいは補助制度、後継者育成事業、それから宅地の分譲等も含めて当局の考え方を、お尋ねをいたします。

次に大きな2番、住宅についてお尋ねをいたします。

八森町も峰浜村もそれぞれ町営住宅、村営住宅、それから宅地の分譲、いろいろやってまいりました。若者の流出にある程度の歯止めがかかったと評価しております。団地や宅地分譲のところに行けば、小さい子供たちが増え、若者がおります。一応の効果があがったと思っております。しかしまた、そこに新たな問題点も発生しております。それは、コミュニティ、いわゆる地域づくりに対するさまざまな不安や悩みであります。一見して新しい住宅をどんどん建てていけば若者は定住できるわけですが、昔からあった地域の輪、そうしたものは、ある日突然できるわけではありません。そういう観点から、今回私はずっと昔からある集落の中に点在する空地、空家、これを利用して若い人たちが住める、住宅を建てれる、そうした環境をつくれぬものか、そういった観点で町長にお尋ねをいたします。

老若男女、いろんな世代の人たちが住む地域の中で、若い人たちが子供を産み育て、いわゆる地域社会の形成にみんなで応援できる、これは、昔はごく普通の姿でありました。今、こういう姿がだんだん薄れてきております。そういう意味では、今一度、住宅問題、考え直す時期ではないでしょうか。町長は旧八森の場合は、町営住宅は一応の目途がついたと、区切りだというふうに先回の質問では答弁しております。しかし、まだまだ町外に移り住む若者もいることも事実であります。今後のそうした対策について考え方を、お尋ねをいたします。

また、多世代家族、いわゆる家族の多い、同居する家族に対する支援、優遇措置につ

いてお尋ねをいたします。

昔は一家族に何人もおりました。そうした中で子供から若い夫婦、おじいちゃん、おばあちゃんまで一緒に暮らした中からいろんなことを学び、人間としての基礎的なものを私は育ててきたと感じております。最近では、どんどん、どんどん核家族化が進み、そういう意味では大勢の中で子供を育てるという環境がなかなかできなくなってきたことは確かですが、私はいっぱい家族がいる中で暮らすことによって、子供も、子供の親もいろんな意味で人間形成の場に役立つと思うのです。多世代家族、いわゆる同居家庭に対する支援策とか優遇措置はできないものではないでしょうか。町長の考え方を、お尋ねをいたします。

3つ目、子育て支援についてお尋ねをいたします。

乳幼児保育、いわゆるゼロから3歳くらいまでの入園している子供さんたち、どんどん増えてきております。若い夫婦が働くために保育園に子供を預けて出ているわけですが、働かなければならない、わかりますが、一番感じやすい親の愛情を受けなければならない、いわゆる三つ子の魂、ゼロから3歳くらいまで、せめて親のもとで愛情たっぷりに育てることはできないのでしょうか。入園に対する補助も結構ですが、自宅で親子と一緒に愛を育みながら育てる環境、これに対する支援も私はやっていいのではないかな、保育園に入ればいろんな支援策があります。子育て支援のいろんな方法がありますが、在宅で子供を育てる、これは子供にとってもいいことだと思うし、また、子供を育てる親にとっても貴重な時期だと考えるからであります。子供たちが安心して暮らせる地域づくり、この問題に入る前に、今回の藤里町の事件、同じような年齢の子供を持つ家族として胸が張り裂ける思いをしました。他人事ではないんです。我々のすぐ身近な地域であつた事件が起こるようになってきました。実際に背景にあるのは何だろう、何がこういう事件を起こさせるのだろうかということをずっと考え続けてきました。子供は社会の宝、地域の財産だ、私も言ってきました。地域みんなで育て、守っていかなければならない、これも言ってきました。しかし、今回は守ってやることはできませんでした。地域で守り育てる、その一番近くにいるのが親であり、家族であります。あの事件の後、ほとんどの人たちが気がついていること、しかしなかなか口に出さない、若い人たちの意識の変化であります。二度とあのような事件を起こしてはならない、昔のように町の中にさまざまな人たちの声が聞こえ、子供たちが無邪気に遊び回る、そんな地域社会を一日も早く取り戻すために、今こそ行政が行動を起こすべきではないのか、当

局の考え方をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡清悦議員のご質問にお答えいたします。

我が国の少子化対策につきましては、国・県・自治体のエンゼルプランや次世代育成対策推進法などの施策で取り組まれてきておりますが、国内の合計特殊出生率は依然として減少傾向にあり、大きな課題となっております。これまでの施策は、仕事と子育ての両立支援に重点がおかれてきましたが、平成16年6月に閣議決定された少子化社会対策大綱では、より広範な対策を打ち出し、今後取り組む方向性として次の3つの視点を掲げております。

1つ目が、若者が職業や結婚、出産、子育てを人生に積極的に位置づけること。2つ目は、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を見直すこと。3つ目に、生命を次代に伝え、育むことや家庭を築くことの大切さに理解を深め、社会全体で子育てを支援することとなっております。特に将来の親となる若者の自立支援、家庭を大切にする職場環境の実現など、これまで日本人が育んできた価値観の見直しも必要になるものと思われまます。

さて、当町の児童生徒数の減少は、若年層の町外流出が大きな要因となっており、広域圏内での就業の確保は、当町のみならず近隣自治体の大きな課題となっております。このため県を初め県北部、能代山本広域圏の市町村とタイアップしながら企業誘致の情報収集に努めており、能代市や大館市などに医療・医薬関連企業及び資源リサイクル関連企業の進出や生産体制の増強などの動きがあり、このような企業に当町から就業者が生まれることを期待しております。

また、町内の精密機器の製造工場から事業の拡張の相談を受けており、工場用地や誘致、補助制度など最大限の便宜を図り、雇用の拡大につなげないと思っております。

首都圏においては企業経営が復調し、これまで海外への生産基盤のシフトが進められてきたものが、製品の精度や安全性から国内での生産拠点を模索している企業が増えつつあるとのことですので、当町出身者などあらゆる人脈を活用し、当地域への企業進出の情報収集に努め、わずかでも進出の意向を感じ取れば積極的に働きかけてまいる所存でありますので、議員の皆様からもお力添えをくださるようお願いいたします。

次に、若者への支援策や補助制度についてであります。農林漁業への新規就業に關しましては、営農研修施設、林業施業団体、漁業関係団体での実務研修制度を初め、就業に關するさまざまな支援が設けられております。また、商工業においても財団法人あきた企業活性化センターなどで創業、経営革新、販路拡大や商標登録など知的財産に關する相談業務を初め、研修事業や補助及び融資制度が設けられております。また、企業の規模によっては、町においても工場誘致条例、工業用土地等貸付譲渡条例、工業振興促進条例などにより支援してまいりますので、気軽にご相談くださるようお願い申し上げます。

次に、住宅についてであります。町営住宅におけるコミュニティの問題、空地・空家の活用、多世代家族に対する支援策についてであります。町営住宅の建設につきましては、これまで住民のニーズを把握しながら計画的に建設を進めてまいりました。その結果、若い世代の家族の入居が見られるなど、若者の定住促進対策として一定の成果をもたらしたものと考えております。しかし、ご指摘のとおり自治会活動や地域イベントへの参加が少ないなど、多くの課題も混在しています。このことから町営住宅に隣接してコミュニティセンターを建設するなど、地域住民との連帯感やコミュニティ活動を促進する施策も行ってまいりました。

集落内に点在する空地や空き家を活用した若者定住促進についてであります。空家の有効活用を通して地域住民と都市住民の交流拡大、定住促進を図る目的で、空家情報活用システムや空家情報バンク制度を設ける自治体も見られるようになりました。ただし、行政のかかわりは、単に取引物件や権利者に関する情報を提供するところまでのようであります。本町といたしましては、個人情報保護や宅地建物取引法の関係、空き家情報収集の方法など多くの課題がありますので、先進事例も参考にしながら調査検討してまいりたいと考えております。

地域住民みんなで子育てを応援する社会の形成、とても理想的な社会ではありますが、人々の価値観の多様化にしたがって地域への愛着心や人間関係の希薄が進む現代において、その形成は困難な状況下にあると認識しておりますが、長期的な視野に立ち、さまざまな施策を粘り強く展開していかなければならないものと考えております。

多世代家族への支援策等についてであります。町内にはさまざまな構成の家族が存在しており、その中で多世代家庭のみを優遇するわけにはいかないと思っておりますが、何か支援できることがないか研究してまいりたいと思っております。

次に、子育て支援についてであります。昔から三つ子の魂百までもと言われるとおり、幼少期の保育は大変大事であることはご指摘のとおりだと思います。私たちが育ってきたころは、父母や祖父母と一緒に生活する世帯が多く、家族の触れ合いや助け合いの中で社会秩序やおもいやりの心が育てられてきたことも事実であります。社会経済構造の変化とともに核家族化、女性の社会進出、雇用関係の変化、高学歴志向等の要因や価値観の多様化による晩婚化や非婚化によって少子化が進行し、家庭環境が大きく変わってしまいました。それに対応するため、これまで国・県・自治体は仕事と家庭を両立できる支援策を重点にまいりましたが、在宅保育も意義あることだと認識しております。町として現在まで育児不安解消や親子ふれあいの場を設ける事業として、就学前の親子を対象に子育て広場の開催や子育てサークル育成事業を実施してまいりましたが、今後、子育て支援センターの開設等を考えているところであります。

また、少子化や子育て対策は、一自治体のみで抜本的解決できる施策にも限度がありますが、議員の皆様を初め町民の皆様からご提言をいただき、前向きに取り組んでまいります。

藤里町の件については大変心を痛めております。少子高齢化等社会情勢が急速に変化していく中で、本町のような過疎の町でも生活環境の多様化等に伴い、人間関係が希薄化してきているのは事実であります。今までも町ではいろいろな形で子供たちを危険から守る対策を講じてまいりましたが、それはすべて外部からの不審者等を想定した防犯対策であり、今回の藤里町の事件のように、同じ居住区内で、しかも同じような子供さんのいる隣人による犯行は想定外のものであり、この地域に与えた衝撃は計り知れないものがあります。この事実を単に対岸の火事としてとらえるのではなく、身近な自分たちの問題として、町をあげて取り組んでいかなければならない問題であると承知しております。今、大切なことは、誰かがやってくれるのではなく、自分たちは何ができるかという気持ちだと思います。その連携がなければ、議員がご指摘のような、子供たちが安心して暮らせる地域づくりの手だては生まれてこないのではないのでしょうか。また、若者の流出防止策として町営住宅の建設を初めインターネット環境の整備等いろいろな政策を講じてまいりましたが、一方ではいろいろと取り組まなければならない課題も山積していると思います。町といたしましては、都会にない豊かな自然環境や歴史的資源を大切にしながら、どうしたら若者にとって魅力ある八峰町としていくことができるのか、いろいろな人の意見に耳を傾けて、それら一つ一つを検証しながら、地域のコミュ

ニティの醸成など、犯罪防止に向けよりよい、住みよいまちづくりのため、町をあげて取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 1番松岡清悦君、質問ありませんか。はい、松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 何点かについて再質問をいたします。

企業誘致の件についてであります。もしかしたら私聞き漏らしたかもしれませんが、例えば今までのように町長が東京出張のときに少し回って、ご挨拶したり、あるいはそういう情報があればということだろうというふうにとらえておりますが、もしできることであれば、八峰町事務所でなくても、どなたか町長が行ったときに、寄ったら情報もらえる、あるいは普段も、なにも専門じゃなくても定年退職なった方のような人である程度情報を収集して、上京したときにアドバイスしてくれる、そういう形のものではできないのかということをお自身伺っておりますので、もしよろしかったらお答えいただきたいと思っております。

それから、住宅関連についてであります。

以前にも空家対策、質問しておりますが、今回、特に私のみならず皆さん、八峰町全域を回った中で、それぞれの地区に空家、空地の、空地はさることながら空家の、それも放置されている空家があることはご存じのとおりであります。いろんな意味で防犯、防火、いろんな意味でこれは好ましくないなというふうに感じております。今はそれに対して何の手も打っておりません。例えば、できるかわかりませんが空家放置禁止条例、あるいは抑止条例、そういったものである程度空家になる、そういう家族に対する規制とまでいかなくてもアドバイス、3年以内に何とかしてください、あるいは定期的にチェックをしてください、何らかの方法がないと、どんどんどんどん増えていく一方あります。隣の人にしてみれば、うちの前が空家になって5年、10年経てばどうなるでしょうか。これは、今後減ることはなく、どんどん増えていくように思うわけです。何かしら手を、支援までいかなくてもアドバイス程度のことでもいいので、今立ち上げる気持ちはないのか、町長の考え方を、お尋ねをいたします。

それから3つ目の質問は、非常にデリケートの問題で、なかなか私も町長どういう答弁してくれるのかなと思っていました。感じは、私も町長も同じようなとらえ方をしていると思うんです。ただ、だから今何できるのか、何をやらなければならないのか、町長の答弁もわりと曖昧で抽象的な答弁でした。しかし、私は何か今できること、手をつけ

ないと、一番大事なのはさっき話した若い人たちの意識の変化、この辺に私は今回、手をつけないとだめなのかなというふうに思っています。地域にいれば、子供たちを守ったり、育てる、いわゆるサークルだとか子供の見守り隊だとかいろいろやっています。ただ、その親になる世代、その世代に私方が何できるのか、これをやらないと、もちろん子供のころから命の大切さを教えることも大事であります。しかし、今、子育てをしている若者に私方が心の中にどうやってささえたり、この人達を応援できるのか、これも同時にすぐやれば、いくらか、昔のような社会を取り戻せないかというふうに思っております。もし考えがなければいいのですが、できればその辺、今やれること、何かないのか考えていただきたいなど、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご質問にお答えします。

1つ目の企業誘致の関係ですけれども、たしかにいろんな個人的な人とか、あるいは上京した際の情報を教えたり何か、そういうのはあるにしても、今申し上げたとおりの組織だったものは今のところはつくっておりません。東京八森会の際にも話しましたが、一人一人が八森町、八峰町のためのサポーターになってくださいという呼びかけはしましたけれども、例えば能代市でも今の段階でふるさとサポーターみたいな人を委嘱しながら実際に話をしているという経過もございますので、そういったものを参考にしながら、できれば八峰町出身の人でそういう活動ができる方をですね、この後つくり上げていくのも一つの方法だと思いますので、今言ったご意見をですね、参考にしながら考えていきたいと思っております。

それから、空家が多くてですね、防火・防災の面でも非常に心配される要素もありますけれども、まず実態がですね、私も今回回った限りでは非常に多くなっているというのは実感しましたけれども、具体的な調査等をまだした経過がございませんので、できればまずそれを先行させながら、今の状況をしっかり把握してみるということが第一段階では必要じゃないかなと思っています。そういうことで、具体的に放置しない条例とか抑止をする条例とかという話もございますけれども、それはまたその次の段階でありまして、いずれどういう形のものがいいのかですね、私の方も現状を知りたいなと思っています。

それから、こういう事件を経ながら若い人たちの価値観が非常に変割っているという

問題で、これをやれば今即効薬があるというものは、おそらく私だけでなく皆さんの方でもそう即答できるような状況にはないと思います。これは、今直ちにそういう社会になったのではなくて、長年のいろんな歴史的な背景なり社会様式の変化、あるいはまた労働環境とか、あらゆる面での変化が今の実態に結びついていると思いますので、これひとつやればもう絶対だというものはあり得ないわけですので、やっぱりさっき申し上げたいろんな機会とかいろんな場を通しながら、あるいはいろんな資格を通しながら、一つ一つやれるものを実行して検証しながら、また次の手を打っていくというのがやっぱり必要ではないかなと考えていますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 1番議員、よろしいですか。

○1番（松岡清悦君） はい、ありがとうございます。

○議長（阿部栄悦君） これをもって1番議員の一般質問を終わります。

次に、12番議員の一般質問を許します。12番芦崎達美君。はい、12番。

○12番（芦崎達美君） 私からは、3点ほど質問させていただきます。

最初に、農業経営対策についてであります。あくまでも稲作農家ということでお聞きいただければなど、こう思います。

一次兼、二次兼が増えつつあるとはいえ、本町の基幹産業が農業であることに変わりはなく、農業の振興が重要課題であることは論を待ちません。

そこで、本町農業の抱えている問題点は何か、また、その解決のために行政として取るべき対策等につきまして、町長の所信をお伺いいたします。

第1点といたしまして、稲作の問題であります。

減反政策により、現在は持ち面積の3分の1にまでも転作面積が多くなっております。政府の基本姿勢を見ますとき、備蓄米等の問題もありましようが、大幅な減反緩和は考えられないかと存じます。こうした現状を踏まえ、安定作物である水稻の作付面積を、少なくとも現状を維持すべきと考える考えはあるのか。あるいは、より有利な作目等に変換した方がよいと考えているのか、将来展望についての町長のお考えをお伺いいたします。

第2点として、経営安定対策の問題についてお尋ねいたします。

経営安定のための方策として生産規模の拡大、土地基盤整備事業を行ってまいりましたが、安定対策として、このほかに推進すべきものがないかどうか。例えば土壌の改良、

地力の増進対策、こうした物的な面ばかりでなく、心の面の対策として営農意識の改革、経営改善、技術指導といった点も考えられるのではありますが、町当局としては関係機関と連携し、どのような施策をすべきであると考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、少子化対策について。

子供を産み育てることに夢を育てる社会をテーマとした厚生省白書では、少子化がもたらすマイナス影響として、労働力人口の減少、経済成長の制約、また、社会保障費の増大などを指摘し、今後、出生率が回復したとしても労働力としてカウントできるのは早くても数十年後と予測し、早急な少子化対策の実施が必要であるとしております。対策といった大きな問題は、国の問題であって一自治体の問題ではないという考えもあるでしょうが、児童手当の充実や租税負担の軽減などは国政の問題ではありますが、仕事と育児の両立を図る対策は、一自治体として取り組むことができる分野があるかと考えますが、その点についても町長の考えをお聞かせください。

次に、新八峰町の進展の考えについて。

合併以前から八峰町になってもそう長くは続かないだろう、そういう声が住民の方々よりよく耳にします。たしかに財政の厳しい町と村の合併ではありますが、ただ単に無計画の姿で合併されたのではありませんし、13回もの合併協議会の中で、それぞれ要件、項目等の協議を経て、さらには住民のアンケートも基本となり、合併の運びとなりました。我が八峰町は県内では1万未満人の一番小さな町ではありますが、合併は大きければよいとは限りません。私は議員数から見ても、ちょうど目の届く範囲、位置にあると考えており、小さくてもきらりと光るまちづくりを念頭に入れておる一人です。よって町長の今後の進展にどのような論理、考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの12番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 芦崎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業経営対策についてであります。

まず、稲作については芦崎議員の言われるように、転作は年々増加し、18年度では峰浜、八森、両地区とも35%近くに達し、水田の3分の1以上が減反面積となっております。稲作農家にとっては非常に厳しい現実ではありますが、食の多様化や米消費の減少によって米需要の大幅な増加は期待できない状況にあります。需給バランスを維持しながら

ら米価の大幅な下落を回避しようとする生産調整は避けて通れないものと受け止めております。

なお、平成19年度からの需給調整につきましては、国・県・市町村に代わって農業者及び農業者団体が主体的に生産数量、作付面積を決定するシステムに移行することになっておりますので、参考まで申し添えておきたいと思っております。

さて、ご質問の内容は、このような大幅な生産調整を強いられる中であって米を現状のまま基幹作物として振興していくのか、それとも米から他の有利な作物に転換するつもりがあるのかという主旨であります。経営規模の違い、作物等の経営内容の違い等によって農家個々のおかれている条件はそれぞれ違ってまいりますので、一概にどちらか一つに決定することはできないと申し上げておきたいと思っております。

米については、政府買い上げ方式から市場取引に移行したことにより、消費者が求める安全でおいしい米など消費者・市場重視に立った売れる米づくりが求められています。米を基幹作物とする本町においては、JA秋田やまもとの販売戦略を軸としながら、地域の特性を活かした売れる米づくりを推進したいと考えております。ササニシキの北限と言われる八森地区においては、北限のササニシキ、峰浜地区においてはまだ検討段階ではありますが、白神の恵みをイメージさせた有機の郷の米といった売れる米づくりについてJA秋田やまもとと検討を進めております。

しかしながら、大規模農家であってもコスト削減等による経営の効率化が求められております。また、中規模・小規模農家にあっては、米だけでは農家経営を維持することは困難な状況にあります。そのためにも転作田の活用だけでなく、畑作、季節園芸等との複合経営の確立が重要になっております。町としては、これまでも複合経営の転換を支援してきましたが、今後も各種制度を活用して支援してまいりますので、さらに複合経営の取り組みを頑張っていただきたいと思います。

次に、経営安定対策についてですが、土地基盤整備等のハード事業と同様、経営安定対策のソフト事業も農業振興施策の重要な部門であることは言うまでもありません。本町の農業振興施策の体系としては4つに大別して考えております。

1つ目は、農産物の生産振興を図る産地づくり、2つ目には、農業後継者や担い手といった農業生産や農村社会の活性化を担う人づくり、3つ目は、農業生産活動の基礎となる農地や農業施設整備の生産基盤づくり、これらに加えて4つ目として農業金融支援、経営管理の向上、生産技術指導、営農指導の強化、組織法人化の指導、企業化活動の支

援、農村助成活動の支援といった多岐にわたるソフト事業年展開が挙げられております。これらの施策をバランスよく着実に推進することにより効果が表われてくるものと考えております。ソフト面については、農家個々の課題、要望、実態に応じた対策と地域全体に共通した課題、要望に対応した対策の2つのパターンが考えられます。どちらにしても行政、研究指導機関、JAと農業関係団体との連携と役割分担が重要でありますので、さらに関係機関・団体との連携と協力体制を強化して、ソフト面の取り組みを充実してまいります。

例として、これまでも県の農業研修センター、農業試験場、普及指導課等が行う研修等に積極的に参加している人や普及指導課に足繁く出向き、指導を仰いでいる方もおります。個人では無理ですが、ある程度人数がまとまれば指導者の派遣や現地研修会等の開催を要請してまいります。

このようなことに限らず、農家の方々からの要望、提案についても検討し、ソフト面の支援を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、少子化対策についてであります。先ほど松岡議員のご質問にも申し上げましたが、少子化問題は、国及び地方自治体の重要課題であります。少子化の要因とされる子育てには金がかかり過ぎること、経済的支援を重点におきながら、国や県の政策に町が対応するとともに、町独自に育児助成金、赤ちゃん誕生祝金支給事業を継続して実施しているところであります。町としては、経済的な面ばかりでなく、就園前の親子のふれあい事業や育児不安解消に努めるとともに、若者の定住を図るために町営住宅の整備を行うとともに、子ども園ゼロ歳からの受け入れ、一時保育の実施、放課後児童健全育成事業などを行っているところであります。

今後とも財政状況を勘案しながら、国・県の補助事業を活用するとともに、町独自の少子化対策の確立に努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、新八峰町の進展の考え方についてであります。本町の財政状況は国が進める三位一体改革により国庫補助負担金の廃止や縮減、地方交付税等の削減が見込まれる一方、社会福祉関係費の増加や少子高齢化への対応など行政需要がますます増大していくことは必至であり、この傾向は今後も続くものと推察しております。しかし、平成18年度の予算編成において合併による効率性など合併効果を徹底的に追求するよう指示したところ、人件費は前年比で8.6%の減、物件費も6.4%の減、補助費等も11.4%の減と、経常経費の節減が図られるなど、財政上の合併効果は表われております。今後さらに行

財政の効率化、スリム化に取り組むことにより、「町が長くは続かない」と言っておられる一部の住民の不安を払拭することができるものと確信をしております。

また、議員がおっしゃるとおり、合併しても小規模自治体には変わりありませんが、各種団体・組織の一本化もスムーズに進められており、これまでの人的交流の深さを大切にしながら全町に目の届く行政を推進してまいります。

さて、新町の進展についてであります。合併協議会において策定されました新町建設計画の将来像「白神の自然と人でつくるやすらぎのまち」や施策目標を実現するため、計画を着実に遂行することが重要となりますが、この計画をもとに、本年度、八峰町総合振興計画を策定することにしておりますので、その中にも本町の基本構想をお示ししたいと考えております。

また、計画の執行に当たっては、私の政治理念である誠実、公正、実行のもと、旧町村の垣根を取り払い全町的な視野に立ち、町民との対話を大切に、町民の声を反映させるよう心がけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 12番議員、再質問ありませんか。はい、12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） ただいま、縷々詳しく町長よりご答弁をいただきました。そのとおりに思えるところもありますし、また私はすべてがそうだとは思っておりません。たしかに国の方からは転作奨励金等が出ておりますが、この転作物も連作障害により何年も同じ作物を続けていくことが困難であります。このため、安定作物の水稻を作付けした方が、ずっと率がいいことは言うまでもありません。それであってもここ数年は、年々米価の下落により、稲作農家にとっては経済的にも大変な状況にあると私は思っております。さらには自分の耕地であっても作付けができないのです。これほど稲作農家にとっては苦しい経営を余儀なくされているのが実態ではないでしょうか。また、国の政策だから、方針だからとよく言われますが、だとしたら、それに向かつての何らかの運動、陳情などの働きかけが必要と考えますが、この点についても再度お考えをお聞かせください。

2点目といたしましては、町長の答弁により産地づくり、あるいは人づくり、あるいは生産の基盤づくり、あるいは営農指導の強化など、そのとおりであります。また、平成19年度からは農業の内容が変わっております。稲作農家にとりましても生産規模の大きい農家ほど助成金等のメリットがあるように思えてなりません。認定農業者であって、

個人では4ヘクタール、約4町歩、また、団体等で集落営農組織化には20ヘクタール、20町歩以上といった、そういう諸々のきまりもあるようであります。そういった観点から、やはり思うことは、「小さい農家はやめなさい」といわんばかりの計画のように思えます。私は、小・中・大といった農家があってこそ、少しでも日本の食糧維持に貢献しておるものと考えております。したがって、先ほど町長の答弁では、いろいろな農業関係から小さいのがいいのか、大きいのがいいのか、そういう観点から一本化するのには難しい、私は農業も大きければよいとは限りません。やはり小さい農家へもそれなりの手助け等もあってはよいのではないかと、こう考えます。その点についても今一度お考えを伺います。

次に、少子化対策についてであります。先ほどの質問にも答弁がありましたので詳しくは求めませんが、何点か自分の考えを述べたいと思います。

まず、助成金を出せばよいというものではないと思いますが、いずれにしても、やはり大胆な策をとらなければ、子供の少子化、減少はどんどん進んでいくと思います。すべてお金というわけではありませんが、まず1人の子供を産んだらそれなりの助成はしておるようですが、思い切った、30万円なら30万円あげるんだと、助成するんだと、そういう大胆な策も必要ではないかなと。たしかに財政の厳しいことは存じております。しかし、何らかの、財政厳しい、厳しいとばかりでなく、何らかのやはり策があってもいいのではないかと。

また、ダブるようではあります。働く場の確保、これは誘致企業等の、また、働きやすい環境をつくる、いろいろ策もあるようですので、先ほどの質問とダブりますがこの点についても今一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目の八峰町の進展についての答弁をいただきましたが、財政の厳しい中ではあります。それなりの人件経費の節減などいろいろ工夫はされておるようですが、私の考えを何点か申し上げます。

最初に、やはり合併特例債が入っているうちに、それなりの財政力の基盤の強化、できると思います。2つ目には、職員の皆さんには本当にお叱りを受けるかもしれませんが、やはり本当に一番身近で働いている職員でありますので、経費の節約、創意工夫が求められるものと思います。職員の意識改革。3つ目には、産地形成づくり。世界遺産でもある白神山地自然を利用したそういう諸々の利用の方法によって産地形成づくりの強化と。そして、やはり一人でも二人でもこの八峰町に県内外からお客さんが来ていた

だくためには、商工観光にも寄与しなければいけないと、そう思います。

いずれにいたしましても、何をやるにしてもお金、お金、財政財政ということですが、やはり困った困ったということではなくて、やはり困った中にも何かを見いだしてやったならば、まだまだこの新八峰町が小さくてもきらりと光って、県内外から八峰町はいいな、そういう町になるためにも、今ひとつ町長の思われている想いをお聞かせいただければ幸いです。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今の農業をめぐる状況については、国内だけの問題でなく国際的な関係もあって、それに耐え得るようなそういう農家を育てなければならないという国のそういう大きな方針がございます。そういう中で今の大規模化の方針についても組み立てられてきていると。それからまた、もちろん米はですね主要な作物です。これが一番メインになるわけがございますけれども、今現在の国内の需給からいきますと、やはり売れる米をちゃんとつくっていかないと売れないという、そういう現実がございます。したがって、やはりこれからは市場に合ったような米づくりをしていくということが非常に大事になるのではないかなというふうに思います。たしかにこの減反政策が今進められて、自分の土地であってもつくられないという、そういうもどかしさなり、そういうものはありますけれども、ただ全体的なこの需給バランスを維持しながら、これ以上の下落を求めていくとすれば、やはり一応程度のそういうものは受けざるを得ないんじゃないかなと、こう思います。そういう面では、なかなか大変な時代ではございますけれども、一方では先ほど申し上げた転作作物の奨励という形で、それぞれの水田農業扶助の中でそれぞれの振興作物を旧八森も旧峰浜も決めておりますので、そういった方向をやっぱり強化していくことが一つの手だてになるんじゃないかなと思っています。

それから、来年度から経営安定対策が始まっていきます。たしかにおっしゃるとおり認定農業者になるか、あるいは集落営農を進めるか、これが一つのポイントになっていくわけですが、その国の方針そのものについては、これから実施をしていかなきゃならないという方向になると思いますので、そういう面では、こういうものをどう育てていくかということで我々も頑張っていかなきゃならないと。ただ、集落営農の場合も、はたして簡単にですね、集落を組めるかどうかというそういう問題がございます。現在2カ所ばかり、八森1カ所、峰浜1カ所の集落で具体的に今話し合いを始めていま

すけれども、それをモデルケースにしながら全体的に広げていこうかなと思っています。

それと、おっしゃられるとおりの政策からいくと、大規模農家に対するメリットが多く働くようなシステムになっていきますけれども、現実この町内を見た場合には、細々と農業を続けている人もいれば、いろんな小規模農家もございます。そういったものについて、どういうふうにこの対策をしていくかというのが町にとっても課題だと思いますので、いろんな形での集落営農にまず頑張ってください、その対策の中で出されたいろんな問題点については、我々も頑張っていきますし、それから農家の方々、あるいはまたJAとも相談をしながら、よりよい方向で進めていきたいなと思っています。

それから、少子化対策は、これも1人産まれたら30万円どんとくればばいいじゃないかという話もございますけれども、はたしてこれだけでですね、済むかという問題ですけれども、やっぱり少子化が起こるに至った背景というのは、これは長年の歴史的な背景があって進んできているわけでございます。そういう面では、これからやっぱり一番大事なのは、国の方向として現実のこの少子化の社会を食い止めていくという大きな大骨子が立てられなきゃならないと思います。私は個人的な考え方として、やっぱり今、1人産まれたから30万円じゃなくて、産んだら二、三年はちゃんと家でこの生活のできるぐらいのですね、対策をしていかないと、なかなかこの子供を自分で積極的に産んで、そして育てていくということまでは繋がっていかないんじゃないかなというふうに感じてはいます。ただそうはいっても、現実はいろんな手だてをしなきゃならないわけですので、経済的な支援、それからまた子育てにかかわるいろんなそういう支援とかそういうものをですね、町としてもできるものは頑張っていかなきゃならないなとこう思っております。

それから、財政の関係で合併特例債があるうちに財政基盤をというふうなお話でございますけれども、特例債の中からご存じのとおり毎年、今、基金を積み立てていくことになりますので、そういったものをしっかり積み立てをしながらやっていきたいと思っています。

それから、後ほど出る質問もございますけれども、やっぱり10年までは今の特例措置がございますけれども、その後は段階的に減らされるという状況になりますので、そういうものを見通した形でそういう基盤をつくっていくことが今一番大事だと思います。

それから、職員に対しても意識改革、あるいはまたコスト感覚というものを当然持つ

ていただかなければならないわけですので、そういう点については内部的に一生懸命頑張っていきたいなと思っています。

あと、白神のこの遺産、自然をですね、活かした観光なり産業づくりというふうなことは、いろんな形で年度の当初方針にもあげてありましたとおりで、議員のご意見を得ながら、我々としても全力あげて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 12議員、再々質問ありますか。12番芦崎達美君。

○12番（芦崎達美君） 今、非常に詳しく答弁をいただきました。

農業の件につきましては、農家は今3分の1ほどの転作、減反ということで、裏を返せば奨励金はもらったとはいうものの、大きく考えますと3年に1回は無収入というふうな考え方も考えられます。農家以外の方々からそれぞれのサラリーマン、あるいは勤務されている方は、それぞれ毎年、あるいはそれなりの給料収入があると思っておりますが、農家にも全くないわけではありませんが、大きく考えた場合に農家は3年に一度は全部の面積を休んでいると同じぐらいと私は思います。そういう観点から、ただいろいろ国の施策等々ルールがありまして農業がやらなければいけないということは、これはご承知であります。いずれにいたしましても大きな農家は当然であります。その中で小さな農家もやっぱり育てていかなければいけない、こう思いますので、その点もひとつ肝に銘じていただければなど、こう思います。

先ほどから意識改革、意識改革という言葉、非常に使われておるわけですが、いずれにいたしましても新町発展のために町長を先頭に職員の皆さんのさらなる改革が求めるものと思っておりますので、どうかひとつ努力を、お願ひを申し上げて終わりたいと思っております。

チェンジ・マイ・セルフというのが意識改革という言葉だそうです。ひとつどうかこのチェンジ・マイ・セルフという言葉をお忘れしないで、常に意識改革ということをお頭にに入れて頑張っていただければなど、こう思います。

以上終わります。どうもありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） これをもちまして12番議員の一般質問を終わります。

休憩が必要ですか。はい11番、ちょっと、休憩についてです。

○11番（柴田正高君） 休憩をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。5分間休憩しますので。

午前 11 時 39 分 休 憩

午前 11 時 44 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

一般質問を続けます。6 番議員の一般質問を許します。6 番丸山あつ子さん。

○6 番（丸山あつ子君） 6 番丸山あつ子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、まちづくり、人づくりについてであります。

まちづくりはまず人づくりからと永遠のテーマですが、よき政は民の輪を図ってなし得ると先人たちの言葉にあります。町民の圧倒的な支持が初代八峰町の町長への期待の大きさの表われであり、職員の融和、住民の融和を図り、町民が合併してよかった、住んでよかったと思えるまちづくり、人づくりを今後施策の中でどのような姿勢で取り組み、進めていくのかお伺いいたします。

次に、女性委員の登用についてであります。

数多くある町の各種審議会や委員会の委員に女性の数は少ないのではないかと感じております。平成11年男女共同参画社会基本法が制定され、各種委員会等の女性委員の構成比率の目標を40%に設定し、女性の参画が推進されておりますが、当町でも各種委員に女性の登用を増加するべきではないかと考えます。現在の登用率はどのくらいなのか、実態についてお知らせ願います。

それから、町内の女性にそれぞれの分野において見識のあるすぐれた人材が多数いると思われま。委員会の活性化のためにも、委員の種類によっては公募するのも一つの方法ですが、町長の考えをお伺いいたします。

次は、当町の教育方針についてであります。

八峰町の教育長としての理念と教育行政の施策について、教育長にお伺いいたします。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの6 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山あつ子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり、人づくりについて申し上げます。

まちづくりにはまず人づくりからという丸山議員のお話には、私も同感であります。

新町建設計画においても5つの柱の一つとして、彩り豊かな文化と人づくりのまちを掲げ、先人よりこの地域に受け継がれてきた自然、文化、伝統を継承し、新しいふるさとや文化を創造していくため、人づくりに重点を置いたまちづくりを進めることとしており、幼児教育の充実、学校教育の充実、文化・芸術活動の振興、生涯学習の充実、スポーツ・レクリエーションの振興、男女共同参画社会の形成、青少年の健全育成等の計画を載せております。

このように人づくりを行うためには、それぞれの世代において広範囲に多種多様な施策を長期的に行うことが肝要であると考えます。

また、丸山議員がお話されたとおり、住民や役場職員の融和は、これらの施策を遂行する上で欠かせないものであることから、町主催の交流イベントやスポーツイベント、その他さまざまな行事において旧町村住民間の交流・親睦が図られるよう機会の提供に努めるとともに、役場職員においても交流・親睦の機会を積極的に設け、融和の促進に努めたいと考えております。

次に、女性委員の登用についてであります。町の条例などで定められている各種審議会や懇談会、審査会、委員会などは20以上ありますが、各種審議会などの委員はまだすべて決まっているわけではありません。委員が決まっている審議会の状況については、女性の委員が1人もいない会や多いところでも3人となっています。割合にすればゼロ%から37.5%という状況にあります。旧八森町時代、女性の参議院から女性管理者の登用を初め、女性の各種委員会の登用についてもご要望がございましたけれども、男性でなければならない審議会などないはずでありますので、今後の審議会などの委員をお願いする場合は、女性をなるべく多くしたいと考えております。

また、選任する方法についても、今までは町から一方的にお願いしてきたケースが多いので、公募できるものについては公募をしていきたいと考えております。

以上であります。

教育長の方針については、教育長からお答えを申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員のご質問についてお答えをいたします。

八峰町の教育長としての理念は何かというご質問であります。教育の基本は人づくりであり、その教育理念は教育長の交代によって大きく変わるものではなく、また、変えるものではないと基本的に考えております。したがって、このたび合併いたしま

した旧峰浜村の教育基本方針であります「個性豊かな文化と教育の村づくり」並びに旧八森町の教育基本方針の「悠久の自然に抱かれ文化の薫り高い心豊かな人づくり」の町を尊重し、これまでそれぞれの地域が育ててきた歴史や文化を尊重する中で、町民一人一人が主体的な学習を通じてみずからの生きがいをさらに深まりあるものとするとともに、子供たちがこの八峰町を誇りに思い、夢と希望にあふれ、主体性と責任感、高い志と向上心を持ち、心豊かにたくましく成長できるよう育みながら新しいまちづくりに貢献することができるよう、八峰町平成18年度の教育行政のメインテーマを「創造性豊かな人を育むまちづくりを目指して」と定めたところであります。この基本理念に基づきながら学校教育方針並びに社会教育方針を策定し、先の教育委員会でご承認いただいたところであります。この教育理念の達成に向け、教育行政を推進してまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、教育行政の施策について申し上げます。

ただいま申し述べました創造性豊かなまちをはぐくむまちづくりの実現に向けて、学校教育基本方針並びに社会教育基本方針を定めたところであります。本町でも急激に進行する少子高齢化は、学級編成のみならず子供の安全確保の難しさや学校の統廃合のせひなどさまざまな問題を投げかけております。そのような中、次の2点を学校教育基本方針として決めました。

まず1つ目は、「21世紀を担い、」社会の変化に主体的に対応する能力と知・徳・体の調和のとれた人間性を育み、生きる力を育て、生かされている力を理解できる子供の育成を図る学校教育の推進」であります。

2つ目は、学習指導要領、県の学校教育方針、北教育事務所の教育指導方針に基づき、学校の教育目標の具現化を図る学校教育の推進であります。

この2点の基本方針にのっとり、6つの重点目標を設定しながら、具体的な施策を講じてまいります。

第1点目は、地域の特性を生かし、学習指導要領を基盤とする創意ある教育過程の編成です。

具体的には、正課クラブ等地域の有識者を講師とする教育活動の推進や学校登山等恵まれた自然を活用した野外活動の実践であります。

第2点目は、個に応じた指導と学習意欲の向上を図り、基礎・基本の定着や学習の進化を図る指導の工夫であります。

具体的には、T T授業や少人数学習、補修授業の実施であります。

3点目は、心身ともに健全で豊かな感性と道徳的判断力、実践力の育成であります。

具体的には、児童生徒の心情を理解し、豊かな情操を担う道徳教育の推進や地元食材を活用した安心・安全な学校教育の提供や食育教育の推進並びに食中毒防止のための食前手洗い等衛生教育の徹底推進等であります。

第4点目は、学ぶ楽しさの体験や生きる力を育てる総合的学習の充実と国際理解のための教育の充実であります。

具体的には、地域の人材や郷土の学習素材を活用したふるさと教育の充実やボランティア活動を通じて他に思いやり、共生していこうとする福祉の心をはぐくむ教育の充実。また、パソコン等の活用による情報化社会に対応できる能力の育成やALTとの交流による国際理解を図る教育の充実であります。

第5点目は、家庭や地域の連携を図り、基本的な生活習慣の確立と安全確保の徹底であります。

具体的には、みんなの登校日の開設による学校、地域、家庭の交流活動の推進やスクールガードリーダーの配置、各種ボランティア団体の皆様による子供見守り隊の設置等による地域と一体となった子供の安全確保や学校の安全管理の徹底等、命を大切にす日常的安全活動の徹底であります。

そして6点目は、教職員の研修と充実と指導力の向上であります。

具体的には、人事評価システムの活用による教職員の資質向上と指導の力量を高める研修の充実や、校内及び校外研修の実施による学校の教育目標の明確化を図るための指導体制の確立であります。

続いて、社会教育基本方針について申し述べます。

少子高齢化の急激な進行は、地縁的なつながりを希薄化するとともに合併による行政区域が拡大する中、知識・技術の習得や生きがいを求めて人々の学習意欲が高まる傾向にあります。生涯教育の場の充実は、地域の活性化や地域づくりに効果を期待できるものであり、新生八峰町の生涯学習は、住民がみずからが必要と考える地域や生活の課題を中心に、住民と行政が共同で学習プログラムを組み立てる仕組みづくりを進めるとともに、学習する人々やグループ、サークル間の交流促進などの促進を図ってまいります。

また、子供の安全確保に向けて地域が一体となって取り組むとともに、芸術・文化の活動の推進及びスポーツ活動の振興を図り、あわせて文化財等の保存・継承に努めてま

います。

まちづくりは人づくりという観点から、5つの重点目標を掲げ、長期的な目標を持った学習環境の整備を図るとともに、白神の自然の中でやすらぎ、安心して生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指します。

第1点目は、社会教育中期計画の策定であります。

具体的には、今年度は19年度移行5カ年の中期計画を策定いたします。

第2点目は、多様な学習機会や体験活動の充実を図ります。

具体的には、町民の要望や生活課題に応じた学習機会の提供として、生涯学習移動講座の実施など、また、青少年体験活動の充実を図るため、キャンプ大会やスケート教室の開催等の実施、読み聞かせボランティア等による読書活動の推進、そして高齢者学習としては豊かな生きがいづくりを目指して寿大学を開催いたします。

3点目は、学舎連携融合の推進と家庭の教育力の向上を図ります。

具体的には、正課クラブ等地域の人材を活用した学習活動の充実や家庭教育推進事業等による子育て支援体制の充実を図るとともに、生涯学習講座や文化祭、芸能発表会等各年代層に応じた学習機会の充実を図ってまいります。

また、地域で子供を守る見守り体制の強化を図ります。

4点目は、開かれた地域づくりのための体制整備や支援を充実してまいります。

具体的には、学校体育館等の学校施設や社会教育施設の開放並びに生涯学習奨励員の活用や生涯学習ボランティアの育成、そして地域の人材と施設のネットワーク化を図ります。

最後に、第5点目は生涯スポーツや健康づくりの推進であります。

具体的には、ゲートボールやユニカールなどの生涯スポーツやニュースポーツの普及を図るとともに、地域スポーツづくりの推進、生涯学習講座等を活用した健康づくりのための学習機会の充実を図ってまいります。14

以上、学校教育基本方針並びに社会教育基本方針を申し述べましたが、平成18年度はこれらの基本方針に基づき教育行政を推進してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再質問ありますか。はい、丸山議員。

○6番（丸山あつ子君） 以前、八峰町では行政教育委員を採用して内外から高い評価を得ていましたが、現在は県内25市町村のうち女性教育委員のいないところが数えるだけ

になっており、その中にも八峰町も含まれております。教育政策には積極的に女性の声を反映させることが大事だと考えます。今後、当町においても女性教育委員を登用すべきだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

それから、教育長は学校教育、社会教育の方針、施策については詳しく述べられましたが、私は人がこの世に生まれ、初めて知る一番小さな社会が家庭であって、そこから人格形成がなされていく大事な教育の場だと思われまます。家庭教育についても教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 丸山議員のご質問にお答えします。

今回の合併に伴った教育委員の任命については、まず一つは期間の問題がございます。5人の中、4年が1人、3年1人、2年1人、1年1人、こういう構成になっております。今回も女性の委員をですね、念頭に考えましたけれども、ちょっと人選や、あるいは構成など、あるいはまた旧町村からの引き継ぎ等も考慮しながらいろいろ考えた結果、今回については女性委員の登用するまでに至らなかったということがございますので、来年以降ですね、そういう中で事情が許すような状況をつくりながら頑張って女性委員を登用していきたいなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 幼児時における家庭教育のあり方というものがその後の人間形成に大きな影響を与えるというのは言うまでもありません。今後とも県の委託事業であります家庭教育推進事業の充実を図って、家庭、子ども園、そして学校との連携を密にしながら、家庭教育の振興策の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員、再々質問ありますか。

○6番（丸山あつ子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） 6番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。午後1時より再開いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

午後 0時 4分 休 憩

午後 1時 0分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 午前中に引き続いて会議を行います。

7番議員の一般質問を許します。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 7番門脇直樹、通告に従いまして一般質問いたします。

私の質問は、乗り合いタクシーの実現に向けての1点であります。

ちょうど1年前、旧八森議会の6月の定例議会におきまして交通弱者への交通手段の確保を提案させていただきました。私が提案させていただいたN T T デマンド交通システムを利用した低料金の交通システムは、玄関から玄関、ドア・トゥ・ドアの交通サービスを地域の方に提供できるすばらしいシステムです。昨年は全国初の試みということで、福島県小高町の事業を紹介させていただきましたが、現在では全国のたくさんの市町村が取り組み、地域の足として確立しているだけでなく、観光用途や巡回バスに代わる手軽な交通手段としても幅広く利用されております。そして、その後私が調べた中では、石川県志雄町での乗り合いタクシーは、本来、交通弱者といわれる祖父・祖母の年代の方々が孫たちの迎えにも気軽に利用できるようです。また、学校や保育園帰りの子供たちのスクールバス的な活用も兼ね備えて稼働しております。

現在、八峰町で利用されている移送サービスでは完全な予約制であり、急な用事には対応できないこと。介護支援サービスの一環であることから、審査制で、誰もが簡単に利用できないことへの不平感、不公平感などの不平が聞こえてまいりました。そして、送迎バスは時間にある程度制約があるため、待ち時間が空いてしまうという不便性があります。しかし、このシステムは時刻表による定期的な巡回に合わせ、利用した時間の30分前までにセンターへ連絡すれば、すぐ利用することができるのです。バス停や駅までも出向く必要のないシステムであるのです。昨年、私の質問に対し当局では、「JRへのダイヤ改善の要望や公共交通システムの確立などを新町になったら早急に取り組んでいかなければならない」と答えていただきましたが、そして今議会に提出された過疎地域自立促進計画にて交通確保対策としてJR五能線のダイヤ改善充実と、多目的バスなどの運行による町内公共交通システムの確立に努めるとの計画がありましたが、乗り合いタクシーの実現が本当の交通弱者を救うだけの目的ではなく、地域の中で暮らす誰もが気軽に出かけることができる地域の足を確保することにより、交通利便の悪い地方に暮らす私たちの生活がこれからの高齢社会により生きがいのもてる地域社会を築いていけるのではないかと感じています。

どうか新町での乗り合いタクシーの早期確立を目指し、今一度、当局からも検討して

いただきたく、大人も子供も安心して暮らせるまちづくりに利用できないものかと強く
願い、当局の今後の方針を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇直樹議員のご質問にお答えいたします。

乗り合いタクシーの導入についてであります。平成17年6月開催の旧八森町議会定例会において門脇議員から、福島県旧小高町、現在の南相馬市小高区が実施しているデマンド型乗り合いタクシーを例に出しながら一般質問されておりますが、その際、「旧八森町だけの問題ではないことから、新町において地域全体の交通システムについて、能代市の市街地巡回バスなど他市町村の先進事例も参考にしながら早期に確立しなければならぬ問題である」と答えております。

新町における対応・対策についてであります。新町建設計画では、「快適で安全な暮らしを支えるまちづくりの中で、高齢者や児童生徒などいわゆる交通弱者に配慮して新たな地域密着型の交通確保に取り組む」としており、この考え方を基本に八峰町総合振興計画策定の中で審議会の皆様方からも議論をいただく予定にしております。また、ITを活用したデマンド型乗り合いタクシーは事業費が嵩むことから、旧小高町のように原力子発電の交付金などにより比較財政が豊かな自治体が行っているとの情報もありますので、本町の実情に合った生活交通システムは、ITを活用したデマンド型なのか、ITを活用しない従来型乗り合いタクシーがいいのか、または、巡回バスやコミュニティバスがいいかなど、新たな地域の足の開発・普及のための調査検討をしてみたいと考えておりますし、その前段として生活交通システムに対する住民意向調査も実施したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、再質問ありますか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 昨年の質問から丸一年たちましたが、この間、子供たちが事件や事故に巻き込まれる痛ましい事件が全国で相次いでいます。先月の藤里町における小学生殺傷事件については、皆さんご存じのとおり藤里地域の方もあまりにも身近かに起きた事件としてまだ悲しみが癒えずにいるものと思われまふ。この半年の間にも全国で6件もの下校中の小学生が巻き込まれた悲惨な事件が発生しております。

現在、当地域の子供たちの見守りを続けていますが、親たちは職場から時間をもらったり、残業をもらって子供の送迎に出かけている現状です。そして、峰浜地区は集落と集落の間に民家がない地域が見受けられるので、児童の安全に非常に不安を感じていると思われます。また、八森では小学校統合に向けて現在の送迎の距離がかなり伸びることも想定されます。そういう現状を考えると、乗り合いタクシーの実現が本来の交通弱者を救うだけでなく、送迎に御苦労されている家族の負担の軽減にもつながり、そういうことが本当の意味での子育て支援、少子化対策につながるものだと思います。乗り合いタクシーを早期実現するように、当局からも一生懸命頑張りたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁求めます。

○7番（門脇直樹君） 求めます。

○議長（阿部栄悦君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの質問と今の質問両方合わせまして、私ども先ほど申し上げたとおりでございまして、早急に答申の中でどういう方向がいいのか意気しながらできるだけ早期に実現できるように頑張っていきたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、いいですか。

○7番（門脇直樹君） はい。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。はい、5番。

○5番（佐藤克實君） 通告に従いまして質問いたします。

最初に産業振興についてであります。

このたびの選挙で、加藤町長は多岐にわたる公約を述べてきましたが、とりわけ活力ある産業のまちづくりを強調してきたと認識しております。私自身もまた、雇用の場の拡大、創出を最大の基本目標に選挙戦に臨んできましたが、新町民が当然望んでいるところでもありますから、お互いにどう公約を実現、具現化していくかが問われてきます。新町建設計画や当面、過疎自立促進計画をもとに新町の今後の総合振興計画が今年度作成されることになろうと思ひますが、日本全体の景気は回復傾向にあるものの、この地域にはその実感が残念ながら薄いのであります。というよりも、依然と厳しい状況だと認識しております。経済指数から見た秋田県の状況は、全国で尻から2番目の状況にあります。このことは逆の発想から、チャンスが多いとも考えられます。でありますから、

公約を実現し、この状況を打破することが急務なわけです。日銀某支店の方のお話の中から「経済産業の発展の特効薬は秋田県では食品の開発が一番だろう」とも言っていますが、全く同感です。八峰町の海・山・坂を見ましても、お宝がいっぱい眠っていると思います。どうそれを産業に活かし、産業振興に結びつけていくかがポイントになると思います。また、日の目を見ない昔ながらのすばらしい産品、これだったら少し改良を加えるとよい商品になるのではないかと思われる食材が結構多いと思うんです。しかしながら、そう思ってもどうしたらいいのか、思いつつ胸の奥にしまっている方が少なからずいられると思うんです。また、そういったお話があっても聞き流されてしまっているのが現状だと思うんです。そういったことに応えていく専門の係を配置して、産業の活性化に結びつけていきたいと考えるのです。大きな目で産業振興を図ることも大事であります、小さな支店、身近な支店から挑戦していくことも大事だろうと思います。地場産品の創出・開発・発明のための専門の活性化なる課を早期に創設して取り組んでいただければと思うわけです。まずは、目に見える形で町民の喚起を促し、夢を与えて、楽しいまちづくりをしてほしいものです。職員を専門に配置しても価値があると思います。今後の農林水産加工工場の整備の礎にもなるかもしれません。やってみてほしいと思います。例が、ハタハタの寿司の加工などにあるじゃないですか。宇宙講師の若田光一さんの言葉じゃないですけども、「まずは、できることから着実に実行する姿勢」、大事にしたいものです。発明な加藤町長の思いを伺います。

次に、人口減少の抑止対策について質問します。

6月定例会本会議の初日において、いみじくも質問がございまして、本町職員が八峰町以外に居を構えて町に住所を置かない傾向が出てきているのご指摘でございましたが、今後の町村の形態、広域化を考えると、やむを得ないところがありますし、役場職員とはいえ何の拘束をするものもないのであります。しかし、人口減少は町にとりましては大きなデメリットになるのであります。しかも、若い生産人口の流出は、過疎化・少子高齢化に拍車をかけることになりまして、道義的にも大きな疑問を感じているところでございます。少しでも町を活性化しなくてはと、石にかじりついて頑張っている方がおられるというのに、その先頭の役割を担わなければならない職員と考えると、やるせない思いがします。しかしながら、住居を構えるにしても適当な土地がない、あるとしても交渉に困難があるとか、さまざまな地域性からわずらわしい問題が存在していて、一挙一動にはいかないのであります。だから、手っ取り早いところ、早いところ、

生活環境の整ったところを求めてしまう結果になるのではと思います。町で分譲した茶の沢団地を見ても、年月はかかったものの、ほぼ完売しているわけで、他市町村から来られた方もおられるわけです。新山地区の分譲地を見ても、真新しい住宅が建ち並び、活気を呈しております。そういった意味からも、以前にも質問したことがあります、民間業者の開発となるとどうしても価格が高くなり、求めにくい状況になります。したがって、人口減少の抑止対策として過疎地だからこそ行政で手だてを打たなければならないと思うのであります。合併してエリアも広くなり、適地が結構あると思うんです。どうか早急に宅地分譲の計画を検討すべきと思いますが、当局の考えを伺います。

また、町営住宅を建設して定住促進を図るべきだと思います。かつてとは違い、落合地区にもスーパーなど整い、生活環境がぐっと良くなってきていますので、私は市民の入居も視野に入れると需要は結構あると考えます。国の住居費助成の減額はあるにしろ、交付税措置にそろばんを置くと損な事業ではないかと思うのです。人口減少、少子高齢化の抑止対策として、当局の姿勢を伺います。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 暑くなりましたので、職員の皆さんも上着をとっても構いませんので、暑い方は上着をとってください。

それでは、ただいまの5番議員の一般質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、地場産品の創出・開発・発明のための専門家、係の創設についてですが、当町においては白神山地からの恵みを受けた農林水産物の特産品開発を財団法人電源地域振興センターの専門家消費事業、マーケティング調査事業などで推進、漁協女性部ひより会のしょつつるなどの商品化を図ってまいりました。また、平成16年度には、現白神八峰商工会がジャパブランド育成支援事業で、既存商品のパッケージデザイン改良や商品開発など新商品の開発とともに地域商品の白神ブランド化で販売活動を展開しております。さらに、平成17年3月から操業した白神カルチャールームでは、白神山地の乳酸菌を活用した発酵調味液等の研究開発を行っており、今後この発酵調味液の活用により、漬物や魚介類加工品等の保存期間の長期化といった効果が期待されております。しかし、このような商品開発は、製造工程やマーケティング事業などの専門機関の協力が不可欠であり、地域の産業団体、製造業者及び行政が連携しながら推進しなければならないものと考えております。

この商品開発等の事務は産業振興課が所管しておりますが、産・学・官などの連携や事務事業の進展の中で必要があれば職員の配置を検討しなければならないのではないかと考えております。

次に、人口減少の抑止対策としての宅地造成計画の検討及び町営住宅建設での定住促進についてであります。宅地分譲は旧八森町では平成9年度から茶の沢分譲地を、平成17年度末まで11区画を、旧峰浜村では平成7年度より松波団地に33区画を分譲しております。これらにより、他町村からの転入もあり、人口減少の歯止めが大きく貢献したものと考えております。今後におきましても、住民のニーズ、価格化の振興や地域産業の振興などによる需要動向を見極め、時宜に適した調整を検討していく考えであります。

また、町営住宅については、少子高齢化社会の到来に向けて高齢者が安心して暮らせるバリアフリー型住宅の整備を優先するとともに、若者の定住促進を図るために旧八森町では昭和61年度の夕凧団地の建設以来、平成15年度までに76戸建設しております。また、旧峰浜村でも平成6年度の松波団地の建設以来、平成14年度まで18戸の町営住宅を建設しており、定住促進の面からも成果をあげているものと考えております。

定住促進を図っていくためには新規町営住宅の建設は必要なものと考えておりますが、平成14年度にまとめました公営住宅ストック総合活用計画によりまして、町営住宅適正供給量は現在より2戸の供給余が生じるとされておりますが、今後の人口動向や高齢者の人口等を勘案し、10戸程度は必要ではないかと考えております。今後とも住民のニーズに合った公営住宅の計画的整備を進めるとともに、若者の定住を促進するための住環境の整備に努めていく考えであります。

以上であります。

- 議長（阿部栄悦君） 5番佐藤議員、再質問はありますか。はい、佐藤克實君。
- 5番（佐藤克實君） 最初の活性化の件で、今、町長の答弁でありますと、普通であれば考えると、あるいは考えていきたいで、私がお願いしたのは、質問で申し上げたのは、必要だと考えるから、私は質問したわけですから、当面町長は必要でないという考えなのか、産業振興課を大袈裟にするわけではないですけども、やはり新町八峰町になって目に見える形で、やはり新町民に夢を与えてほしいと思うからこそ、何かしら目立ったものを考えてほしい、やってほしいという思いです。中身もちょっと触れましたけど、やはり地元にはいろんなものがたくさんあってねむってるわけですけども、やはりそれをどうにか付け足して行って地元の産業の振興、雇用の場の設置につなげて行きたい

という思いからお願いしたのでありまして、必要があればという答弁であればいつになるかわからないという感じもなくはない。その辺はですね、やはりもう一度ですね、きちっとやはり庁内で検討してもらって、やはり必要であればでなくて、必要なんだからつくろうという気持ちをですね、やっぱりここでは大事だろうというふうに思います。

また、町営住宅、あるいは宅地の分譲地ですけれども、やっぱり手っ取り早い話であって少子高齢化社会に向けた大事な事であろうと思うので、計画にもあるようだけれども、早めの対応をお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 新しい課を設置しなければ物事が進まないというものではなくて、現下でも十分対応していきたいというふうに考えています。全体に新しい課になる前にやるべき課題はいっぱいあると思います。そのためにこれは行政だけでなく、例えば商工会であるとか企業であるとか、あるいはまた新しく仕事を立ち上げる人であるとか、いろんなそういう角度のものをですね、現下の中でいろいろ工夫しながら検討して、拡充することによってどうしても現在の人員では対応できないとなれば、そのときはやっぱり対応していくという考え方でいいんじゃないかというふうに思います。

それから町営住宅の関係については、さっき申し上げたとおりで、供給量、需要と供給の関係からいくと今の14年度がたてた長期計画では10戸ぐらいというふうな数字が出ていますけれども、ただ、その後の状況の変化もございますので、そういった点も考えながらの10戸いうことで話しましたけども、いずれ県との協議とかもありますし、そういう中で将来的な計画の中に私らの方を組み込んでいただきまして、できるだけ早めに推進するように頑張っていきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、よろしいですか。

○5番（佐藤克實君） 終わります。

○議長（阿部栄悦君） これで5番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 2番、通告書に基づいて一般質問をいたします。

まずは、新しい町「八峰町」となって初めての定例会でございます。初代八峰町長として、加藤町長には改めておめでとうでございます。合併後初の選挙ということで大変厳しい選挙戦であったかと思いますが、1,500票余りの大差、公平、公正、誠実、そして地域の融和を強調したことなどや、加藤町長には新しい町「八峰町」の将来に夢と希望

の持てるまちづくりに多くの方が期待をした結果のあらわれでもあろうかと思えます。また同時に、期待に対する重さもまた町長自身感じているのではないだろうかと思えます。合併協議会でも、町の将来像などこと細かに町民の皆様にお示しもしてきたところではございますが、改めてまちづくりについての思いや意気込みなどをお聞かせ願いたいと思えます。

次に、選挙後、峰浜地区でよく言われたのは、「町長は八森だし、議員も多く出たし、おらのとも面倒みて仲良くしてくれや」という声でした。正直いって、こういう声があるとは思ってもみませんでしたので、少々戸惑いもありましたけれども、その際、「何も心配するな」と、加藤町長は地域に色をつけたりするような人ではないというお話もさせていただきましたが、やっぱり本音は大変心配もしているんだろうなところ思ったところです。

そこで、町長が言うところの融和について、どういう手法なり手段をもってお図りになっていこうとしておられるのか。町長がいくらすばらしい立派なまちづくりを掲げても、町民の理解や協力なくして推進、あるいは実現できるものでもないだろうと思うわけでございます。単に融和と申しましても大変デリケートなところもあろうかと思えますが、この点についてもお伺いいたします。

次に、トップセールスについてお伺いいたします。

4月27日にオープンした直売施設「ぶりこ」も大勢の人たちが訪れ盛況にスタートできたことは、町民の一人としても大変うれしく思っているところです。観光立町を掲げ、これまでハタハタ館含め周辺環境整備をしてきたところです。また、今年度はオープン以来のハタハタ館の大規模改修によるリニューアル、そして南側には県による宿泊施設が来年には完成する予定であり、まさに観光の拠点としてのハード面はすべて整ったといってもいいのではないのでしょうか。また、JRではリゾート列車「くまげら」を1本増やし、計3本のリゾート列車を運行。この五能線の魅力を県外へPRしているところからしても、いかにJRがこの五能線リゾート列車をかけているかの意気込みというのが伝わってくるようでございます。このリゾート列車でのお客さんを白神駅へ降ろし八峰町に滞在、あるいは周遊できるようにできないものかどうか、これら実現するならば、地域の活性化に大いに寄与するものだと思うわけですが、そのためには何と申しましても町長、いわゆるトップセールスにおいてほかならないと考えます。町長は、これまでJR秋田支社への訪問はあったのか。伺ったことがおありであったらば、当然この

手のお話もされたかと思えます。感触はどうであったのか、あるいはまだ訪問していないのであれば、いつかをという思いがあるのかどうか、トップセールスの必要性と考え方についてお伺いをいたします。

次に、企業誘致についてお伺いします。

若い方々の働く場も少なく、また、ふるさとへ戻って仕事をしたいと思ってもなかなかないというのが現状ではないでしょうか。能代市では、久々に杏林製菓が稼働し、少しは雇用の確保という点ではよかったと思っておりますが、しかし、まだまだ能代山本においては十分な雇用の拡大というところまでは言い切れないと思えます。確かに誘致企業といっても一朝一夕に叶うものでもない。地道な企業訪問、これしかないようにも思えます。ただやみくもとといっても、企業に対して何かしらのルートやパイプがなければなかなか難しいでしょうが、しかし、ここは地元の国会議員の先生にお願い、お世話になるとか、国政選挙になりますと町長はもちろん私どもも必ずというほど応援方々要請もされてきました。企業の照会やお願いごとに対しては大いにお世話になるべきかと私は思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、3点目としてご提言申し上げます。

世界自然遺産白神山地のふもと、最も水のきれいな八峰町でございます。キリンビールなり、アサヒビールなり、企業訪問というお考えはないでしょうか。いきなり大きな工場とは申しません。当然かなうものでもないでしょう。まずは2人ないし3人の社員を派遣していただき、研究からでも、というふうなことではいかがでしょうか。企業へのルートがなかったら、ただいまも申し上げましたけれども、地元の国会議員の先生から話を通していただくとか、あるいは町長一人で何だったら能代市長さんや三種町長さん、あるいはまた藤里町長さんたちと広域的な視点からでも企業訪問する、こういったことが今まさにトップセールスとして重要性が問われているのではないかと思います。待ちの姿勢では、前へ進まないとも思えます。参考まででございますが、先日6月1日の魁に白神の水を使ったアイスコーヒーが世界的な食品コンクール「モンドセレクション2006」で金賞を受賞された記事が掲載されておりました。「白神のネームバリューとブランドイメージの相乗効果があった」とありました。また、インターネットで「キリンビール」を検索すると、「キリンビール・グループ・ビジョン・2015」のいわゆる長期経営構想の中にも、発酵とバイオを掲げておりました。今、私は大手ビールメーカーをご提言させていただきましたが、決してこれだけに拘るものではございません。町長

の胸の中にありますさまざまな企業でいいんです。要は、企業誘致へ向けて町長の意気込みがどのくらいあるのか、もうここが企業誘致へのスタートだと思います。もちろん既存企業や町の基幹産業である農業・漁業・林業など、行政でできるところのご指導や手助けもまた当然必要であることは申すまでもございません。景気は上向いているとのでございますが、首都圏や都市部の企業であって、我々地方はとてとてというのが現状ではないでしょうか。この働く場の確保、企業誘致に対する町長の考え方を伺いたします。

次に、児童生徒の安全・安心について質問いたします。

子供を車で轢き、放置して逃げる事件や、マンションから子供を投げ落とす、また、子供を連れ去り、命を奪ってしまう事件など、昨年来、子供を巻き込んだ事件が忘れもしないうちに次から次と事件が起きております。しかし、こういう事件が解決をしてしまえば、時間が経つとともにだんだんと薄れてくるのもやっぱり全国や他県での出来事だという感覚がそうさせるのかなと思っておりましたが、まさかこの山本郡内でこういう事件が起きるとは、との思いと残念ではなりませんが、1日も早く学校、地域に普段の生活が戻ることを願うだけです。町でもこの事件を受けて、すぐさま町と教育委員会で関係機関や関係団体に協力依頼や対策会議を開いたことは大変よかったなど、こう思っておりますが、何よりも八峰町からこういう悲しい事件を起こさせないために、どういう対策があるのかに尽きると思います。県でも日本一安全な県を目指し、安全・安心まちづくり条例に基づき1団体当たり上限として15万円の助成金を出し、パトロールの際に活用していただいているようです。これはこれで大いに活用するべきでもあるし、それに加えて子供たちが学校から帰ってからの対策として、町独自で関係団体、いわゆるシルバーや老人クラブ、地域の方々に何らかの手当てを出してでも人数を確保し、きちっと地域、地域で持続可能な組織づくりが必要ではないかと思っております。この点についても伺っておきますが、今回のこの事件は防ぎようのない特性もあるかと思っております。しかし、どこで事件が起きらないとも限りません。財政の厳しい中ではございますが、子供の命と財政、量りにかけたら自ずとお答えは出ているかなと思っております。単にボランティアや協力できる方々だけでは限界があると思っております。また、この事件を教訓に登下校時のスクールバスの必要性和統合小学校は密接にかかわるものだと思います。本年度予算に統合小学校の用地の地質調査と実施設計の委託料が計上されておりますが、合併前では場所の問題で二転三転した経緯もございまして。計画より早まる可能性についてお

伺いたします。

終わりにあたり、亡くなられた藤里小学校の2人の子供のご冥福をお祈り申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。町長。

○町長（加藤和夫君） 大山義昭議員の質問にお答えします。

はじめに、初代八峰町長としてまちづくりについての豊富をとということではありますが、まずは八峰町の初代町長に就任することができまことに光栄に思うと同時に、改めて責任の重さを痛感し、町民の皆様の期待にこたえるべく全力で町長にあたっていく決意を新たにすると所でありま。

町長就任後いろんな機会に私の所信を述べておりますので、その繰り替えしになりますが、今日、地方分権の進展や財政状況の悪化など地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、本町においても同様に厳しい財政状況が続くものと思われることから、今後は行財政の効率化をより一層進めることが必要となります。その一方で、町民が安心し、誇りを感じながら生活できるよう、福祉制度の充実や農林水産業の振興、生活環境の整備など住み心地のよさを向上することが必要であります。そのためには、旧町村の住民がお互いに理解し合い一体化への努力を重ねるとともに、それぞれの地域の歴史や伝統、文化を尊重し、特色を生かしながら融合とバランスのとれたまちづくりを進めることが大切であると考えております。そして、新町の将来像に掲げる「白神の自然と人で創るやすらぎのまち」へ向かって町民の皆様とともに夢あふれる地域づくりに取り組み、合併してよかったと言ってもらえるよう全身全霊をかけて努力する所存であります。

融和についてのご質問であります。旧町村の住民がお互いに理解し合い一体化への努力を重ねるとともに、それぞれの地域の歴史や伝統、文化を尊重し、特色を生かしながら融合とバランスをとれたまちづくりを進めること、これが私の言う融合であると理解していただければと思います。

次に、トップセールスのあり方についてのご質問であります。JR秋田支社との連携につきましては、五能線沿線連絡協議会でリゾート白神の利用促進と沿線自治体のPR活動を推進しているほか、JR秋田支所では白神山地トレッキングをはじめとする旅行商品やブナの学校東京分校・横浜分校などにより首都圏での情報発信活動を展開して

おり、当町ではイベントやトレッキングのガイド派遣などに協力しております。今年は五能線全線開通70周年目に当たっており、記念イベントとして五能線写真展が6月23日からファガスで、6月30日からはハタハタ館でそれぞれ1週間開催されます。また、首都圏のブナの学校会員を対象とした白神山地夏の秋田学校は、7月15日から2泊3日から留山、二ツ森、十二湖の自然観察会が開催され、ハタハタ館で温泉入浴と昼食を提供することになっております。宿泊につきましては、残念ながら町内の宿泊施設では都市住民のニーズにはそぐわないとして、深浦町のセミナーハウス白神勉強館となっておりますが、あきた白神体験活動センターとハタハタ館の改修計画などを秋田支所長に説明に伺い、来年度以降、ブナの学校会員を対象とした当町への旅行商品の開発とともにハタハタ館改修後においては宿泊などの利用をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に関する要望活動についてであります。秋田県においては企業の景況や雇用情勢も依然として厳しく、企業の廃業や撤退が大きな課題となっております。このため県選出の国会議員の先生方には、さまざまな懇談や情報交換の際に財政支援をはじめ産業の基盤整備、防災施設の拡充、企業誘致や環境保全対策など当町への支援をお願いし、ご協力をいただいているところであります。今後におきましても、当町の現状と課題の把握に努めながら、適宜、要望活動を展開してまいります。

また、企業誘致や企業存続でお世話をいただいた方々をはじめ、首都圏で活躍している地元出身者のお力添えをいただきながら、地域産業の振興と県及び能代山本広域自治体や基幹団体との連携を図りながら、企業誘致に取り組んでまいります。

ビールメーカーの提言については、人脈、あるいはまた、広域的な立場でいろいろな角度でまず情報を集め、そしてまた、人脈を生かしながら取り組んでまいりたいというふうに思いますので、議員の皆様方からのご協力も特段よろしくお願い申し上げたいと存じます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉 君） ご質問にお答えしたいと思います。

松岡議員のご質問にもありましたが、今回の衝撃的な藤里町の事件を教訓に町でも今まで以上に児童生徒はもちろん幼児も含め、子供たちの安全確保には万全を期しているところでございます。そのためには、町民一人一人がまず自らの課題として防犯意識を高め、互いに支え合い、助け合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を構築し

ていく必要があります。特に児童生徒の安全・安心のためには、豊富な経験や知識を有する高齢者の皆様に積極的に協力をお願いするとともに、学校・地域並びに行政が一体となって犯罪の起こりにくいまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

このたびの藤里町の事件を機会に、県では各市町村に地域ぐるみの学校安全体制推進事業として家庭や地域と連携して学校の安全管理に取り組んでいただくため、地域学校安全指導員、いわゆるスクールガードリーダーを1名ずつ配置いたしました。本町では八森地区の鈴木由一氏が委嘱されております。町といたしましても、今回の事件を機に自治会長さんをはじめ老人クラブ、婦人会、各種ボランティア団体の子供たちの安全確保のため、登下校時の見回り等の協力要請をしてきたところであります。また、各学校でも自主的に登下校時の保護者による送迎を実施するなど、安全確保に万全を期しているところであります。

議員がご指摘のように、ここまでやれば絶対安全という目安はないわけでありますが、今回起きた藤里町の事件の特殊性も鑑み、もう少し現状の対策で防犯対策に取り組み、今後、状況の推移を見ながら議員が提案しておりますような児童生徒の安心・安全だけでなく、犯罪・事故その他町民生活に悪影響を及ぼすような不安・脅威・危険等を未然に防止して、町民が安全にかつ安心して暮らすことのできるまちづくりを視野に入れた町独自の安心・安全まちづくりを推進するための組織づくりも必要と考えております。

次に、八森地区の統合小学校の開校日が計画より早くなる可能性はあるかというご質問にお答えいたします。

八森地区統合小学校の建設計画は、今年度で実施設計を行い、19年度・20年度の2カ年で工事を実施し、21年の4月開校予定ということで秋田県教育庁にもその計画を申請しているところであります。統合するとスクールバスによる登下校となるわけでありませんが、学校と家の玄関までの送迎になるわけではなく、今回のような事件が100%なくなるのかと問われますと大変残念でありますが、ノーと答えざるを得ません。そのために常に危機感を持って、地域の子供は地域で守る、この精神に基づいて現在のボランティアの方々による子供見回り隊をさらに充実させて、学校とPTA、地域と行政が一体となって子供たちの安全を確保するよう努めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 2番議員、再質問ありませんか。はい、大山義昭君。

○2番（大山義昭君） JRのご質問をさせていただきます。町長からは、私はJR秋田支所で直接出向いてのいろんな話があったのかというふうなことです。町長のお話にあるように、JR沿線協議会等々でそういう情報交換もしているんだなというふうにもこう思っております。

それから、大手ビールメーカーの話ですけれども、あくまでも私のご提言でありますし、町長のお答えはいろんな人脈も生かしながら、これから私どもとも一緒になって考えていきたいという前向きなご答弁をいただいたなと思っておりますので、この後いつかの定例議会に再度追跡質問というふうなことで、どういうふうな状況で進みつつあるのか、なぜだめであったのか、その点も再度改めてお示ししたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

それから、教育長さんに一つですけれども、よくこういう大きな事件があると、どこの市町村でも右往左往、全くそのとおりになんです。ただ今回の藤里さんの事件も、言葉が適切かどうかわかりませんが、このまま推移をしながら正月が過ぎ、そして春が、そういうふうに時間が経っていくとどうしても忘れてしまうというきらいがあるがために持続可能な対策はないのか。それには、言葉だけのボランティアや協力できる方々だけではなかなかおのずと限界もあるということを私は質問したところでございますので、この点も今度別の機会にまたご質問したいと思っておりますので、質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これで2番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、農林業の活性化についてでございますが、農業振興は地域水田推進事業、また、産地づくり交付金の活用、それから認定農業者集落営農、あと担い手の確保などございます。また、林業振興策としては、いつものように林道作業道の増設・新設、そして間伐、下払いなどございますが、これは常に毎年のことでございますので、町長として独自に自分はどのような農林業の活性化に繋げていくかということをお答え願えればありがたいと思っております。

それで、今、八森では認定農家が16人、峰浜の方では80何人というかなり人数が多いようではありますが、この八森ではもう認定農家ということになりますと面積的にもかな

りないようでございますが、また、峰浜の方はたくさんまたあるようでございますし、また、職員の方々がそれなりに一生懸命担い手、それから認定農家の参加するようにと、いうことで働きをかけているようでございます。そして、私は独自に、私の考えでございますが、先ほどから白神の水でいろんな産地づくり、物づくりの話も出ておりました。ここは水が豊富であります。まして、有名な白神の水がありますので、それを使ったワサビづくりとか、セリをつくるとか、そういうような発想もあると思いますが、町長はそれに対していかがでしょうか。

それから、林業の場合は50年、100年という気の遠くなるような仕事でございます。もっともっとサイクルを短くして、その木の使い道を考えたはどうか。例えば今、割箸が大変高くなるようでございます。それで、まず我が町でも木がたくさんございます。そういう割箸を作ったり、また木工製品もあるところではいろいろやっておりますが、そういう木工製品とか、飾り柱などを作って、林業の活性化に努めたらいかがでしょうか。そして、今我が町の方は部分林、分収林という形でみんな木を育てておりますが、中には本番として土地もほしいというような形もいらっしゃると思います。その土地を町の方で売るような気持ちはないのか。そこら辺、町長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

次に、海浜プールについてでございますが、ついこの間、プール内で大変痛ましい事故がありました。そして裁判になりました。その結果、プール内の危険な区域を一部直しなさいということで今工事が終わったかと思いますが、今まではあのプールの中を職員の皆様、それから観光協会の会員の皆さんで、人海戦術でやってまいりました。もう今は人海戦術でできないぐらい、あのプールの中が汚れております。草は中に海藻やいろんな危険物が中にあります。砂は溜まり、ヘドロのような臭いがして、子供たちにまた同じ事故が起きる可能性があるようです。この際に思い切って、あの中を改造する気はないのか。水はけを良くしたり、そして地元の人と観光協会、いろんな人方と話し合いながら、より一層使いやすいプールにしたらいかがだと思います。

次に、峰浜地区、八森地区の融和を図るイベントについてでございますが、今それぞれポンポコ山、それから山村広場、悠久の森ということで別々にイベントをやっております。これは、今年はまずしょうがないでしょうけども、今後、せつかく合併したのですから町民と、八峰地区、峰浜地区の人たちが融和を図るために親しみと心をつなぐようなイベントをお互いに話し合いをしながら今後やっていかなければいけないと思

います。それによってお互いの地区の隔たりがなくなり、お互いに楽しい生活ができるんじゃないかと私は思っておりますが、町長はいかがでしょう。

それから、次に保健センターについてお伺いいたします。

多額の1億4,000万円というお金をかけながら立派な保健センターができました。待ちに待った町民の皆様が喜んでおります。ハタハタ診療所という名前で診療所も開設されました。ところが、町長の編成方針では、臨時職員を常駐させ、センターを常時解放するとともに、保健師の連絡を密にし、保健相談等に即対応できる体制を整えておりますということは述べられておりますが、臨時職員で対応できるのか。保健師がお互いに2名・2名と4名いるはずです。だから一人でもいいからやっぱりここに常勤させるような形をとらないと、住民は安心できないんじゃないか。ただ町の検診、そういうもので使われるようであれば、本当に多額な金が無駄になるのではないかなと私は思います。そして、今高齢者は湯っこランド、いろんなどころに車で、町で配送しておりますが、そのときに午前中は風呂に入り、午後からは保健センターでいろんな相談に乗るといったようなシステムもあると思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、環境整備についてお伺いいたします。

今、交流センターのあたりから立石の一部までは風が吹くと砂ぼこり、また、黒い砂が道路に散乱して車の交通にもかなり妨げがあると思います。また、車から投げやすい場所なのかわかりませんが、どうもあそこら辺には空き缶やゴミがたくさん捨てられるようであります。以前にはあそこら辺を緑の広場として公園をつくる予定でございましたが、今はもうそれはなくなったようでございます。中途半端な整備で終わっていますので、どうもあそこら辺が、環境整備がなされていないんじゃないか。やっぱり海岸道路をきれいにするによって、観光客も景色を見ながら、夕日を見ながら楽しんでドライブをできるんじゃないかなとこう思いますので、この辺、町長のお答えを、お願いを申し上げます。

それに、ここに書かれてますように、海側の方に腰ぐらいの高いフェンスをつけてそういう防御柵をしたらどうかと私は言いましたが、冬は雪が降りますし、大変難しいと思いますが、そこら辺の防御柵を何かいいアイデアがありましたら町長から答弁を願いたいと思います。

次に、ハタハタ館の改修についてですが、体験交流センターを建てるという事はこれもまわりの既存の業者といろいろ話し合いした結果、いいよと、我々も協力するよと、

そういうような話し合いでいくのが普通であったんじゃないかなと。いきなり建てますよと。やっぱりそうなることによって、先ほど町長が述べたようにいろんな人が来ても今の既存の利用者のところではなかなか施設的にはもうだめだと。それは十分わかるんですが、町では今いろんな財政が大変な中に公的な資金は、どんどんどんどんハタハタ館に注ぎ込んでいきます。けども、一般の業者にしてみれば、こういう厳しい世の中において、今改造とかいろんなことをすることによってどうなのかなと、お客さんが来るのかな。でも、そういう心配もあるんです。だから、もっともっとまわりの業者と話し合いをしながら進めていってもらいたいと思います。そして、あそこを5億、それから6億の金をかけて改造することによって、いくら将来儲かるのか。いくら収支決算ができるのか。そういうようなことを我々に言わなきゃいけなかったんじゃないですか。そして、それが行政の、財政の圧迫になる可能性があるかもしれません。それが運よく営業がよく、そしてお客さんもどんどん来るようであれば、これは非常によいことですが、いまだずっとJRの方でもあそこの今交流センターの場所にホテルを建てる予定でございました。だが、いろんな101号線の動向、車のいろんなことを調べ、観光客とか人数把握、数年にわたって調査いたしました。ところが、ここじゃもう間に合わないんだと。だからホテルはやりません。そういう中において、また我が町ではホテルを建てるということは、ちょっと私はおかしいなと。大変にこれが町の財政に圧迫を感じさせることになれば大変なものですから、どうかそこら辺を慎重にしながら進めていってもらいたいと思います。まして交流センターの中には風呂もありません。そして、本来ならばお湯がいっぱい余っているんですから多少シャワーでもつけたらいかかと思えます。子供たちは、私も前にいろいろ言ってきましたが、順番制をとって多分風呂に入らせると思いますが、子供というのは大変すぐワーッと騒いで人に迷惑かけたりするんじゃないかな。そうすれば、あそこのハタハタ館行ったらワーワーワー子供たちがいてゆっくり風呂入れないということになる可能性もあるかもしれません。だから、最小限度でも設計を変更し、シャワー室ぐらいつけるべきだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

以上、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えします。

まず、農林業の活性化についてであります。町独自の農林業の支援施策につきましては、低価格肥料・低農薬で特別栽培農産物の普及促進、間伐などの人工林の保育事業の促進のため、単独での補助金のかさ上げを予算計上しております。農林漁業においては、従業員の減少、高齢化、後継者の確保が共通の課題となっており、加えて米価、木材価格、漁価も低迷していることから厳しい経営環境下であり、国・県の補助事業を活用しながら経営の安定化を進めてまいります。

また、食の安全を重視したブランド化を図るとともに、地域の特性を生かし、優良な生産物の管理や確保に努め、より高付加価値型の農林漁業に導いていかなければならないものと考えており、農林漁家の先進的な活動に関しましては、県及び県の研究機関である農林水産技術センターや産業技術総合センター、総合食品機関の諸機関との連携で支援してまいりたいと考えております。

なお、森林の多面的機能の保全のために交付されております森林整備地域活動支援交付金につきましては、本年度が時限となっておりますので、引き続き制度が運用されるよう強く要望してまいります。

次に、白神の水を使ったワサビ、セリの栽培についてであります。昭和50年代前半に真瀬沢地区で、当時の秋木工業がワサビ栽培を試みておりますが、沢水を使用したことから豪雨時には流出したり、また、管理の目が届かないことから盗掘されることなど、ワサビ栽培は収穫できずに終わっております。また、自然栽培においては、収穫までの期間が2年から3年といわれておりますので、当町に即した栽培技術や管理体制などを確立する必要が生じてまいります。ワサビやセリなどの栽培につきましては、設備投資をはじめ販路の確保や栽培コストなども調査する必要がありますので、今後、ワサビやセリの栽培に限らず、さまざまな農林水産物の生産取り組みに関しましては、意欲ある方がおりましたら専門機関等の指導を受けながら検討してまいりたいと考えております。

次に、木のサイクルを短くして飾り柱や木工製品の原材料としての活用のご質問についてであります。昭和50年以前には人工杉林の主伐期は40年から50年といわれておりましたが、木造住宅需要の冷え込みと住宅建築の柱材の主流が4寸角につれ、現在の一般的な主伐期は80年から100年前後といわれるようになっております。さらに、秋田天然杉の成長解析からは、従来の短期の皆伐と植栽の繰り返しは、杉の特性を生かさしておらず、むしろ間伐やタク伐で長期間にわたり森林を管理していくことが自然環境への賦課が少ないといわれております。また、絞り丸太などの床柱は、住宅需要から飽和状

態にあるとされており、木工製品、割箸等につきましても、新規参入で企業化するとなると需要動向の調査や販路確保が課題となってまいります。

木材の需要拡大等につきましては、本年度から3年間、文部科学省の都市エリア産・学・官連携促進事業により米代川流域エリア、秋田杉の利活用技術開発及び木質バイオマスの総合利用技術開発による木材産業の形成をテーマとして研究されることになっております。この事業は、秋田県立大学木材高度加工研究所が中心となって、秋田杉等地域材流通システムの構築、地域材を用いた木質材料及び工法開発の実現化、木質バイオマスの相互利用などのビジョンが作成されますので、その計画に順応した施策を講じ、当町の林業振興を促進してまいりたいと考えております。

次に、分収造林の造林者への売却の意向についてであります。分収造林は土地代金と町に分収割合15%を加算して売り払いの額は算定できるものであります。所有権移転登記において売却対象地番の全域を測量しなければならず、起伏にとんだ山地の境界を刈り払っての測量となりますと経費は多額なものとなり、売却代金では賄えないものとなります。このため現時点では売却できないものと考えております。

ただ、まだ先のことであります。国土調査等において対象地域の面積が拡大し、造林者が希望するのであれば、売り払いは可能になるものと考えております。

次に、海浜プールについてであります。まず、平成13年7月15日に岩館海水泳場で発生した小学生の溺死事故に対しましては、この場を借りまして故人及びご遺族の方々に深く哀悼の意を表します。

さて、この事故につきましては、平成16年7月9日付けで損害賠償請求が出され、本年1月27日の公判において裁判所より和解条項案が提示され、県及び旧八森町の議会を経て和解成立したものであります。この和解条項で、岩館海水泳場海底の根固めブロックの安全性を高めるための工事が必要であることを確認し、被告秋田県はこの改善工事を行い、平成18年の海開きまでに工事を完了することを確約しております。岩館海浜プールは昭和59年に県が海岸環境整備事業で設置したもので、面積は7,000平方メートル、うち3,300平方メートルが遊泳場となっております。また、平成6年には海浜プールの管理施設として遊々会館が整備され、町が県から施設の管理委託を受けております。これまで高波や台風などの施設の補修は県が実施しておりますが、砂の補充と泥の除去は平成12年を最後に県では予算の確保ができないということで実施しておりません。海水の堆積物は海流に沿って中央で分離され、南側の護岸と砂浜に沈殿しており、それを

栄養源に海藻も繁茂しております。この現象は、高波や降雨など流入した土砂が堆積したもので、効果的な対策は見付け難いのが現状です。今回、根固めブロックの隙間の解消が和解条件となっており、その中で数年前から要望していた海浜プール内の浚渫と砂の入れ替えをお願いしているところでありますが、浚渫の泥を含んだ砂は産業廃棄物処理しなければならないとのことで、その運搬費だけでも多額の費用を要するとのことであります。このため、快適で安全な海水浴場として施設を運営していくためには、遊泳場の濁りの問題も含め、施設全体の大規模な改善が必要になってきていると思われまますので、県とも十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、峰浜地区と八森地区の融和を図るイベントについてであります。両町村の合併における事務事業の見直しの中で協議してまいりましたが、タレント等の伴うイベントにおいては準備期間を相当要することから、合併初年度においてはこれまでのイベントは継続して行うものの、新町のイベントについては速やかに検討することとしております。このため、今回の双方のイベントには両町村のイベント実行委員会が協力体制をとりながら行うことで、来年度のイベントの創出を図ろうとしており、ポンポコ山音楽祭には町っ子連が、また、悠久の森フェスティバルには峰神太鼓が出演する予定で今後さらに細部の協議を重ねてまいりますが、新町のイベントの創出に関しましては、議員の皆様方からもご提言やアイデアを寄せていただければと考えております。

次に、保健センターについてであります。予算編成方針にも申し上げましたが、6月1日より臨時職員を配置し、常時利用者への対応や電話照会にあたりるとともに、保健師との連絡を密にし、健康相談等の際には即座に対応すべく体制を整えております。また、保健師が週3日程度、いきいき健康教室、乳幼児検診、健康相談などの活動しております。7月からは、ホット健康相談日として相談日を設定して、八森保健センターと埴川健康センターで町民の健康相談に応じるよう準備を進めております。今のところ保健師の常駐までは考えておりませんが、時間の足りる限り、保健センターを活用していくこととしており、今後の利用状況や住民のニーズを見極めながら適正な人員配置を考えてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、砂ぼこり、ゴミ等の防御対策として海岸道路の海側にフェンスを設置したらどうかということについてであります。海岸に打ち寄せられたり、投げ捨てられるごみ等が高波や強風により海岸道路に散乱する状況となることは、石塚議員のご指摘のとおりであり、町ではその都度清掃し、道路及び地域環境の確保に努めているところであり

ます。

砂ぼこりやゴミ等の防御対策としてフェンスの設置を提案されておりますが、ご存じのようにこの町道は海岸線に並んで走り、夕日がきれいな海岸道路であり、観光道路としてまた好評を得ている道路でありますので、安易にフェンス等を設置し、利用者の視界を妨げるのはいかなものかと考えております。今後は地域の方々や自然を美しくする会や観光協会と協議を重ねながら、道路環境及び地域環境の確保に努めながら環境整備を図っていく考えであります。

また、海岸部のゴミの一斉清掃を例年7月第2土曜日に旧八森町で全町海岸クリーンアップとして実施しており、本年度もまた7月8日にクリーンアップを予定しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、ハタハタ館の改修についてのご質問についてであります。まず、宿泊施設の整備についてお答えします。

ハタハタ館は平成6年に開業し、浴場から日本海を展望できることから年々10万人以上の入湯客を迎えておりますが、来客者からは開業当初から宿泊施設の要望が寄せられておりました。このため平成9年からトレーラーハウスで宿泊事業を行い、平成10年の宿泊客は4,270人となっております。その後、施設の老朽化に伴い宿泊客は漸減してきておりますが、昨年の宿泊者数は2,353人で、これまで利用者からは、ハタハタ館内への宿泊施設整備の要望が多数寄せられております。また、世界自然遺産白神山地の知名度も増し、たびたび旅行会社のエージェントから二ツ森等の自然観察を含めた企画旅行の相談を受け、町内の旅館・民宿などの宿泊施設を紹介するのですが、結果的には深浦町、鱒ヶ沢町等の温泉・ホテルに宿泊しておりますので、都市住民のニーズに沿った宿泊施設の改善が、それぞれの旅館・民宿の特長を全面に出した営業などについて協議し、関係者全体で当町への宿泊客の拡大を図らなきゃならないものと考えております。

このようなことで、白神山地を訪れる観光客を受け入れる宿泊施設の整備が大きな課題となっておりますので、トレーラーハウスの老朽化の問題もあり、ハタハタ館への宿泊施設の整備で都市部のニーズに即したより快適で安心できるサービスの提供とともに、自然に満ちあふれた地域の魅力をPRしてまいりたいと考えております。

次に、ハタハタの今後の収支についてであります。県では大館、岩城の少年自然の家の利用状況から、あきた白神体験活動センターの宿泊利用者数を1万1,750人と見込んでおり、県の施設設置条例で宿泊料や施設利用料の上限が決定されます。このため、

利用料が決定された後において当該施設の収入やハタハタ館改修後の営業収益を算定した上で、ハタハタの里観光事業株式会社の事業計画を策定し、この事業計画の中で収支状況を完備しながら良好な経営に心がけてまいります。

また、町からの施設の管理委託料につきましても、これまでの入湯税相当額程度と考えておりますので、町財政に大きく依存することはないと考えております。

あきた白神体験交流センターとハタハタ館の施設整備により、当町の観光事業が大きく飛躍し、雇用の拡大のみならず地域産業の振興にも大きく寄与できるものと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありますか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） いつもながら立派な答弁で再質問するような事もないようですが、先ほどワサビということを出しましたが、昭和50何年だか洪水とかいろんな面でだめだということではありますが、今は政策上でいろんな対策ができますし、また、ただ、八森の欠点というものは、人がいろんなところから来て、そのものでも自分のもののごとくやっていくのが我が町の習わしのような感じがしてなりません、それでワサビやる、いろんなシイタケやるにしても大変難しいことがあると思いますが、ただ、峰浜さんのように儲かる農業というすばらしい名前があります。それはどういうものかなということで、合併したんだから峰浜の人にいろいろ聞いてみたら、なかなかいい話でございまして、儲かる、儲からないは別として、やっぱり我が町でも何か即効性のある、これは我が町ではできない、八森地区ではできないというような産業を、先ほどいろんな議員の方からもおっしゃられてますが、何か特別いい産業を起こすように我々も協力しますが、当局の皆様にもよろしく願いたいと思います。

それから、保健センターのことですけれども、やっぱり何か行事あるときだけ来るというんじゃなくて、連絡は密にするわけですけれども、あそこから来ればやっぱりスピード違反すれば15分で来るかわかりませんが、私のような乱暴な運転をしていけばそのようなことで来ますが、女性のみでございまして、やっぱりゆっくりと来ますので結構時間かかると思います。これが先ほども言いましたが、もう2人ぐらいよりいないんだと、保健師さんが、そうすればなかなか大変でしょうが、やっぱり4人という人数もいらっしゃいますので、一人ぐらいはやっぱりあそこに座らせておくべきじゃないかなど。そうすることによって町民も、じいさん、ばあさん、また、かわいい子供を連れ

たお母さんも、あそこへ行って話をしたりすることができると思いますので、何とかそこら辺をお願いしたいと思います。

それから海浜プールのことですが、やっぱりかなり、先ほど産業課長にも聞いたんですけども、我々実際あそこに行っているいろいろやるんですけども、ヘドロの状態でお金がかかることは非常にわかります。だけれども、やっぱりあそこは必要なものなのか必要でないものかということも今後考えていかなくちゃいけないんじゃないかなど。あの回りで営業する人もなかなかいなくなりました。だから本当にこれ必要なのか。将来これは町の財政にかかわることが起きてくるのかということも考えなくちゃいけないと思います。ただ、あそこら辺の人も、「もう俺も年だし、あそこもいらねえな」というような声もかなり聞こえますので、今後そういうことも考えながらお願いをしたいと思います。

あとは、ハタハタ館の改修ですけども、先ほどいろいろとお金がかかることがいっぱいであれですけども、なるべく本当に私たちも強くは言えないんですけども、いろんな業者の方々の施設を見ますと、やっぱりこうなりたくないなという方々もあると思いますが、そこら辺もうちょっといろんな業者と話し合いをもって、何とかトラブルがないようにしてもらいたいと思います。

それから、やっぱり風呂のことは、シャワーしかないと、敷地に余裕がないのか、6億円もかけるんですからそのくらいの事はできるんじゃないかなとそう思いますので、そこら辺も考えてよろしくお願いを申し上げます。

簡単でいいので。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1つ目の新産業の関係ですけども、峰浜の例を出して儲かる農業と。何か儲かる爆発的なものという意味だと思いますけれども、いろんなアイデアをですね、我々は町としても考えていかなきゃならないし、それからまた業界の方々、あるいはまた議員の皆様方からもいろんな形で提言していただきまして、そういうものを含めて今後考えていきたいと思いますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

それから保健センターの関係ですけども、保健師、確かに4人おりますけれども、保健師も非常に忙しいんです。フル回転しています。4人いるので1人ぐらいここへ来てもいいだろうという単純な考え方でいるようでありますけれども、それぞれですね、3つの健康診断から住民に直接出向いての活動からいっぱいございます。そういうのを

合間を縫ってまた保健センターに来てということで頑張っております。確かに、だからこれからのニーズ、利用状況を見ながら、逆にいうともっと人をですね、貼り付けしなきゃならないのかということも出てくる可能性もあるかもしれませんが、現状はとにかく空の状態ではなくて、町民が来たときにすぐ応じるような体制をまずつくって、そして違う人の家で空いている時間は保健師から来てもらって連絡を取りながらやるという体制を当面まずそれでやっていきたいなと思います。

それから、海浜プールは、まず県の施設でございますので、県の考え方が非常に重要になると思います。さっき近くの生業、業をやっている方が「いない」という話もあるという話も出ていましたけれども、そんなところまでは私どもではまだ把握していません。ただ、将来的な課題として海浜プールどういうふうにすべきだというのは、いろいろこれは論議してみる必要があると思いますので、この後、内部でもいろんな形で議論してみたいなというふうに思っています。

いずれ、あのままの状態の施設では大変来た人にもあまりいい状態で使っていない状況でございますので、何とかですね、当面、清掃するなり、あるいはまた県の方をお願いしながら泥を浚渫するなりですね、一生懸命私ども働きかけをしていきたいと思っておりますけれども、当面はまずいろいろな業界の人とか組織の人からも協力してもらって、できる限りの清掃を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、ハタハタ館の改修につきまして既存業者との話し合いの関係ですけれども、いずれいろんな機会あると思っておりますので、早晚そういう人方との話もしなきゃならないなと思っておりますので、全体的な内容をこの後でまたそういう方々とも話し合いをしていかなきゃならないと。

ただ、総体的にですね、このハタハタを確認しながら、全体的な八峰町に人を増やしていくという、そういう大きな考え方でもって、その中で回りの既存の業者にもですね、影響を与えていくような、そういう進め方をしていかなきゃならないと思っております。そのためには、既存の施設についても今の観光客のニーズに合った形の施設とかそういうものも考えていかないと、これからはなかなか大変になるんじゃないかなということをおもっています。

それから湯量あるわけですけれども、シャワーですけれども、県の施設の中にはシャワー室はつくらないことで今工事がもう始まっているような状況でございます。すべて

こちらの風呂を利用するという県の考え方で進めておりますので、今すぐですね、直ちにそういうものを設けれるのかどうかについては、ちょっとですね、ご相談してみないとわかりませんので、一応そういう点については伺ってみたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、よろしいですか。

○3番（石塚正一君） はい。

○議長（阿部栄悦君） これで3番議員の一般質問を終わります。

5分間の休憩をいたします。

午後2時30分 休 憩

午後2時36分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

15番議員の一般質問を許します。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 議席番号15番の須藤でございます。

八峰町の行財政運営について、町長にお尋ねをいたします。先の町長の施政方針の中でも行財政運営について触れられておりました。もう少し詳しくお伺いをしてまいりたいと思います。

国では、金がなくなった。全国で3,000余りある地方自治体を3分の1に減少して国の財政負担を軽くしようということで、市町村合併特例債という優遇措置をあめ玉にししながら、全国の市町村に合併をけしかけたわけでありまして。年々地方交付金が減少されていく。到底、単独立町では立ち行けない。多くの全国の市町村が合併の選択をしたわけでありまして。八森、峰浜も他聞に漏れず合併の選択をし、紆余曲折の中で八森、峰浜の八峰町が誕生をいたしました。これからの地方自治体は競争の時代に入ると言われております。食うか食われるかであります。合併特例の優遇措置があるからといって決して楽観はできないわけでありまして。公債比率が依然として水準が高くなっております。高齢化社会の中で、これからは社会保障にますますお金がかかっていく。住民サービスも低下をさせてはならない。児童福祉、高齢者福祉も充実をしていかなければならない。これから先、財源不足が生じてくることは明白であります。

三種町の佐藤町長が、「お金が足りなくて困った。これからは行政だけが進めていく時代ではない。町民の応分の協力をいただきながら、三種町を発展させていきたい」というようなコメントが北羽新聞の紙上に載っておりました。町民も、これからはがまん

してほしい。町民の要望をすべて町が聞く時代ではなくなったということを、佐藤町長は暗に言っているのだと私は理解をいたしました。まさに危機的な危機感というものを町民に知らせたコメントであったというふうに思っています。いくら合併をして経常経費を削減する、そして職員を減少させていく、これは合併効果としては当たり前のことであります。しかし、もっと大事なものは、やはり徹底して無駄を省いていく、無駄をなくしていく、むだな建設工事や、むだな事業、徹底して勇気をもってそれを抑えていく意思が必要ではないだろうかというふうに思うわけであります。

国では、この10年間の合併特例の優遇措置がある間にコンパクトで効率的な、そして機能的な自治体を、行政をつくって、10年後も対応できる、そういう行財政運営をきちっとやりなさいということで、この合併を進めたわけであります。我が八峰町も1万メートルを走っていくのか、10万メートルを走るのか、フルマラソンをするのか、それとも最初から全力疾走して息切れをしたところで止まってしまう。この4年間というのは、その八峰町の持続可能なまちづくりをするための大変大切な重要な4年間であるというふうに思っております。町長は財政運営の中で強い意思のもとに、だめなものはやめる、そして本当に住民のためになるものは進んで積極的に推進していく、そういう姿勢を望むわけであります。町長の行財政運営に関する、その強い意思を伺うものであります。

町長が施政方針の中で、新庁舎の建設のプロジェクトチームを庁舎内で発足をさせたというようなお話がございました。今、八峰町がスタートしたこのときに、なぜそんなに急いで庁舎の建設を考えていかなければならないのか。もう少し今後の財政見通しをしながら、ゆっくりと緩やかな形でこの10年間で庁舎建設の問題を考えていく。私は、どうしてそんなに急いでどこへ行くのかわからないわけであります。能代市も2つの庁舎がありますが、八峰町より距離があります。三種町も3つの庁舎を抱えていて、それなりの距離があります。しかし、まだ新庁舎建設の話は一つも出ていないわけであります。確かに2つの庁舎があると効率性は悪い。そして老朽化もしている。それでも、この2つの庁舎をいかに有効に効果的に使うか、そして旧庁舎も改修するところは改修していく、そういうプロジェクトチームをつくった方が私はまだ大事なことはないかなというふうに思うのであります。町長の庁舎の急ぐ理由、プロジェクトチームを発足されるということは、もう2、3年の中でめどを立てるといふふうに感じるわけでありますが、町長のその庁舎建設の考え方、思いをお伺いするものであります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの15番の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 須藤正人議員のご質問にお答えします。

八峰町の行財政運営における考え方について申し上げます。

平成12年4月に地方分権推進一括法が施行されて以来、地方自治体は地域の実情に合った政策を自ら立案し、実施していく行政能力が必要となっております。本町においては、政策立案能力や専門知識を有する人材の確保・育成等を行い、地方分権時代に即応した行政基盤の強化を図るため、能力開発セミナーや自治研修などに職員を積極的に派遣し、人材の確保・育成に努めたいと考えております。

また、新町まちづくりの基礎となる健全な町財政の維持のためには、合併に係る国・県の財政支援を有効に活用しながら経費の節減や事務の合理化を図っていかねばなりません。そのバックデータとして、中期・長期財政計画が必要となります。今年度、八峰町総合振興計画審議会を設け、今後10年間の基本構想と5年間の前期基本計画を策定することにしておりますので、これらの計画と国・県補助金や地方交付税の動向、さらには合併して10年経過後の財政支援の段階的削減などを勘案し、中期及び長期財政計画を作成したいと考えております。

庁舎の建設につきましては、先ほど11番柴田議員の質問にも再度お答えしたとおり、1町で2庁舎を抱えることによる行政組織の複雑化、決裁文書のやりとりや職員との諸連絡などに係る時間的ロス、また、さまざまな問題を解消するためにも、また、町財政の面からも新庁舎を建設すべきものと考えております。ご承知のとおり、両庁舎とも狭隘で老朽化していることから、旧町村時代に両町村とも庁舎建設基金を積み立てたり、視察研修を行ったりと新庁舎建設に向けた動きもありましたが、自己資金不足などから着手できずに終わりました。合併により庁舎建設事業費の95%に合併特例債が充当でき、その償還金の70%が交付税算入されるという好条件の環境化にあるこの10年間で庁舎建設の実行の機会であると考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、再質問はありますか。はい、15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 町長が下を向いてばかりいて、さっぱり強い思いが伝わってきません。先ほどから私で9人目の質問をしているわけではありますが、全く町長の言葉と

して我々に伝わってこない。ちょっといかななものかというふうに思っております。

町長が今、合併特例債を活用しながら庁舎建設をしたいというようなお話がございました。合併特例債、過疎債といっても30%の起債であります。私はこの大きな起債が後でボディブローのように効いてくる。この八峰町を持続可能な形で長く続けていく、フル馬拉ソンをする、そのための考え方をしたときに、どうしても庁舎建設はもう少し緩やかな形で考えて、そしてこの10年間のスパンの中ですから、もうちょっとゆっくり先の10年後の財政見通しも考えながら私はこの問題は進めていった方がいい。今、新町発足と同時に庁舎建設を考えていく。私はそういう段階ではないなというふうに思っております。トップや町の執行部の考え方次第、我々の議員の考え方次第では、この八峰町とてすぐにでも能代市に吸収をされるやもしれません。どうかひとつ町長には、もう少しゆっくりと「白神の自然と人で創るやすらぎのまち」でありますから、やすらぐ間もなく能代市に合併をされる、食われてしまう、こんなことのないように、この大きなテーマである「白神の自然と人で創るやすらぎのまち」、この大きなテーマを追求したそういう方策、事業を、腰を落ち着けて進めていく、そういう姿勢でありたいと願うものであります。庁舎建設に関して、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず一つは、庁舎を仮に建設するとした場合は、やっぱり特例債を使っていくというのでなければ建設するというのは不可能だと、それが一つあります。それから……質問要旨ももう少し細かければ細かく答弁しましたけれども、あまり雑駁でしたので、そこまで準備しませんでした。

まず、そういう10年間の合併特例債の中で庁舎問題も考えていきたいと。ただし、これからの財政見通しを立てていく場合は、この庁舎建設を頭に入れて立てるのか、庁舎建設しないでいくのかというのに、それもまたかなり違ってくると思われま。それから私として今4年間の中に必ず庁舎を建てるんだというふうに決定づけてものを考えているわけではありませんので、今いろんな角度で、先ほど柴田議員からも指摘ありましたけれども、そういう問題もありますので、早めにそういういろんな問題について勉強していくということは、これ必要じゃないかなと考えているわけです。そこで今すぐ、来年すぐ建てなきゃならないとか、そういう考え方でいっているわけではございませんので、そこら辺は誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、さっき質問の中にもありましたけれども、もう合併しても長く続かないん

じゃないかという、そういう話をされる町民もいるという話もございましたけれども、やはり2つの町村で今合併を選択した中で、やはり持続可能なそういうまちづくりをしていくというのはやっぱり大事だと思います。その中では、いくらでも財政基盤をしっかりと計画を立てながら長く持続されるような形で頑張っていかなきゃならないという考え方については、私もそのとおりだと思います。これまでも合併協議の中で10年間、あるいは15年の財政推計も立てましたけれども、ただ、これは全般的な推計であって、事業のいろんな貼り付けとかそういったものを細かくやっていきますと、また、年度別に状況がまた違ってきますので、これは今後、今検討される総合振興計画の際に長期的なもの、中期的なもの、そういうものを合わせながらみていくと。そしてまた、途中では当然見直しが必要になってくると。というのは、町のやっぱり税収の問題であるとか、国・県の動向であるとか、いろんなことが変わってくるわけですので、そういうものをちゃんと条件に入れながらまた見直しをかけていくと。ただし、今の合併に関するいろんな特例措置がございますので、これは最大限やっぱり生かしながら持続可能なそういう計画を立てていくということは当然だろうと思いますので、今スタートしたばかりで町民に先行きに不安を与えるようなことのないように、しっかりとした形で財政運営を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 町長が顔を上げて話をいたしまして、その真意が十分伝わってまいりまして、非常にいいなと思いました。最初の答弁よりも再質問の答弁の方がよくわかりました。

先ほど柴田議員からも庁舎の件についてお話がございました。効率性、それからコストの面からも庁舎は建設するべきだというような意見が出てまいりました。私は、コストというのは町長が乗っている車の、黒の丈夫な車、もっと立派な車も乗って欲しいそれは町長一人のものではない、町民は背負っているものでありますから、頑丈な少しぐらいの事故でも動じないような、そういう車に乗ってほしいなというふうに思っている一人であります。10年目でありますから、そろそろこの車を変えていただきたい。そんな小さなコストよりも、私は庁舎の建設、大きなものを十分に検討して、そしてみなさんの創意のもと、これでよかろうと思ったときに実行に移していく、そういう町の姿勢であってほしいなというふうに思っているわけであります。

どうかそういう面からも、ひとつ十分に検討されて、そして10年のスパンの中で庁舎

建設を研究して、そして答えを出して、建設するなり、やめるなり、いろんな方法を考えていく、そういうことで進めていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議員の今日の質問の中でも2つの意見があるように、いろんな意見があると思います。そういう意見をですね、これからいろんな形で網羅をしながら成案を図っていくというふうなことになるかと思います。何も車、心配してくれるのはありがたいんですけども、その経費は細かいものではなくて、塵も積もれば山となりますので、そういう小さな問題も大きな問題も合わせながら合理化に向けて頑張っていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 4番の今井でございます。通告制により、一般質問をいたします。

私からは1点のみでございます。峰浜地区の大沢大信田線のバイパスについてというふうなことで、本町の道路網は過疎地域自立促進計画にもありますように集落間の道路ネットワークを作成しておりますが、しかしながら大沢大信田線を見ますと、あの道路は、幅員は6メートルあるわけですけども、カーブも多いし、そしてまた歩道がありません。非常に児童、そして歩行者がいろいろ危険な目に遭ったりとか、また、道路の草刈等も結構時期が遅れたりの問題もありまして、非常に歩道の道路沿いの支障になりまして、非常に交通安全上も危ないわけでございます。そして、特に埴部落というふうな大信田までの途中の部落でございますが、急カーブもありますし、しかも、それが一本道で袋小路になっております。もしそういった部分について災害時とかそういうふうな有事の際は、もう通行止めというふうな状態になる、孤立するというふうなことになります。そしてまた現状を見ますと、拡幅を集落内、そして集落と集落をつなぐ部分を見ても、現状ではもう拡幅はちょっと無理だというふうに思っております。そうした中で、当然、来年度以降、下水道の工事発注がなされるというふうになった場合に、非常に大型車が入ったり、そういった場合に非常に危険性が交通安全上、そしていろんな面からの危険性が伴われます。そういった中で、やはりこのような町村合併もなされている、そして合併町になった、こういうふうな時代でございますし、非常に住民の方々からの強い要望もありますし、バイパス関係、いわゆるミニバイパスというふうな

必要性をうたわれておりますので、その点をそういうふうな計画性とかありましたらどうかひとつよろしくご答弁願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今井一政議員のご質問にお答えします。

大沢大信田線のバイパスの必要性についてであります。この町道はご存じのとおり大沢・中村・埜、そして大信田を結ぶ延長3,849メートルの幹線道路であります。幅員も9.3メートルから4.5メートルと狭い箇所もみられ、交互交通が不可能な箇所が集落通では特にみられます。通行の安全上と災害時等の対策から、町道終点部にあたる大信田集落の箇所には平成10年から16年までの7年間をかけてバイパス工事として大信田東線が完成し、危険箇所の回避や災害時等の迂回路の確保ができたものと考えております。今年度においては、先にバイパス工事が完成している大信田地区を除いた大沢大信田線の路線調査測量を予定し、拡幅改良かバイパス工事が適当なのかを検討することとしておりますが、用地等の課題がありますので、地域のご理解とご協力がなければ計画の策定や調査測量を実施することができないと考えております。路線調査測量を実施する前に土地改良区の関係者や地域住民の声を十分聞きながら、安全と安心な交通確保に努めていくための路線計画を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、再質問ありますか。はい、4番今井一政君。

○4番（今井一政君） 今、答弁をいただきましたが、その中で過去においても地域の住民なり関係者地域関係者というふうなことでのいわゆる話し合い、協議会というふうなことをもった時期というか、何回かはあります。しかしながら実際のところ、県道の、大沢線の県道の拡幅というふうな部分での何といいますか、見本工事というふうなことで、大沢部落については非常に一つずつの事業、計画をしたいというふうな一つの提案もありましたが、今回はそれは県道の方が確定されたというふうなことがありまして、この町道に対しても大沢の集落に対しては非常に前向きになれる条件にあるのかなとも思っておりますし、今後また建設課の方でもそういった関係者に対しては、それはひとつ気持ちの中に入れてもらって交渉なりを進めてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ今議員がおっしゃったようなことも含めまして、地域との

話し合いとか、あるいはまた今回はどういう形のものがいいのか、そういう意見を基にしながらバイパスがいいのか拡幅がいいのかということになりますけれども、大沢からそっちの線をですね、そういう面で厳密に調査するということですので、今言った考え方も含めながら頑張っていきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 4番議員、よろしいですか。

○4番（今井一政君） はい。

○議長（阿部栄悦君） これで4番議員の一般質問を終わります。

次に、14番議員の一般質問を許します。はい、14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 14番見上政子です。通告に従い、7点について質問いたします。

はじめに、一般質問を提出の際、締切間際に提出したために誤字脱字を確認する間がなく、大変お見苦しい文章になってしまいました。意味をご理解いただいて答弁してくださいませよう、お詫びとお願いをいたします。

さて、はじめに八森地区の放課後児童クラブについてお尋ねをいたします。

町長の考えは今まで何度か伺ってきましたが、どうも話を聞いていると、働きながら子育てをするという方々に対する支援の意欲が伺えません。放課後児童クラブについて問う以前の問題ではないかと思い、働きながら子育てをすることについての町長の考え方をまずお聞かせください。

今、子供に係る養育費があまりにもかかり過ぎて、子どもを産みたいけども産む事が出来ない。また次世代を担う子どもが減少して、社会問題になっています。子育て支援はもはや大きな社会的な課題になっています。放課後児童クラブの制度については、国は10人以上、県は5人以上の児童がいれば補助を出しています。国に提出した旧八森町の次世代育成支援地域行動計画の中にも21年までの計画に、放課後児童クラブは3箇所にする謳っています。放課後児童クラブが、今全国に必要とされ、周辺のクラブはみんな一般になっています。八森地域のクラブはこんな世相に逆行するかのよう思われます。現在のクラブは、ファガスのステージのこの裏側にあります。そろそろ子供たちが帰ってくるころですけれども、声が聞こえません。どこかにおかれてしまったのでしょうか。本当に子供たちは健康診断があつたり、コンサートがあつたりすると、その場を移動しなくてはなりません。この前もそうでしたけれども、大事な議会をやっているときに子供の声がして、歩く音がしました。今ではもう限界に達しているのではないのでしょうか。また、八森小学校地区では新入学児童が観海小学校より多くなっています。

夕風団地の若い世代は、今でもこれからも八小に放課後児童クラブがあることを望んでいます。町長は、その都度「10人以下だからやめた方がいいという声があるから」とよく言われます。また、費用対効果の面から監査から指摘されていることは必ず出されま
す。費用対効果の面から監査から指摘されるといいますけれども、今までどおりの車を用意して学校に迎えに行く、親がこのファガスに迎えに来る、こういうやり方では、岩館からも八小からも利用する人がいないということは再三申し上げています。監査は3年前の実績を見て、当局のやり方を子供が少ないからとだけ指摘していますけれども、本当に指摘するところは、補助金があるのにそれを十分利用しているのかということ
を指摘するのが本当に監査の仕事だと思います。本当にそういう点では、子供が少ないからということ、これを3年前のことですけれども、これを再三言われます。これでは本当に困ります。ハタハタ館の問題が先ほどから言われてますけれども、このハタハタ館のことでいいますと、莫大な費用をつぎ込んでいます。学校で子供を安心して保育をする、子供をみる、このことについては、本当に微々たるお金であります。このハタハタ館が、この先黒字になるという保証はどこにもないと思います。それに比べるとこの制度は、先ほど国・県の補助があることを述べましたけれども、小学校1年生からとだけ県の方の要綱を見ますとありますが、別に3年生までとは限っておりません。そして、県の方では5人以上ということで補助を出しています。町長は再三にわたって「10人以下だから、10人以下だから」といいますけれども、県の方はどうして5人以上の子供に補助を出しているのでしょうか。これは地域的には5人ぐらいでも子供がいるかもしれない、それでも学童保育所がやった方が働く人たちの子育て支援になるのだということで補助を出していると思います。ぜひ、この規約を改正して、10人以下だからいつでも廃止するようなそういうふうな項目ではなく、1年生から6年生まで随時10人、これは県の方、国の方からも補助がおりれば、それはもう大変結構ですけれども、3年生とは限らず6年生まで必要だということも頭に入れておいてほしいと思います。

私は、利用している保護者一人一人に聞いてみました。「本当にあって助かっている。なかったらもう働けない。この町から出ていかななくてはいけない。」また、「今、子供が3年生で1年生から預かって大変助かっている。今後これからは私は心配だ」ということを言っていました。「4年生から部活が始まり、この夏休み・冬休みの間、子供を一人にしておくのが心配だ。」一人っ子の子供ですけれども、その家庭はほとんど母子家庭のようなもので、お父さんがいるんですけれども遠くに出稼ぎに行つて、ほとんど

母子家庭のようなところでは、このような、また、あるお母さんは、今、これから次の子供も学童に入れたい。そして、今、年長ですけれども、このクラスの中にも学童を利用したいという人がいるんだということを言われました。これこそが次世代支援のための内容ではないでしょうか。

以上のことから、放課後児童クラブをより発展的に活用するための施策を1年生から3年生までといわず、必要があれば6年生まで、また、10人以下ではなく県の補助が示しているように5人以下ということを考えてもらえないか。また、ファガスの場所ではなく、小学校を利用して峰浜と同じようにすることを考えてもらえないか。以上のことについてお尋ねをいたします。

次に、町民に利用しやすいような公民館にするべきではないかということについてお尋ねいたします。

まず、公民館に入ろうと外から右の窓を見上げると、薄黄色になっています。おそらくこのヤニの色でしょう。中に入ると、においが蔓延しています。喫煙していると、ガラスのドアから煙も出てきます。もはや婦人や子供たちの出入りする場所にはなっていません。これが公共の施設かといえるくらいです。町民の皆さんは、会場をとるまでもなく気軽に談話室を利用して打ち合わせをしたいとか、おしゃべりをしたいと思っても、男性軍が数人たばこを吸っていると近寄れません。それとガラスの仕切りがあるからなのか、それで安心して吸われているのでしょうか。もうガラスをとっぱらってしまった方がいいと思います。そして、回りには本を置いて気軽に読書をしたり、お茶を飲むような、そういう場所にしてはどうでしょうか。ガラスの部屋が屋根に覆われ、天井・壁などの張り替えが必要になったら、それこそ学童保育の費用云々といっている場合ではありません。費用がかかります。家事を主にする婦人の側からすると、中にあるカウンター付近の食器・器材がヤニに覆われているのではないかという婦人の心配の声もありました。喫煙所になっていることに不満も多く聞かれています。また、このホールが議場になった時点で、早急にこれは対策を考えなくてはならないことだったのではないのでしょうか。このままでは児童・婦人の健康が危ぶまれます。たばこは吸い終わっても体内から5時間は呼吸と一緒に排出されるといわれています。たばこを吸うなど言っているではありません。喫煙者の自由です。今の社会現象は、ストレスがたまりやすいような仕組みになっています。たばこを吸うことで、一服吸うことで、癒しの効果があるのかどうなのか私にはちょっと理解ができませんけれども、コマーシャルも盛

んに行われ、これでは喫煙が害だという、こういうふうな影響は多分出てこなく、これからも喫煙者は減らないと思います。回りに悪影響を及ぼさないような対策を考えなくてはならないのではないのでしょうか。喫煙場所が館内に煙の入るすきをつくらぬような別室をつくる、また、公共の場として利用する妊婦・児童・高齢者、いろんな方がおります。もうこのように今たばこを本当に館内で吸われているのを見ると、これはすべての館内で禁煙にした方がいいのではないか。一つ許してしまうと、もうあちこちでたばこが施設の中に、公共施設の中に蔓延している、これが最近の状態ではないかと私は思っています。町長いかがお考えでしょうか。

次に、館内が利用しやすいものにするについてお尋ねします。

図書館については、先ほど言いましたけれども、これも何度か質問してきました。町民の中には、2階に図書館があったことを知らないという人もいます。また、本の在庫の確認はできているのでしょうか。心配になります。何よりも怖いのは、黙って持ち帰ってチェックされないような仕組みになっているのではないかということです。これでは犯罪を招いてしまいます。図書は1階に置く必要があるのではないのでしょうか。教育民生委員会では町内の関係施設を訪問してきました。その際、峰浜の小学校がすべて図書館が一番出入りのしやすい玄関口のくつろぎのスペースというのでしょうか、空間というのでしょうか、そういうところに本がずらりと並べられています。これが自然な配置ではないかと思えます。先回も一般質問で発言しましたがけれども、藤里の三世代交流館のような施設も参考になると思えます。

また、館内のことですので、この大ホール側のトイレに洋式トイレがありません。これは高齢とともに膝が悪かったり、私たちだけではないんですけれども、いろんな方が利用しますので、膝が悪かったり腰が悪い人には大変これが日本式のトイレは負担になります。館内は合併に伴い生涯課が増えたり、議会になったり、放課後児童クラブや県の支援で行われている放課後サポート事業など、児童から大人まで幅広く利用されていると思えます。もっと安心して使いやすいような公民館にする、抜本的な改善が必要ではないのでしょうか。

3番目に、高齢者のおでかけ応援バスが必要ではないかということについてお尋ねします。先ほど7番議員からもこの質問がありましたけれども、私はちょっと別の観点から質問したいと思います。

65歳以上の高齢者のためのおでかけ応援バスが必要ではないか。町内循環バス、市内

循環往復バスを週数回、それぞれ区間を縦貫するようなことができないでしょうか。かねてから岩館・本館地区などから要望がありましたが、合併して選挙活動で対話してみますと、峰浜地区からも多くの声が聞こえました。五能線や秋北バスの本数が足りなかったり、利用しにくかったりしています。また、高齢者には料金が負担になっているとも言われています。全国各地でこの取り組みが進んでいるところがいっぱいあります。能代市では「はまなす号」だったり、また、旧二ツ井、藤里では、高齢者に料金の援助をしたりしています。現在、町内を走る秋北バスを見ると、朝8時台のバスは利用している人もパラパラですが、大きなバスが狭い道路を空状態で走っているのを見るにつけ、本当にしのびなくなってしまいます。小型バスを巡回して、大いに高齢者を外に出す、おでかけバスというふうなことの支援は考えられないでしょうか。これは最近、大阪堺市では6月5日から満65歳以上の方におでかけ応援バス、これは高齢者社会参加促進事業という名で行っているようですけれども、応援カードを出しておりまして、これを、証明書を提出すれば100円で乗れるということです。この証明書は役場にわざわざ行かなくても、健康保険証を郵便局に持っていけば証明書を発行してくれるということでもあります。これを出して100円出すと、これはここの市では5日・10日・15日・20日・25日・30日、確実にこれを運行しているということでもあります。いろんなことが、工夫が考えられると思います。ぜひ創意工夫をして、この能代に出かけたり、また町内を循環する、こういうおでかけを応援する、こういう交通手段を考えていただけないものでしょうか。

4つ目です。ハタハタ館の改修に莫大な経費がかかるが、八峰町の身の丈に合った施設の改修をとということです。

合併に伴い財政が逼迫しており、町民の皆さんが要望している放課後児童クラブやおでかけ応援バス、介護保険料や利用料の負担軽減、また、教育関係施設の改善と取り組んでほしい課題がたくさんある中で、今果たしてこの改修に5億近い金をかける必要があるのでしょうか。1階のフロアをバリアフリーにすることは、これはよいことです。また、3階の浴場が1階に下げなければならなかった理由が、これ以上、故障が続くと館内全体にも悪影響を及ぼしかねない、こういう施設でありました。浴場に経費がかかり過ぎるとか、だとすれば、それを最小限に抑えたものにできないものでしょうか。県の施設として、また、青少年の家のようなものが建てられ、このハタハタ館に運営が任されるようになりますけれども、これは社会人へ向けての団体研修も含まれるという理

由も見込まれているということです。しかし、この施設ができるために対応することが目的であったはずですが、最初は、改修というのは。そして、研修をするにも子供たち、青少年が利用するにしても、これをいかに安くあげて、この施設を利用するか、これが本当の姿ではなかったのでしょうか。変化に富んだ浴室で、豪華な浴場でお金に糸目をつけない観光客を相手にするというのでは、目的も施設に対応したものになっていかないのではないのでしょうか。莫大な町の予算をつぎ込んで、町民が利用するにはほど遠い料金になったり、そういう施設では町民は納得しないと思います。

今、岩盤浴がはやっているとされます。いかなるものなのか、私もやったことがないので、県南の方まで行って見ました。入浴料金のほかに、そこでは30分500円、1時間1,000円で別に羽織るものを200円程度で用意していかなくてはなりません。これは慣れてくると自前でも行けるということですがけれども、一時的にはやったサウナ的なようなものではないのでしょうか。今ではサウナという言葉もあまり聞かれなくなってしまいました。高齢者の多いこの町には、ゆったりした大浴場が何よりの癒しではないのでしょうか。料金設定はできるだけ安く、大勢の人に利用してもらい、その基本的な考えが最良ではないかと思います。何よりも財政負担が多すぎるということと、今後赤字になったらどうせ指定管理者制度に任せるのだからと、莫大な費用の箱物をつくるのでは、本当に最終的には町民の大きな負担になってしまいます。

私はインターネットで岩盤浴について調べました。そうしたら、別のおもしろいところが出てきましたので、ちょっと参考にしたいと思います。宝塚市の温泉ですけれども、1年間、14年度に完成、大変豪華な温泉施設を第三セクターで完成しまして、年に20万人の利用者があったにもかかわらず、1年間で赤字を出して、一時休館になってしまい、やめることになりました。そして、市民からワークショップ形式で閉鎖を続けるのか、閉鎖をするのか、継続するのかということで検討委員会を設置して5回開いた経過が詳しくA4版の34ページにわたって資料が出ています。これを見ても、まず八峰町ではこれだけのお金をかけた事業であるにもかかわらず、町民の声を反映する場がなかったのではないかと。また、八峰町はこの中では、意見の中に、施設設備には極力少なくするよにという声がこのワークショップの中で一貫してこれが述べられています。また、青森県の舳作温泉ですけれども、舳作温泉は民間ですが、池袋の西口のところでっかいポスターがあって、徹底した都会向けの宣伝を行っています。あれだけ宣伝をしてあのくらいの繁盛ぶりではあります。また、これとはまた逆に、国道の青森方面、

弘前までの間に温泉がいっぱいありますが、その温泉そのものにはほとんどお金をかけていません。200円、公共でも200円、民間でも200円、早朝7時から10時までと徹底した利用する側に立った料金設定であります。以上のことを述べると今後のハタハタ館に対して大変な不安を覚えます。いかがお考えでしょうか。

5番目は、自殺予防についてお尋ねいたします。

秋田県の自殺は全国1番、ここ数年続いています。ワーストワンです。全国でも毎年3万人で、50歳前後の働き盛りが多く自殺していると言われていています。リストラや仕事の過労、経済的な理由や病気が発症したり、病気を苦にして先の生きる望みをなくしてしまう、このようなことが報じられています。八峰町でも15年・16年のデータを見ました。見ると、人数だけでは詳しい内容はつかめないのですが、17年度の両地区でかなりの人数が自殺しているのではないのでしょうか。私の知る限りでも、17年度で八森地区で数人おられます。この病気などの心配事が講じてうつ病になってしまう、そういうケースが多いのではないのでしょうか。その中でも、うつ病は悪化とともに自殺をする、これが今マスコミでも多く取り上げられております。新聞でもよくうつ病のことが書いています。外からは大変分かりづらく、家族の理解が必要です。その分、家族の悩みは重く、誰かれに相談できるというものではありません。また、うつ病に限らず、家族の中に精神科を受診している人がいる方々には、計り知れない御苦勞があると思います。その思いを少しでも軽くするために、公の機関が横と縦のつながりをもって精神科の病気を理解することは、患者の気持ちを軽くして側面から自殺予防に役立てる大切な仕事ではないのでしょうか。病気をもっている人は、本人は家から出て社会とのつながりをもつことは大変困難です。それをサポートしてあげること、これは本人にしかできない家族のつらさをみんなの中にさらけ出すこと、これも大変、これは厳しいことです。それであれば、なるほど、家族だけの体験、悩みにならずにこれを公でサポートする。そして、うつ病に対しても、ほかの精神科に対しても、早期発見をして病気を早めに治療する。精神科の治療は、今うつ病でも治ります。そして総合失調症、私は精神分裂症と言いましたけれども、これも治療をうまくやれば治ります。ぜひこういう家族の方の思いに心を寄せて、こういう支援のサポートをしていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

6番目は、都会の団塊世代が退職することを考え、過疎地域の活用等の情報を積極的に提供するべきではないかについてお尋ねをいたします。

昭和22年から24年ころまででしょうか、ベビーブームといわれた世代は「団塊の世代」「団塊の世代」と言われて、社会的にもいろんな問題を投げかけてきたと思います。今、退職時期を迎え、都会で働いている人たちが退職後は生まれたところに帰りたいとか、大都会とは全く逆の田舎の生活にあこがれているといわれています。情報の進んだ今は、インターネットを全国から取り寄せて空き家・土地を求めていると言われてます。我が自然に恵まれたこの八峰町でも、積極的にこの空き地対策、空き家対策を情報ネットワークに入れてアピールするべきではないでしょうか。桃源郷・岩子・大久保岱・岩館方面、本館、このようなところは都会の人たちには大変な魅力ではないでしょうか。そのためには、空き家を把握して活用させるための方法を考えて教えてあげる。そして、これは家族を巻き込んでこちらの方に移住してもらおうということが、人口の増加と、また、若い家族の増えること、これも町にとってはよい方向に向かうのではないのでしょうか。私もいろいろ問い合わせされたことがあるんですけども、そばにコンビニがあるのかとか、コンビニがないと子供は行くと言わないとか、また、介護施設ができていいのかとか、家族で大勢が行く場合にこれがちゃんと整っているのか、こういうところがやっぱりまちづくりとして魅力的な町をつくっていかなければ、こういうアピールはできないと思います。ぜひこのような施策を考えていただいて、今、私たちが過疎地と言われているこの場所を有効に使う、そして岩子小学校、これをすばらしいところです。本当にああいうところに子供たちがどんどん入っていけるような、そういう考えをとっていかなくてはならないのではないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

最後に7番目になりますけれども、児童の安全確認をするためにも通学路検討委員会のようなものが必要ではないかということについてお尋ねをいたします。

ここ数年間、児童を巻き込んだ事件が後を絶ちません。児童の帰宅時が狙われています。昨年の日が一番短くなる時期に、観海小学校と八中の通学路を歩いてみましたが、このとき思いました、父兄も学校側もこの地域を歩いてみるべきだと本当に思いました。国道の向かい側に学校を建てざるを得ない立地条件であるなら、せめてこれは今八森地区のことですけれども、大人の社会の責任ではないかと思っております。各学校ごとに定期的に通学路を歩いてみて危険な箇所を当局に早めに指摘して改善してもらおう。そして、各小学校の情報を交換する、これが事故を未然に防ぐ方法だと思います。地域の見守り隊も藤里の事件以後、通学路を安全に見回っていただいて、本当にこれは学校側からも父兄側からも感謝しているところでありますけれども、定期的に持続して当局の諮

問機関としてこれを検討委員会としてこれを設置するべきではないかと思えます。特に日が短くなってこれからが大変です。雪道の危険なところ、こういうところをお互いに確認し合い、これを検討委員会として町の方へ提出する、こういう機関があつていいのではないのでしょうか。そのことについていかがお考えでしょうか。

以上のことにつきまして質問いたしました。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、今年度の放課後児童クラブの申し込み状況についてお知らせをいたします。

水沢児童クラブ30名、船川児童クラブ14名、観海児童クラブ6名の合計50名となっております。放課後の児童クラブの設置目的は、保護者が就労等により日中家庭にいない小学生低学年児童に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊びの場や生活の場を提供するものであります。

ご指摘のとおり、学校ごとに設置することが望ましいところではありますが、既存の観海児童クラブを含めて4学校区、岩子小学校・岩館小学校・観海小学校・八森小学校が要綱に規定している登録児童数が10名以上の確保が困難な状況にあります。特に八森地区においては観海児童クラブに集約し、送迎まで考えてまいりましたが、申し込みのとおりとなっております。また、この地区では1週間に1回ではありますが、教育委員会による地域子供教室推進事業として岩館地区でハタハタクラブ、観海地区は白神クラブ、八森地区で海鳴りクラブをボランティアの力添えをいただきながら開催しているところでもあります。現状をご理解いただきたいと思います。

次に、町民が利用しやすい公民館にすべきではないかという質問にお答えします。

ガラスの部屋は八森文化施設の通称シーガルの部屋のことと存じます。文化交流施設、通称ファガスは、若者定住促進等緊急プロジェクト事業により平成8年4月オープンしております。当時、若者が気軽に集い話し合える場を設けることを目的にカウンター付きのラウンジとして設計されております。現在は、いつでも誰でも利用できる部屋として、予約制はとらず自由に利用していただいております。平成15年、健康増進法の施行に伴い、受動喫煙被害防止策が義務づけられたことにより、公共施設では分煙や禁煙に踏み切る施設が増えてきている現状ですが、ファガスでも15年に分煙方式によりシーガルを喫煙場所とし、ほかはすべて禁煙としており、16年には小型分煙機を設置し、環境

の浄化に配慮いたしております。新たな喫煙室の設置につきましては、既存スペースの改修が伴うことから今後十分に検討してまいりたいと考えております。

ガラス張が不要かどうかは賛否の分かれるところと存じますが、シーガルを、図書室を兼ねた談話室のみに改修することは、蔵書約8,000冊を収容する場所と最近では真剣に勉強されている中高生や一般の方々が読書する場所として考えた場合や、談話室の仕切りなどを考慮すると既存スペースでは狭隘であると考えております。いずれ喫煙室や課の配置も含めて、整合性や利便性など全体的に配置計画を考慮すべき問題ですので、十分検討しながら対処すべきものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、トイレの問題ですが、現在ファガス1階には男性用2基、女性用3基、いずれも和式。2階には、男性用4基、うち洋式1基、女性用6基、うち洋式1基が設置されており、1階には洋式がございません。当時は日本的な衛生観点から和風スタイルが主流だったため、和式の多い設計となっておりますが、ご承知のように国際交流の時代でもあり、また、足腰の負担軽減から腰掛けタイプの利用者も多くなっているため、洋式を増やす改修については早い時期に対応したいと考えております。

なお、1階と2階には身障者用の洋風トイレがそれぞれ1基設置されておりますので、当面は一般の方々も共用できますのでご利用いただければと思えます。

次に、高齢者のためにおでかけ応援バスが必要でないかのご質問ですが、7番門協議員のご質問の際にもお答えしたとおり、本町においては高齢者や児童生徒など、いわゆる交通弱者配慮して新たな地域密着型の交通手段の確保に取り組むこととしており、この考え方を基本に、本町の実情に合った生活交通システムはどういうものかを調査検討し、新たな地域の足の確立を図りたいと考えております。この前段として、生活交通システムに対する住民意向調査を実施したいと考えております。

次に、ハタハタ館の改修についてのご質問にお答えいたします。

ハタハタ館は、観光の振興とともに温泉入浴から町民の交流、健康福祉の増進などを目的に整備したものでありますので、町民にも、また、当町を訪れる観光客にも親しんで利用していただければと考えております。事業費につきましては、これまでの入浴客に加え、あきた白神活動体験センターの利用客を受け入れるとなると温泉等の新設や厨房設備、レストランの改修が必要なほか、バリアフリー化や旧八森町の議会議員を初めハタハタ館利用者や従業員からの提言を参考に積み上げたものですが、2カ年の継続事

業で5億634万円となっております。この施設整備の財源には過疎対策事業債を充当しておりますので、元利償還の7割が地方交付税で補てんされますが、温泉入浴による町民の健康増進、雇用の拡大、観光振興及び地域産業への波及効果などが期待できますので、施設完成のあかつきには町の知名度が一気に拡大するものと考えております。

指定管理者制度に丸投げし、料金の値上げに懸念があるとのことですが、利用料金については町の条例で利用料の上限を定めます。このため、宿泊などの新規事業は別にして、温泉入浴等に関しましては現行どおりの利用料にしてまいります。ハタハタ館及びあきた白神体験活動センターを拠点に町内の観光施設のルート化を図るなど、当該エリアを町の活性化の機動力と位置づけ、町内の各種施設が有機的な連携を保つよう努めてまいります。

次に、自殺予防についてであります。自殺対策を国や自治体の責務と定めた自殺対策基本法が今国会で成立いたしました。日本の自殺者数は先進国では突出しており、8年連続3万人を超え、自殺が個人的な問題としてとらえるべきものではなく、その背景にさまざまな要因があることを踏まえ、法制化により官民が連携して相互的な対策の推進を目指すものです。

ご承知のとおり、秋田県の自殺率は11年連続1位で、2000年から本格的に取り組んでいる県の自殺予防事業は、すぐには効果が出ない現状にあります。当町の自殺者は、峰浜地区で平成12年から16年度まで毎年2人から4人発生しており、八森地区は平成16年度は発生しておりませんが、平成12年度と14年度が2人、15年度に3人発生しております。町では今年度、県の重点事業である心の健康づくり自殺予防対策のモデル事業を受けて、自殺予防フォーラムや心の相談活動行政講座を実施いたします。うつ病は自殺を引き起こす要因の一つであり、病気を理解していただくための啓蒙活動と保健活動を積極的に推進してまいります。

また、うつ病は適切な治療により多くが回復しますが、生活習慣病と同じようにうつ病を繰り返したり、慢性の経過をとる場合もあります。再発防止のためには、回復後も比較的長期間の服薬や経過をみる必要があります。家族の病気に対する正しい理解や精神的負担の軽減が必要です。今後、心の健康相談所を定期的に設定し、本人や家族の相談に応ずるとともに、家族教室の開催など検討してまいります。また、うつ病を体験し、そこから回復した人及び彼らを支えてきた家族からの助言を得られる、うつ病経験者の会など精神的な支えの場も検討してまいります。

次に、都会の団塊の世代が退職することを考え、過疎地域の活用等の情報を積極的に提供すべきではないかのご質問であります。団塊の世代の人口は約700万人いると言われ、この団塊の世代が2007年から2009年にかけて定年退職することから、労働人口の減少や技術技能が継承されないのではないかという問題や、年金負担や地域福祉コストの増大などのいわゆる2007年問題が危惧されております。また、この団塊の世代の大部分は退職後も就労したいという意欲を持ち、社会で活動することを希望していると言われております。一方、本町を含む地方公共団体は、地域の人口減少によるコミュニティーの崩壊、税収の減収による財政の悪化等という課題を抱えております。このことから、団塊の世代を呼び込み地域活性化につなげようという動きもみられるようになりました。秋田県が昨年実施した団塊の世代を中心とした首都圏に在住する本県出身者に対するアンケート調査によれば、本県への移住についての質問に、「移住を考えていない」が56.6%、「今は考えていないが、将来考えたい」が15.6%、「季節的な滞在などに限定的に移住を検討している」が9.1%、「移住を本格的に検討している」が3.1%で、条件付きを含め移住を考えている割合は27.8%となっています。これを受けて、秋田県は2007年問題を大きなターニングポイントととらえ、庁内に連絡会議を設置し、観光交流人口の増加、道行き居住者の増加、県内移住者の促進を基本方針に施策を展開していくこととしております。そのため本年度は定住促進アクションプログラムを策定し、市町村と連携して情報の提供やフォーラムの開催等、具体化していくこととしておりますので、これに応ずる形で職員を派遣するなど調査検討するとともに、ふるさと会を通じた首都圏在住者の意識調査や情報提供に着手したいと考えております。

次に、児童の安全確保に関連したご質問は大山議員をはじめ数名からございましたが、見上議員からは通学路検討委員会を設置できないかのご質問であります。

通学路の点検につきましては、危険箇所の点検も含め、以前から各学校が危険箇所マップを作成するなどPTAを初め自治会等、各関係団体の協力をいただき、夏季休暇や冬季休暇前に自主的に実施してきたところであります。したがって、通学路の危険箇所等はかなり把握されており、改めて通学路検討委員会の設置は現段階では考えておりません。

なお、このたびの藤里町の事件を受けて、県では秋田っ子の安全・安心サポート事業として地域安全マップ作成事業を実施し、町内では水沢小学校が事業指定校となっております。この事業を町内全小学校で実施し、いま一度、通学路の危険箇所の再チェック

を行うとともに、危険箇所の防止対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） やはり町長の棒読みの返答にはちょっとあれなんですけれども、町長のお考えとして、働く婦人が子育てをすることに関して、先ほどから家庭の中で子供を育てることについてのお考えについてはお伺いしましたけれども、働く婦人、若いお母さんたち、保護者の人方がまず子育てをすることについて町長はどのように考えておられるのか、その辺について町としてはどのような支援策を考えているのかということをはっきりとお伺いしたいと思います。

それとファガスで、ここで学童保育をやっていることに対する疑問点は感じないのでしょうか。ここが妥当だと思っておられるのでしょうか。

それと、ボランティアグループで週1回ですか、海光苑とかファガスとか岩館の改善センターで行っていますが、あれは4時までです。八森地区からは、働くお母さんたちには非常に中途半端な時間で、4時になったら子供たちが帰ってくる、その時間になくはない、畑に行っても中途半端ということで、利用するのは非常にいいことなんですけれども、やはり本当は学童保育所、放課後児童クラブがほしいんだという声が聞かれます。まして、夕風団地の若いお母さんたちは、これから子育てをしていく上で、また現にやっているお母さんたちからも放課後児童クラブの必要性が出てますが、この辺についていかがお考えでしょうか。

それと図書館についてですけれども、図書室が2階にあるという表示がはっきり出されていないのではないのでしょうか。そして、この今後誰が管理して誰に申し込めば本を借りられるのか。慣れた人は、いつでも借りれる人は、それは勝手にわかっていいんですけれども、その辺のところ、はっきりと明記するべきでないか、表示するべきではないかと思います。

それから自殺予防については、支える会とか、これから今後いろんなことを検討していくということで、この活動に、事業には大変これから期待をしたいと思っております。

それと団塊の世代、この世代の人たちが田舎を探しているという、こういう、十何パーセントですか、秋田県の調査では。これに対する町長のもうちょっと自分の考え方をお聞かせ願いたいと思います。例えば、岩館地区、それから本館、桃源郷とか岩子と

か大久保岱とかああいうところがありますけれども、ああいうところを有効活用するようなそういう具体的な町長の考え方がないでしょうか。八峰町にはコンビニが2軒ありますし、ちょこっと走れば、10分ぐらい走れば大型のスーパーもありますし、立地条件としてはいろいろあると思うんですけれども、八峰町の中でへき地といわれている人口の少ないところ、そういうところに対する施策がないものかどうなのか、この辺もお聞かせください。

それと通学路の問題ですけれども、PTAの方と連絡を取り合っているとかと言われましたけれども、各学校に通学路マップというものが提示されているのでしょうか。そして、危険箇所があるとか把握しているとかと言われましたけれども、これに対するデータとかあるのであったら、今すぐデータは出ないでしょうかけれども、各学校に通学路マップが整備されて設置されているかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後3時57分 休 憩

.....
午後4時 0分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

14番議員の質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の働く婦人の子育てに関することでもありますけれども、今日もですね、少子化対策に関連しながらいろんな角度でお話が出たところでございます。

まず、本来的であれば、家庭の中で子供を育てるという環境があれば、それは一番ベターだろうとは思いますが、ただ、今の働く場の確保、あるいはまた家族が核家族化している中で子育てできないという、そういう人が多くなっているという状況については、やはり行政なり社会的にみんなで支援をしていくというのが当然じゃないかなというふうに思っております。

その中で放課後児童クラブの話も見上さんからずっと言われてきているのも事実でございますので、今のファガスの場所がいいのかどうかということになりますと、やはりもっと適切な場所があればですね、そちらにするのがやはり理想的だろうというふうに思います。

それから、現在の峰浜地区の場合は、ほとんど学校でというふうな状況になっているようでございますので、その点については学校の協力関係とか、あるいはまた設備のス

ペースとかそういうものが確保できるような状況にあるだろうと思います。ただ、八森地区の場合、そういう状況がやっていけるのかどうかという問題もですね、この後検討してみたいなと思っております。

それからもう一つは、見上さんの方から以前から送迎によるものだから申し込み者がいないんだという話をされてきていますけれども、その点についての申し込みの取り方がですね、うちの方でももうちょっと不十分なのかなという気もしますので、これは後です、担当の者とも話をしながら、もう一回ちゃんとした意向についても把握する必要があるのかなと。その上に立っていろんな対策をまた考えていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、ボランティアでやっている地域子供教室推進事業というんですけれども、これは県の補助事業なんですけれども、はっきり放課後児童クラブということでやる事業とまたちょっと質が違いまして、これはもう保育に欠ける、みる人がいないとか何か関係なくですね、地域の子供方がそこに集まっていろいろ交流をするという事業ですので、確か見上さんから時間的な問題とかいろいろ言われた結果もございますけれども、それは別な事業ということでやっているということでご理解をしていただきたいなというふうに思います。

それから、見上さんの方から「図書館、図書館」と言われますけれども、図書館ではなくて、ここは図書室となっていますので、正式な図書館ではございませんので、その点はひとつご理解を賜りたいなと思います。

2階に図書室があるよという表示は1階の正面のところにありますので、今、お帰りの際に確認をしていただければというふうに思います。

それから、本は誰に申し込んでというふうな話がありますけれども、すぐファガスに入ればあそこに人がおるわけですので、そこに声をかけていただければ、今もそういうふうな形で運営していますけれども、貸し出しをちゃんとしながら管理もしておりますので、そういう点ではご心配ないと思います。

それから、団塊の世代の話がありましたけれども、確かに人数的にはですね、680万とも700万とも言われていますけれども、その人方がすぐ移住するような環境にあるかといいますと、やはりそれ相当、自分で居を構えている人が圧倒的に多いわけですので、そうそう簡単にそっちを引き払って田舎に来るという状況下にはないと思います。したがって、さっき申し上げたとおり、3点ぐらいにわたって考えているわけですが、

その人方がこういった恵まれた自然の中で一時的に暮らしてみたいという方もおるかと思ひます。そういう面での、まずその人方の余裕が出た時間を観光という形で呼び込めないかというのが一つの考えです。それからもう一つは、さっき言ったように一時的にしろ、こちらの地域に来て生活してみたいという人がいる、そういうものをどう取り込んでいくか。そして最後にもう一つは、はっきり向こうを引き払っても田舎に住みたいという、そういう大体区分けになるんじゃないかなと思ひます。どの段階にどういう呼び込みをしたらいいのかというのは、今の段階では、はっきりこれでやりますよというものは私どもまだ固まっています。県の方でもまだ固まっています。ただ、見上さんが言うように素材としては確かにうちの方の町ではいっぱいありますので、それを活用した形で今言ったものをどう進めていくのかということが今後の課題でありますので、それについてはこの後いろいろ調査をしたりですね、情報提供したりして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、通学路の関係でございますけれども、各学校の中で一応マップが作られております。今回、県の事業で秋田っ子安全・安心サポート事業として私さっき申し上げましたけれども、これは子供たちが自分の通う通学路を自分の目で見て非常に危険だとかという子供たち自身がマップを作ってみるという事業でありますので、子供の目から通したもの、そしてまた今まで従来学校で危険箇所とか調べた、そういう中身とですね、両方兼ね合わせていくと、そういうものに対する対策がおのずから生まれてくるんじゃないかというふうなことでございます。そういう意味でやっていくということですので、ご理解を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、見上政子さん。

○14番（見上政子君） ファガスは学童保育所が、施設ではないかどうなのかはっきりは答弁ありませんでしたけれども、学校の方とも検討してみること、これは前向きに私も受け止めたいと思っております。

それと、この放課後児童クラブのことを話すると、必ずボランティア活動でこうこうこういうことをやっているからということ、必ず町長は言われます。そのこととあわせて私もどうなのかということで質問をいたしましたので、これは全く学童、放課後児童クラブとは別物であるということで、これも双方ともに理解をしていければいいなと思っております。

それと、申し込みの方法を考えるとということ、確か3月にもおっしゃいました。私は

4月の段階で、多分申し込み方法のとり方が悪かったのであれば、これは考えて、もう一回放課後児童クラブの申し込みを検討するということをおっしゃったので、4月段階でこれが変わるのかなと思いましたが、また同じくファガスの方で子供をみてますので、早急にこれを検討してもらいたいと思います。ぜひ今からでもいいですから、放課後児童クラブについての車の送り迎えではなくて、自分たちのところで保育を、子供をみてもらいたい、そういう希望がないかどうか、そして、ひいてはそれは学校で行うことも検討するというふうな意味でのアンケートをとってもらいたいと思います。

それから通学路のマップですけれども、子供たちの目線で危険な箇所を検討する、これも大変必要なことですが、やはりPTAの中にいろんな役目がありますので、PTAの中にこの通学路について検討するというふうな、こういうシステムをつくってもらいたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 放課後児童クラブの件については、3月の話も今出ましたけれども、私もその後空白でチェックができませんでしたので、もう一度担当課とも十分話をしながら、この後の今言ったような形のものを含めながら検討させていただきます。

それから、通学路のマップについては先ほども申し上げたとおりで、学校としてPTAとかいろいろ話した中でのマップは今ありますので、それと今回子供方がつくるものと合わせながら今後の対策に資していくという意味あいがございますので、あえて今検討委員会つくらなければですね、いけないということではないので、そこら辺をご理解してくださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会します。

なお、次回の本会議は、今後の日程が順調に消化できるものとして、予定どおり23日午後1時に再開し、上程されている議案及び追加議案等の審議、採決等を行いますので、ご参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後 4時12分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

〃 署名議員 鈴 木 一 彦

〃 署名議員 柴 田 正 高

〃 署名議員 芦 崎 達 美

平成18年6月23日（金曜日）

議事日程第3号

平成18年6月23日（金曜日）午後3時15分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第62号 平成18年度八峰町一般会計予算
- 第 3 議案第63号 平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 4 議案第64号 平成18年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第65号 平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 6 議案第66号 平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 7 議案第67号 平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算
- 第 8 議案第68号 平成18年度八峰町土地取得特別会計予算
- 第 9 議案第69号 平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第70号 平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第71号 平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12 議案第72号 平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第73号 平成18年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第14 推薦第 2号 農業委員の推薦について
- 第15 議案第74号 八峰町助役の選任について
- 第16 陳情第 1号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について
- 第17 発議第 9号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について
- 第18 陳情第 2号 出資法上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を求める陳情書
- 第19 陳情第 3号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書
- 第20 発議第10号 ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書の提出について

- 第21 陳情第 4号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書
- 第22 発議第11号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書の提出について
- 第23 陳情第 5号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 第24 陳情第 6号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 第25 請願第 1号 農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書
- 第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第27 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	教育長	千葉良一
総務課長	皆川鉄也	収入役室長	金谷茂
企画財政課長	須藤徳雄	管財課長	木村学
税務課長	佐々木充	産業振興課長	武田武
八森町民サービス課長	小林孝一	峰浜町民サービス課長	嶋津宣美
福祉課長	佐藤弘	保健衛生課長	金平嘉孝
農業振興課長	米森昭一	建設課長	辻正英
上下水道課長	高宮建一	農業委員会事務局長	松森尚文
学校教育課長	伊勢均	生涯学習課長	齊藤英市郎
学校給食センター所長	加賀谷敏一	峰浜公民館長	福司和明

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 辰 雄 書記 齊藤 なつ子

午後 3時15分 開 議

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しております日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、議案第62号、平成18年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっております、議案第62号、平成18年度八峰町一般会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日、22日及び本日23日の4日間にわたって委員会を開催し、一般会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

なお、各分科会からの付帯意見がありましたので、後ほど文書にて提出いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 八峰町が今後末永く続くことができるようにするためには、先ほどの一般質問の中でも、この間の一般質問の中でも、町長の給料とかって出ましたが、みずから議会費を減らし、これが人件費を減らすことによってもう少し長くなるんじゃないかなということと、それからハタハタ館の改修についてですが、風呂とかレストラ

ンの改修は万やむを得ないと思いますが、宿泊施設についてはまだ回りとも協議もされておられません。今後いろんな面で心配がございます。その点もう少し宿泊施設は先延ばしできないかということで、私はこの一般会計には反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま3番石塚正一君より反対意見がございました。賛成の方の意見ございませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） このたびの一般質問においても、私はこのハタハタ館の大規模改修による意義ある、そして県の宿泊施設も来年にはオープンするというふうなことも強調しながら、観光の拠点は八森地区はここであり、峰浜地区はポンポコ山周辺とこう思っております。この際、ハード面はすべて整うだろう。あとは、いかにソフト面に力を入れながら集客、そして交流・滞在の人口を増やしていただけるか。そのためには、町長に対しトップセールスの必要性や、JRの秋田支所とはぜひとも連絡に密にしながら、周辺が活性化できるようにというふうなご質問もいたした経緯がございますので、このたびの大規模改修はやはりリニューアルこれからの観光というふうなことを捉えればぜひ必要であるというふうなことから賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） ハタハタ館の施設の設備に費用がかかり過ぎます。また、国保会計に基金からの繰り出しをもって多くして、国保の値上げを抑えるべきだと思います。この観点から私は一般会計に反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 賛成の方のご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第63号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第63号、平成18年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、国民健康保険事業勘定特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 長時間にわたって、この国保問題については審議を尽くしてきました。しかし、これはやはり値上げにつながります。町民の負担がますます重くなって、今まで以上に滞納者が増える危険があります。こういう意味でも、私はこの国保予算に反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 私は、賛成の立場から意見を述べたいと思います。国民健康保険事業を円滑に運営する意味からも、この予算に賛成いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第64号、平成18年度八峰町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第64号、

平成18年度八峰町老人保健特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、老人保健特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第65号、平成18年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、介護保険事業勘定特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 介護保険も国保同様、長時間このことについては審議をしてきました。しかし、結果的には峰浜地区での介護保険料の大幅な値上げになってしまいました。年金から天引きされる金額をみて、高齢者の方々が本当に打撃を受けると思いま

す。この点から、私はこの介護保険に反対いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今回の介護保険の予算ですが、住民に負担が多くなっていることは確かでございますが、その大きい要因が、介護保険給付費の伸びであります。こうしたことを勘案しながら、今年度は予防重視型のシステム、それに転換するという努力をみられ、今回の予算に計上されておりますので、本予算には賛成をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第66号、平成18年度八峰町沢目財産区特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、沢目財産区特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第67号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第67号、平成18年度八峰町埴川財産区特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、埴川財産区特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第68号、平成18年度八峰町土地取得特別会計予算を議題とします。

本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第68号、平成18年度八峰町土地取得特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、土地取得特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第69号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

大変御苦労さまでありますが、本案について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第69号、平成18年度八峰町簡易水道事業特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、簡易水道事業特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） 質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

（「議長、暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 3時40分 休 憩

午後 3時42分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

日程第10、議案第70号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、並びに日程第11、議案第71号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第12、議案第72号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第13、議案第73号、平成18年度八峰町営診療所特別会計予算、以上を一括して議題といたします。

ただいまの議題について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、8番菊地 薫君。

○予算特別委員長（菊地 薫君） 報告いたします。

6月15日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第70号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第71号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、議案第72号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第73号、平成18年度八峰町営診療所特別会計予算について、審議経過の概要と、その結果についてご報告します。

去る6月19日、20日及び本日23日の3日間にわたって委員会を開催し、公共下水道事業特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、漁業集落排水事業特別会計予算、町営診療所特別会計予算を慎重に審議いたしました。

その結果、本予算案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの4議案について質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第70号、71号、72号、73号について採決をいたします。本4議案に対する委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、平成18年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、議案第71号、平成18年度八峰町農業集落排水事業特別

会計予算、議案第72号、平成18年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、議案第73号、平成18年度八峰町営診療所特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、推選第2号、農業委員の推薦についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

推選第2号

農業委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、下記の者を農業委員として推薦する。

平成18年6月23日提出

提出者	八峰町議会議員	今井一政
賛成者	〃	門脇直樹
〃	〃	石塚正一
〃	〃	福司憲友

推薦者名簿

1. 住 所 八峰町峰浜目名淵字岩子131番地
2. 氏 名 鈴木 一彦 昭和28年3月3日生

推薦者名簿2

1. 住 所 八峰町八森字浜田78番地2
2. 氏 名 佐々木清美 昭和9年7月27日生

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 議会推薦の農業委員は、ただいま朗読のとおり、鈴木一彦君、佐々木清美さんを推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま事務局長が朗読した者を推薦することに決定いたしました。

（「議長、休憩願います。」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後 3時49分 休 憩

午後 3時53分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第15、議案第74号、八峰町助役の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君）

議案第74号

八峰町助役の選任について

八峰町助役として次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

選任する方は、住所 八峰町峰浜石川字石川484番地、氏名 佐々木正憲、昭和11年1月25日生まれであります。

ご提案申し上げます佐々木正憲氏は、昭和32年、旧峰浜村に奉職して以来、35年間勤務され、その間、教育、福祉、建設、農政、総務行政を担当し、産業課長、農業指導センター所長、総務課長などを歴任され、平成4年から1期教育長を務めるなど、町政全般にわたって幅広く活躍され、経験も豊富な方であります。平成7年退職後は、海と川と空の塾局長として、自然と人間との共生を主眼に自然環境の保護に力をそそがれ、11年間で実に8,000本ものブナを植林し、恵まれた自然を後世に残すため現在も活躍中であり、町村合併して間もない本町にとっては、このように経験豊富で行動力のある方こそ新町建設計画の実現に大いに活躍していただけるものと確信し、選任に同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。採決の方法は、会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 人事案件について投票でお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 投票の声がありますので、これから議案第74号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部栄悦君） 議場を閉鎖いたしました。

ただいまの出席議員数は、議長を含めて16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

(「議長、休憩願います。」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 休憩いたします。

午後 3時57分 休 憩

.....
午後 3時58分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に戻って会議を再開いたします。

念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付をいたします。

(投票用紙配付)

○議長(阿部栄悦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱確認)

○議長(阿部栄悦君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。松岡清悦君、大山義昭君、石塚正一君は、開票の立ち会いをお願いします。開票を始めてください。

(開票)

○議長(阿部栄悦君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票なし。有効投票のうち、賛成15票、反対なし。

以上のとおり、議案第74号は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第16、陳情第1号、違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出についてを議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決します。採決は起立で行います。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

日程第17、発議第9号、違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君)

発議第9号

平成18年6月23日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤 實
賛成者	〃	丸 山 あつ子
〃	〃	菊 地 薫
〃	〃	福 司 憲 友
〃	〃	須 藤 正 人

違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由、陳情第1号、違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について

を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

この意見書は、後日それぞれ関係機関に送付いたします。

日程第18、陳情第2号、出資法上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正等を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は総務常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務常任委員会に付託することに決定しました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第19、陳情第3号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第3号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第3号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立全員。したがって、陳情第3号は採択することに決定しました。

日程第20、発議第10号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君）

発議第10号

平成18年6月23日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	〃	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由、陳情第3号、ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

この意見書は、後日それぞれの関係機関に送付いたします。

日程第21、陳情第4号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を省略し、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号について採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立全員。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

日程第22、発議第11号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君)

発議第11号

平成18年6月23日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	〃	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫

〃 〃 福 司 憲 友
〃 〃 須 藤 正 人

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書の提出について
標記の議案を別紙のとおり、八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。
提出の理由、陳情第4号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情
書を採用する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるため
あります。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第11号は原案のとおり可
決されました。

この意見書は、後日それぞれの関係機関に送付いたします。

日程第23、陳情第5号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情を議題
とします。

お諮りします。陳情第5号は総務常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は総務常任委員会
に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたし
ます。

日程第24、陳情第6号、最低保障年金制度の創設を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は総務常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務常任委員会に付託することに決定しました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第25、請願第1号、農産物価格の保障を軸とし、すべての農家を対象にした経営安定対策を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第1号は産業建設常任委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第27、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成18年6月八峰町議会定例会を閉じます。ご協力ありがとうございました。

○総務課長（皆川鉄也君） どうも議長長い時間、御苦勞さまでございました。

お疲れのところ大変恐縮でございますが、先ほど皆さんから選任同意をいただきました新しい助役の佐々木正憲氏がここにおみえになってございますので、一言ごあいさつをしたいというふうなことでございますので、若干のお時間を拝借いたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○助役（佐々木正則君） ありがとうございます。身に余る光榮に浴しまして、感激の極みでございます。と同時に、責任の重さをただいま痛感しているところでございます。

大変微力でございますけれども、これから新生八峰町の発展、そして地域住民の皆さんの幸せを助長しながら、鋭意尽力してまいりたいと思えます。皆さんのさらなるご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いしたいと思えます。

大変措辞でございますが、一言御礼にかえさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

午後 4時20分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

〃 署名議員 木 藤 實

〃 署名議員 見 上 政 子

〃 署名議員 須 藤 正 人